

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月30日

【発行者名】 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド  
(Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・ガイエット  
(Brian Guyett)  
取締役 カール・マケネフ  
(Karl McEneff)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
弁護士 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
記名式無額面受益証券。  
受益証券200億ユーロを上限とします。(上限見込金額は、約2兆6,344億円)  
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成21年9月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.72円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 定義

本書の別紙 に記載される定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本書中の用語に適用されます。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

(Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund)

(注) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド (以下「ファンド」といいます。) は、オープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストであるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ (以下「ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ」といいます。) のサブ・ファンドです。現在、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、本ファンドおよびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配カナダ・ボンド・ファンドおよびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配米国優先証券ファンドの4ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類です。(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)

格付は取得していません。ファンド証券は追加型です。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

受益証券200億ユーロを上限とします。(上限見込額は、約2兆6,344億円)

(注1) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成21年9月末日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.72円)によります。

(注2) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されていますが、ファンド証券はユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### （４）【発行（売出）価格】

各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格

「取引日」とは東京、ダブリンおよびロンドンにおいて銀行が通常業務のため営業している日かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。

### （５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.10% (税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.05% (税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.525% (税抜0.5%)

### （６）【申込単位】

100口以上10口単位

### （７）【申込期間】

平成21年12月1日（火曜日）から平成22年11月30日（火曜日）まで

### （８）【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」または「販売会社」といいます。)

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

**( 9 ) 【払込期日】**

投資者は、受益証券申込注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本における4営業日目の日（以下「払込期日」といいます。）までに申込金額を販売会社に支払うものとします。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

各取引日の発行価額の総額は、販売会社によって払込期日にファンドの口座にユーロ貨で払い込まれます。

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

該当事項なし

**( 1 2 ) 【その他】**

a . 申込証拠金はありません。

b . 引受等の概要

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）との間において、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して、大和証券は、平成14年11月7日付契約に基づき受益証券の募集を行います。

販売会社は、直接または販売・買戻取扱会社（以下販売会社と併せて「販売取扱会社」といいます。）を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、日本における管理会社の代行協会員として大和証券を指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいいます。

c . 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、ユーロ貨と円貨との換算は、各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。申込金額は、販売会社により各払込期日に受託会社のファンド口座にユーロ貨で払い込まれます。

d . 日本以外の地域における販売

日本における募集に並行して、海外で、アメリカ合衆国市民、国民および同国居住者ならびにアイルランド居住者以外の者に対して受益証券の販売が行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、1990年ユニット・トラスト法（以下「ユニット・トラスト法」といいます。）に定める規定および同法に基づく規則にしたがってファイナンシャル・レギュレーター（以下「アイルランド金融規制当局」といいます。）の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストです。ただし、このことは本書に記載する内容、ファンド、またはファンドが保有する証券をアイルランド政府が承認していることを意味しません。上記に反する表明は許可されておらず、違法です。

アイルランド金融規制当局によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドに対する承認または保証ではなく、アイルランド金融規制当局が英文目論見書の内容に対し責任を負うものでもありません。

アイルランド金融規制当局はアイルランド金融規制当局がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズを認可したことによって、またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの債務不履行に起因してダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関する法律により与えられる機能をアイルランド金融規制当局が執行することを理由として、債務を負うものではありません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド金融規制当局が保証することを意味するものではありません。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはユニット・トラスト法に定める規定にしたがって2002年11月7日に設立されました。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの規則は信託証書に記載されます。また信託証書は受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束します。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは信託証書によって設立され、ファンドで構成されています。信託証書の規定にしたがって、あるファンドの受益証券の発行代り金はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの帳簿記録上、かかるファンドに計上され、またあるファンドに帰属する資産、債務、所得および支出もかかるファンドに計上されます。あるファンドの資産は、本書に記載するかかるファンドの投資目的および投資方針にしたがって独自に投資されます。またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに新たにファンドを追加し、または既存のファンドを終了させる場合は、英文目論見書に追補を追加し、または英文目論見書から追補を削除することができます。

各ファンドの申込金額は各ファンドの表示通貨で支払うものとします。

現在のファンドとその表示通貨は以下のとおりです。

ファンド名称	表示通貨
毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド	豪ドル
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ
毎月分配カナダ・ボンド・ファンド	カナダドル
毎月分配米国優先証券ファンド	米ドル

管理会社は、事前に書面で受託会社およびアイルランド金融規制当局の承認を得た上で、追加のファンドを設定することができます。追加されたファンドの名称、受益証券の当初募集の条件、投資目的および投資方針の詳細ならびに報酬と費用については英文目論見書の追補に定めるものとします。管理会社は、アイルランド金融規制当局および受託会社に通知し、30日前までに関係する受益者に通知を送達することで、既存のファンドを終了させる権限を有するものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに投資することは、ファンドの受益証券を購入することです。受益者の資産を蓄積するのはファンドです。ファンドの受益証券は、かかる受益証券が帰属するファ

ンドの資産に対する受益権を表象します。

各ファンドは、管理会社の承認を得た上で、受託会社はその裁量により決定した債務を負担するものとし、ファンドとしては第三者に対して責任を負いません。ただし、個々の債務が特定のファンドには関係しないと受託会社が判断する場合、かかる債務は、すべてのファンドの間で、割当を行う時点のそれぞれの純資産額に比例して、連帯して負担するものとします。

各ファンドの資産は各ファンドのみに帰属し、その他のファンドとは分別され、直接、間接を問わず、その他のファンドの債務またはその他のファンドに対する請求を履行するためには使用しないものとし、またかかる目的に利用してはなりません。

ファンドの受益証券の発行および買戻しは当該ファンドの取引日においてのみ行われます。

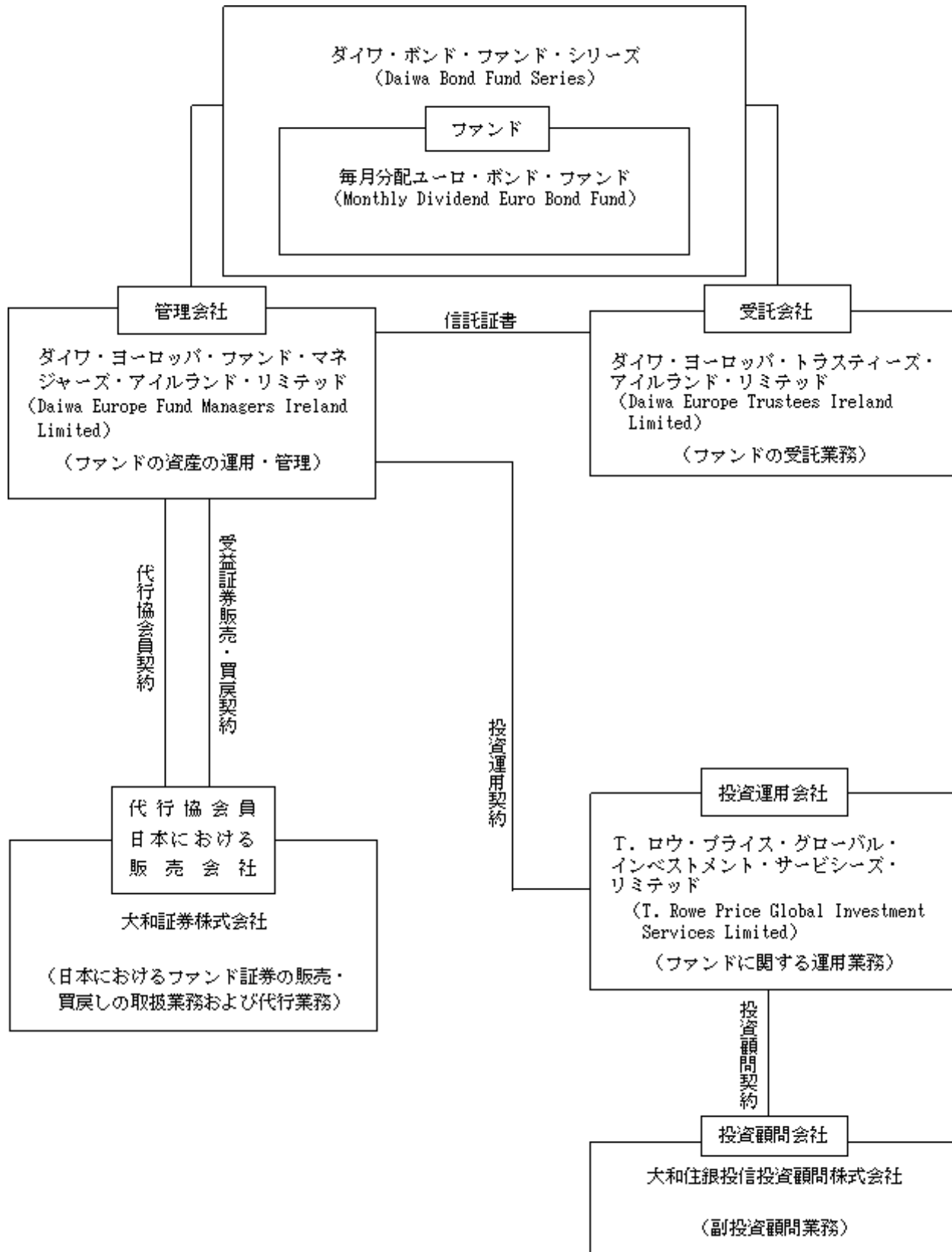
それぞれのファンドの受益証券は、アイルランド居住者およびアメリカ合衆国国民に対する場合を除き自由に譲渡しえます。ファンドのそれぞれの受益証券は、ファンドの収益および分配金ならびに解散の際には、ファンドの資産に対して、同等に参加する権利を有します。ファンドの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されません。受益証券の端数は発行されません。

ファンドの主たる投資目的は、原則として公認の取引所（以下「公認取引所」という）に上場され、またはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した分配を追求することです。

ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## ファンドとファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
<p>管理会社</p>	<p>ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)</p>	<p>2002年11月7日付で受託会社との間で締結されたダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの信託証書（2002年11月29日付信託証書第1追補、2003年2月25日付信託証書第2追補、2003年5月26日付信託証書第3追補および2003年8月18日付信託証書第4追補によって修正済）に基づき、ファンドの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、およびファンドの解散業務を行います。</p>
<p>投資運用会社</p>	<p>T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド (T. Rowe Price Global Investment Services Limited)</p>	<p>2002年11月29日付で管理会社とT・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間で締結された投資運用契約<sup>(注1)</sup>に基づき、管理会社に対してポートフォリオに関する投資運用業務を行います。</p> <p>2008年12月31日を効力発生日として、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドに譲渡されました。かかる譲渡の結果、管理会社、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよびT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドとの間で締結された2008年12月12日付更改契約（2008年12月31日付で効力発生）に従って、T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドは、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに代わりファンドの投資運用会社として業務を行います。</p>
<p>投資顧問会社</p>	<p>大和住銀投信投資顧問株式会社 (Daiwa SB Investments Limited)</p>	<p>2002年11月29日付で投資運用会社との間で締結された投資顧問契約<sup>(注2)</sup>に基づき、投資運用会社に対する副投資顧問業務を行います。</p>

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
受託会社	ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Trustees Ireland Limited)	2002年11月7日付で管理会社との間で締結された信託証書(2002年11月29日付信託証書第1追補、2003年2月25日付信託証書第2追補、2003年5月26日付信託証書第3追補および2003年8月18日付信託証書第4追補によって修正済)に基づき、ファンド資産の保管、支払代行業務を行います。
代行協会員および日本における販売会社	大和証券株式会社 (Daiwa Securities Co., Limited)	2002年11月7日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約 <sup>(注3)</sup> に基づき、代行協会員業務を行います。 2002年11月7日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約 <sup>(注4)</sup> に基づき、受益証券の販売・買戻業務を行います。

(注1) 投資運用契約とは、信託証書に基づき、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約です。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して一般的助言を行い、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受ける受益証券を、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

#### 管理会社の概要

##### ( ) 設立準拠法

管理会社は、アイルランド1963 - 2006年会社法(以下「アイルランド会社法」といいます。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。アイルランド会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド金融規制当局により投資信託を管理することが認可されています。

##### ( ) 事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産の管理・運用を行う義務があります。

##### ( ) 資本金の額

授權資本金は40万英ポンド(5,764万円)です。2009年9月末日現在、払込済株式資本は40万英ポンド(5,764万円)です。

(注) 英ポンドの円貨換算は、平成21年9月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=144.10円)によります。以下同じ。

##### ( ) 会社の沿革

1995年4月25日設立。

##### ( ) 大株主の状況

(2009年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率



ダイワ・セキュリティーズ・トラ スト・ヨーロッパ・リミテッド (Daiwa Securities Trust Europe Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハー コート・ロード、ハーコート・セン ター、ブロック5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	399,999株	99.99%
---	--	----------	--------

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドの主たる投資目的は、公認取引所に上場され、またはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した分配を追求することです。

ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。

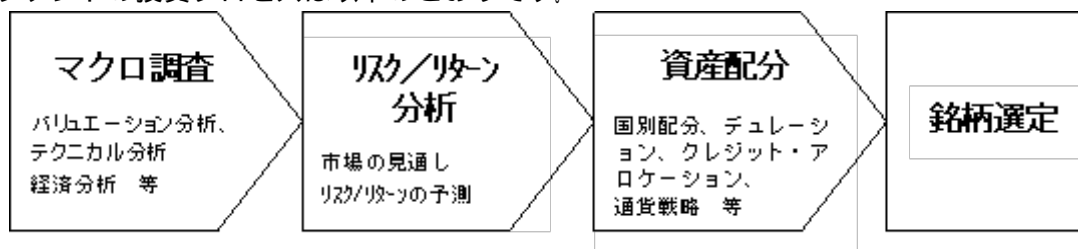
投資運用会社は債券、通貨、金融の各市場に関して三つの要素（ファンダメンタルズ、投資価値およびテクニカル）の分析に基づくトップダウン・リサーチを使用する方針です。このリサーチが各市場に関する投資運用会社の明確な予測を立てる基礎となり、そこからリスク/リターン・プロジェクションおよびチャートが作成され、資産配分、デュレーション、イールド・カーブに関する決定が下されます。また銘柄選定は個々の銘柄の信用に関するボトムアップ分析および同等の銘柄との相対的価値に関する評価に基づきます。

デュレーション	<p>ファンドの平均デュレーションは、通常バークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス<sup>(注)</sup>のデュレーションの±1.5年程度の範囲内とします。</p> <p>(注) バークレイズ・キャピタルがリーマン・ブラザーズの米国債券事業を取得したことに伴い、指数の名称が、2008年11月3日付で「リーマン・ブラザーズ・ユーロ総合インデックス」から「バークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス」に変更されました。</p>
クレジット・アロケーション	<p>国債以外の公社債、政府機関債、資産担保証券等への投資は取得時において信託資産の純資産総額の50%以内とします。</p>
個別銘柄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファンドは、資産取得時において投資適格債券より高い格付けを有するユーロ建て固定金利商品に主として投資します。評価機関による格付けが異なる場合は、ファンドは高い方の格付けを考慮します。ファンドの購入後に証券が一方の評価機関により非投資適格に格下げされた場合も、ファンドは証券を保有することができます。しかしながら、証券がスタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズの双方により非投資適格に格下げされた場合には、ファンドは合理的期間内にこの証券を売却するものとします。</li> <li>・ ファンドはスタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズのBBB - / Baa 3以上の格付けを取得している証券に投資します。</li> <li>・ ファンドの加重平均格付けは、スタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズのAA - / Aa 3相当以上を保持するものとします。</li> </ul>
通貨	<p>ユーロ通貨建以外の欧州通貨建資産への投資は、取得時においてファンドの純資産総額の15%以内とします。</p>

	信用度	長期債格付け		
		スタンダード・アンド・プアーズ	ムーディーズ	
高い ↑ 低い ↓	投資適格債券	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa	← 投資対象の範囲
	非投資適格債券	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C	

格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の高い格付けを持つ債券ほど、元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性は高くなります。

ファンドの投資プロセスは以下のとおりです。



社債への投資にあたっては、投資運用会社は信用リサーチを十分に行い、投資魅力のある銘柄を決定します。投資運用会社の信用リサーチは定性分析および定量分析の双方の性格をもち、以下の要素を含みます。

定量分析	定性分析
<ul style="list-style-type: none"> <li>信用力に関する統計</li> <li>流動性</li> <li>競合他社との比較</li> <li>債券のストラクチャー及び約款条項</li> <li>格付け機関への直接照会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の質</li> <li>会社の位置づけ及び経営戦略</li> <li>市場の流動性</li> <li>相対価値</li> <li>企業訪問その他</li> </ul>

なお、同一企業の発行する債券への投資は、その取得時においてファンドの純資産総額の5パーセント以内とします。

#### ベンチマーク

投資運用会社は、バークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスを中長期的に上回るパフォーマンスを上げることによって上記の投資目的を達成することを目指します。

（ベンチマークの参考情報：2009年9月末現在）

銘柄数	平均クーポン	平均残存年数	最終利回り	修正デュレーション
3,130	4.40%	6.98年	3.11%	5.11年

出所) パークレイズ・キャピタル

パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスは1998年7月に導入されました。国債、国際機関債、社債、資産担保証券を対象としており、グローバル債券市場においてファンド・マネージャーに広範かつ客観的なベンチマークを提供します。この指数は、固定金利投資適格ユーロ債券市場の客観的表示ルールに基づく構造に従います。

## (2) 【投資対象】

ファンドは、主として公認証券取引所において上場される、または取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建ての債券に投資をします。

投資運用会社は、アイルランド金融規制当局および本書が定める投資制限および投資限度にしたがって、証券先物取引、証券指数先物取引、証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引を行うことができます。また、ファンドの資産の効率的な運用のために、同様にアイルランド金融規制当局および本書が定める投資制限に従い、異なる通貨相互、異なる金利相互または金利およびその元本を一定の条件のもとで交換する取引を行うことができます。それに加え、金利先渡取引および為替先渡取引についても行うことができます。

加えて、ファンドは、ユーロ建てまたはその他の欧州通貨建ての国債、国際機関債、社債、その他の発行体が発行する債券や固定利付証書に投資をすることができます。ただしファンドは、原則として取得時において純資産総額の50パーセント以上をユーロ建ての国債に投資します。尚、ユーロ建て以外の資産への投資は、投資運用会社によって投資魅力があると判断された場合に限り、取得時において純資産総額の15パーセント以下とします。

その上で、アイルランド金融規制当局および本書が定めた枠内で下記「ポートフォリオの効率的運用を目的とする譲渡性証券に関する手法および商品の利用」において、対ユーロで為替ヘッジを行うことができます。また、同様にアイルランド金融規制当局が定めた枠内で、為替先渡取引およびオプション取引によるヘッジを行うことができます。

ファンドは、原則として取得時において評価格付機関による格付が、トリプルB格（BBB - またはBaa3）以上の債券に投資するものとします。ただし、BBB - またはBaa3の債券への投資は、原則、取得時において純資産総額の10%までとします。評価機関による格付けが異なる場合は、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズのうちいずれか高い方の格付けを採用します。取得後、いずれかの格付機関が、格下げを行いトリプルB格（BBB - またはBaa1）未満となった場合でも、ファンドは、引き続きその債券を保有することができます。しかし、格付機関2社が、いずれも格下げを行った場合には、合理的な期間をもってすみやかに売却するものとします。

ファンドの平均格付けは以下の表に示すように、各格付け機関にいくつかの評価（「格付け評価」）を割り当てることにより計算されます。各ファンドに保有されたファンドの各証券の純資産額に格付け評価を乗じることにより割合の計算はなされます。求められた評価は平均格付けを出すために合算されます。合計は4.5以下、すなわちAA - / AA3の信用格付けの証券に相当する格付けの数値でなければなりません。合計が4.5を超える場合、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズと等しい程度に達している旨を確実にするために、他の格付け機関は調査されます。

計算の目的上、現金および合衆国政府が担保とするモーゲージ証券はAaa信用格付けに属し、かつウエイト1に相当する旨に注意することが重要です。

### ムーディーズ

Aaa	Aa1	Aa2	Aa3	A1	A2	A3	Baa1	Baa2	Baa3	Ba1	Ba2	Ba3
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

スタンダード・アンド・プアーズ

AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-	BBB+	BBB	BBB-	BB+	BB	BB-
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

フィッチ

AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-	BBB+	BBB	BBB-	BB+	BB	BB-
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

## (3) 【運用体制】

## ( ) 投資運用会社

管理会社およびT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドとの間の2003年5月26日付投資運用契約(2008年12月31日を効力発生日とする2008年12月12日付更改契約に従って、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドからT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドへ地位譲渡されました。)に従って、管理会社は、ファンドの投資運用会社としてT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド(以下「TRPGIS」といいます。)を任命しています。当該投資運用契約は存続期間の定めがなく、一方当事者の他方当事者への書面による90日前の通知により解約することができます。

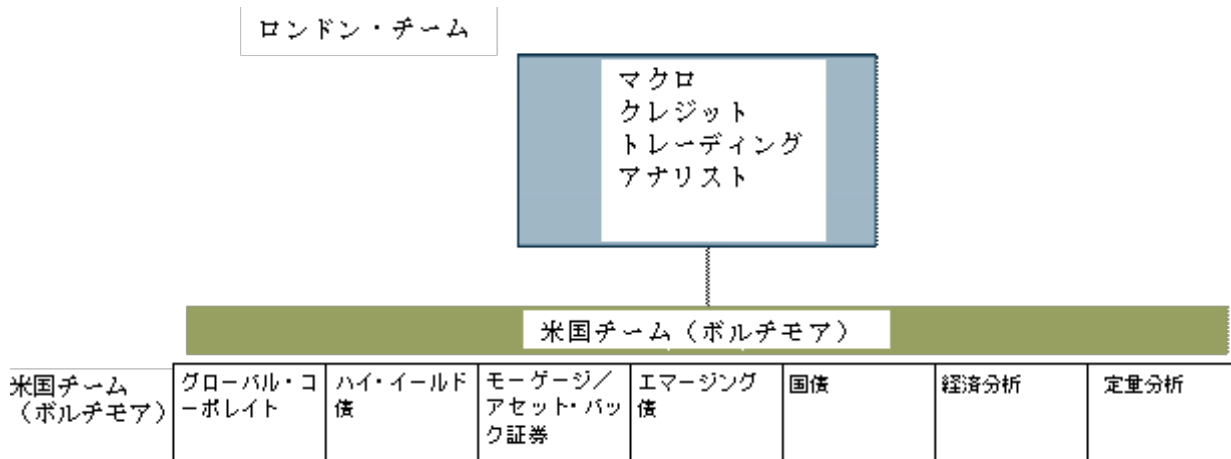
投資運用会社であるTRPGISは、2000年3月23日に英国で設立され、その登記上の事務所を連合王国、4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有しています。TRPGISは、英国ロンドンと米国メリーランド州ボルチモアとでポートフォリオ運用業務を行っています。TRPGISは、金融サービス持株会社であるT・ロウ・プライス・グループ・インク(T.Rowe Price Group, Inc.)の全額出資子会社です。この企業組織(以下「T・ロウ・プライス」と総称します。)にはTRPGISのほかに、規制を受ける多くの投資委託会社が存在します。TRPGISは、英国金融サービス機構の規制を受けています。

TRPGISは、2009年9月末日現在、運用資産として333億米ドルを保有していました。

T・ロウ・プライスは、投資家ならびに金融仲介業者に幅広い選択肢から積極的な株式および債券投資戦略を提供しています。また、同社が提供する商品全般に渡り、独自性、ファンダメンタル・リサーチ、リスク・マネジメントに対する周到な注意およびスタイルの一貫性を保つことに重きを置いています。

## ( ) 運用体制

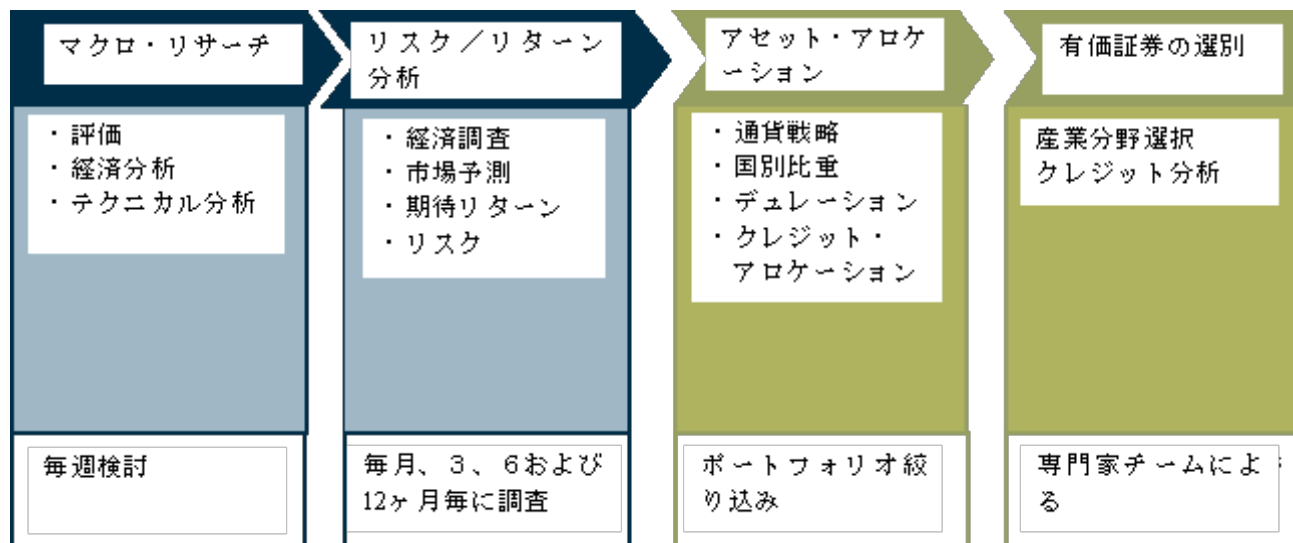
ファンドの運用体制は、以下の図の通りです。



グローバル・コーポレート・チーム、エコノミスト、モーゲージ/アセット・バック証券チームを含む米国チームによってサポートされるロンドンのポートフォリオ・マネジメント・チームが、アナリストのマクロ経済予測および提供情報に基づき意思決定します。

## ( ) 資産運用の意思決定過程

ファンドの資産運用に関する方針は、以下の過程に従って決定されます。



## マクロ・リサーチ

チームのマクロ経済予測を決定し、評価およびファンダメンタル分析により、市場心理および競合他社の現況のような短期間の流れを考慮しつつ中長期間の投資機会を見出します。会議には、投資運用会社のエコノミストも参加します。

さらに、コーポレート市場に固有のテーマで開催される週間戦略会議において、特定のマクロ・テーマを補足しています。

リサーチおよび分析は、ウェブをベースとしたグローバルなシステム基盤を通して行われます。このシステム基盤のおかげで、全世界規模でリアルタイムに情報共有が可能となり、T・ロウ・プライスの他の事務所間または債券および株式チームとの良好なコミュニケーションが確保されます。

通貨およびクレジットは、個別資産として投資されます。債券投資においては実質金利に、クレジット投資においてはスプレッド・レベルに、通貨投資においては国別対外競争力にかなりの比重を置きます。

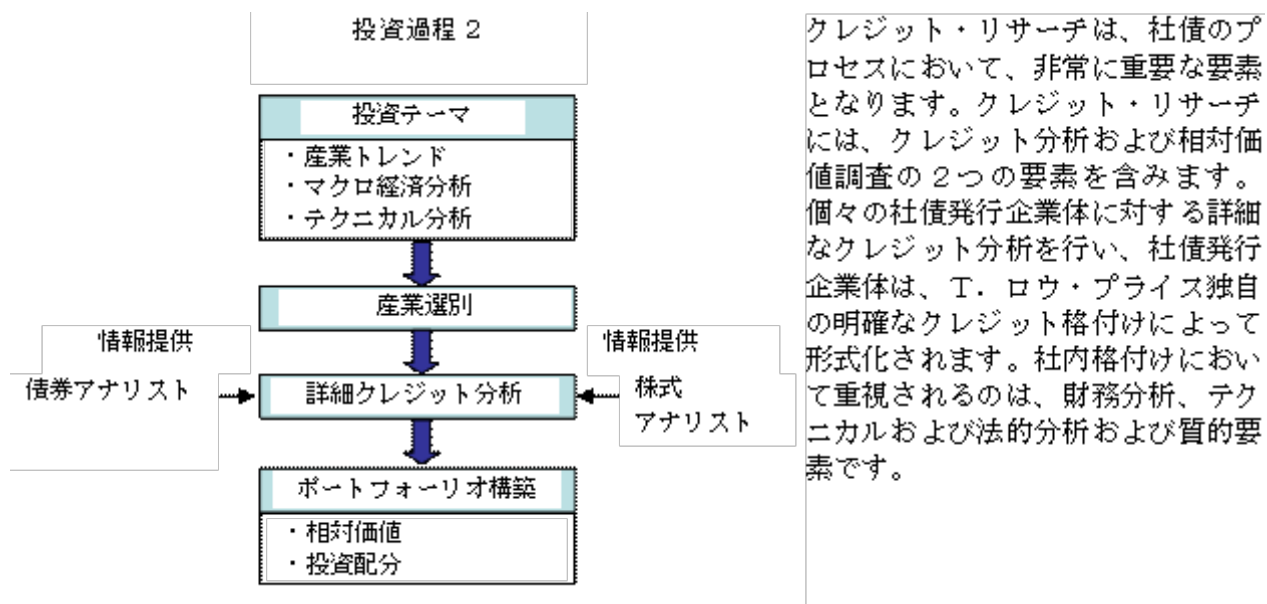
## リスク/リターン分析

上記の詳細なリサーチを利用することによって、利率および通貨の月次予測を行います。予測は、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月単位で行われ、信用市場の投資適格予測も含まれます。

債券および通貨の期待リターンは、ベンチマークに対するトラッキング・エラーであるリスクに対して測定されます。インデックスに対し相当の超過リターンを示しかつ低リスクの資産に関しては資金投入を増やし、高リスクで低収益の資産に関しては、資金投入を減じる候補とします。

## クレジット投資

T・ロウ・プライスには、企業債券リサーチ専門のチームがあり、アナリストは全産業分野に渡っています。産業分野毎の専門アナリストが、スタッフ共々、社債市場における全産業をカバーしています。さらに、企業債券アナリストは、同社のネットワークを介し、株式リサーチ・アナリストとも縦横に交流しています。



### ( ) 義務および権限

投資運用部門においては、ファンドの投資運用に対する意思決定機能をセクションまたはポジション毎に持っており、各セクションまたは各ポジションの重要な義務および権限は、内部規則に従って規定されています。

ポートフォリオ運用の最終決定は、グローバルな債券チームのメンバーおよび専門分野の専門家にサポートされますが、最終権限は、トップのポートフォリオ・マネジャーにあります。

### ( ) ミーティング、委員会またはその他の内部組織

原則として、T・ロウ・プライスは分権化されたコンプライアンス組織を有しており、これを通じて各セクションがそれぞれの事業活動およびコンプライアンス過程に関して主たる責任を負います。各セクションのコンプライアンス担当者は、部内のコンプライアンス・プログラムを策定および監視する任務が与えられています。各セクションのコンプライアンス・プログラムは全社的コンプライアンス担当取締役の点検および承認を受けます。更にコンプライアンス管理委員会はコンプライアンス担当取締役にT・ロウ・プライスのコンプライアンス・プログラムに関する継続的なフィードバックおよび指導を行います。全社的コンプライアンス担当取締役は、内部監査に関連して、各セクションのコンプライアンス活動の定期的点検を行います。

コンプライアンス・プログラムの一環として、T・ロウ・プライスには証券法、顧客との契約上の義務およびT・ロウ・プライスの倫理規定の違反を防止および発見する手続の妥当性および実施を確保する職責を負う数多くのグループがあります。こうしたグループには、法務/コンプライアンス、イ

ンターナショナル・コンプライアンス、投資サポート、ポートフォリオ運用および内部監査が含まれます。また投資制限は、取引前後の両面で監視されています。

更にT・ロウ・プライスはリスク管理の諸相を監督する一定の委員会を設けています。その全てにT・ロウ・プライスの上級執行役員を含むこれらの委員会は以下のとおりです。

- ・ 米国株式、米国外株式、債券ステアリング・コミッティ（26名） - 投資方針を定め、パフォーマンスおよびスタイルの継続性を監視する責任を負います。
- ・ OUSガバナンス委員会（6名） - T・ロウ・プライスの米国外事業の管理、サポートおよびビジネス機能の監視を行います。米国外ビジネスユニット、主要な管理部門および業務サポートグループからの定期報告を受領・レビューし、さらに関連する全ての部署、委員会および米国外事業のガバナンスに影響を与えうる活動に関する合議体に対して指針を提供する責任を負います。
- ・ 株式ブローカーおよび取引監督委員会 / 債券ブローカーおよび取引監督委員会（27名） - ブローカー取引の配分、ソフト・ダラー・サービス、最善執行等の検討を担当します。
- ・ コンプライアンス監督委員会（20名） - 個別的なコンプライアンスの要請の特定、年間コンプライアンスの計画の検討および承認、ならびに前年の計画の進捗状況の点検を担当します。

#### （4）【分配方針】

管理会社は英文目論見書の規定にしたがって、ファンドが受領した純受取利息、配当およびその他の利益から、毎月の分配（ただし、信託証書に定める規定に基づいて適当な調整を行うことを条件とします。）を宣言します。また管理会社は、毎月、または管理会社が決定したその他の時期に、ファンドの実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができます。さらに、分配に回さないファンドの利益および純売買益は、ファンドの投資方針にしたがって再投資するものとします。

分配は各月の最後の営業日（以下「分配落日」といいます。）で宣言し、日本で販売される受益証券については販売会社に対して、分配落日の翌々営業日に支払います。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払います。また日本において、受益証券の保有を販売会社に委託する場合、販売会社が分配金を受け取った後の販売会社が指定した日に、販売会社が日本の受益者に分配金を支払うものとします。

ある分配期間に関してファンドの分配に利用できる金額は、かかる分配期間中にファンドに関して受託会社が（配当、利息等の形で）受け取った純投資収益の合計額に相当する金額に、純実現および純未実現売買益を加えた額から純実現および純未実現売買損を引いた額とし、以下の調整を行うものとします。

- (a) 権利付きまたは分配落ちでの売買を可能とする調整のための額を加算し、または差し引きます。
- (b) 分配期間の終了時に発生し、受託会社が受け取っていない利息、配当またはその他の利益に相当する額を加算し、（以前の分配期間に関して加算の調整が済んでいる）以前の分配期間の終了時に発生した利息、配当またはその他の利益に相当する額を差し引きます。
- (c) 直前の分配期間に関して分配に利用できなかったものの分配されていない金額がある場合はこれを加算します。
- (d) 所得税の減免または二重課税の救済措置等に関連する請求を原因とする実際のまたは予想される税金還付額に相当する額を加算します。
- (e) ファンドの利益から適正に支払うべき租税等の実際のまたは予想される債務の額を差し引きます。
- (f) 分配期間中に受益証券の解約に際して支払われた利益への参加分に相当する額を差し引きます。
- (g) 分配期間中に発生し、ファンドの利益または元本から適正に支払うべき費用、報酬またはその他の支払い（事務管理費用、立替費用、管理会社に支払うサービス料、課徴金などを含みます。）に必要な額を差し引きます。

各分配期間に関してファンドから分配する金額は、投資運用会社と協議した上で管理会社が分配に利用可能な資金の枠内で決定するものとします。ただし、ある分配期間に関して分配されなかった金



額は、次の分配期間に繰り越すことができます。

日本において、受益証券の保有を被指名人としての販売会社に委託する場合、配当については、販売会社がファンドから分配を受け取った後、遅滞なく受益者に支払うものとします。

支払日から6年間未請求の分配金は失効し、預託資産に帰属するものとします。

受取人が別段の請求をしない限り、受益者に支払われる分配金は、関係するファンドの基準通貨で、電信送金によって、受益者の費用で支払われるものとします。電信送金は、受益者の指示にしたがって、受益者のリスクで支払われ、また共同受益者の場合は、関係する名簿に最初に名前が記載された共同受益者に、共同受益者のリスクで支払われ、また銀行業者もしくはその他の代理人または受益者の被指名人への支払いに関して受託会社が承認した書式で作成された書面の指示書を受益者または共同受益者が受託会社に送付した場合に、かかる指示書に記載する指示にしたがって処理されるものとします。

#### (5) 【投資制限】

ファンドに適用される投資制限を以下に記載します。管理会社は、投資運用会社の助言にしたがって、受託会社の書面の許可を受け、アイルランド金融規制当局に通知した上で、ファンドの投資証券を保有し、または受益証券を販売する国の法規を遵守するために、受益者の利益に資する追加の投資制限を課すことができます。

ファンドの資産は法に基づいて許可された投資証券に限定して投資し、法に定める制約および本書に記載する投資制限に服すものとします。

- (1) ファンドは、本書の別紙 に記載する公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。
- (2) ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。ファンドは、ファンドの純資産額の100パーセントを限度として、EU加盟国の政府もしくは地方政府またはアメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイスおよびノルウェーの政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行が発行または保証した譲渡性証券、ならびにアメリカ合衆国政府の十分な信用と保証の裏付けがある債券に投資することを認めるアイルランド金融規制当局の許可を取得しています。
- (3) ファンドは同一の発行体が発行した特定のクラスの証券の10パーセント以上を保有してはなりません。本項の解釈上、同一の発行体が発行したすべての債務証券は全体としてひとつのクラスを構成すると見なします。
- (4) ファンドの純資産額の10パーセント以上を、1つの機関に預託してはなりません。上記の制限は、以下の機関が発行した預託金額を証明する証券、または以下の機関に預金し、もしくは以下の機関が保証した金額については30パーセントに拡大します。
  - ( ) EUの金融機関
  - ( ) 欧州経済地域(EEA)の加盟国(ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)で認可を受けた銀行
  - ( ) EU加盟国またはEEAの加盟国以外に、1988年7月のBIS基準の署名国(スイス、カナダ、日本およびアメリカ合衆国)で認可を受けた銀行またはオーストラリアもしくはニュージーランドで認可された銀行
  - ( ) 受託会社
- (5) (2)項および(4)項に関して、関連会社は同一の発行体と見なされます。
- (6) ファンドの純資産の50パーセント以上を、常に、日本の金融商品取引法に定める「有価証券」の定義に該当する証券に投資します。
- (7) ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資することはできません。
- (8) ファンドは、会社型の株式に対して投資を行うオープンエンド型集合投資スキームに投資してはなりません。

- (9) ファンドは、証券を空売りし、またはショート・ポジションを保持してはなりません。ただし、アイルランド金融規制当局が定めた枠内で、ポートフォリオの効率的運用のために、先物取引および先渡取引（かかる取引のオプションを含みます。）に関して当初証拠金および維持証拠金を差し入れている場合はこの限りではありません。
- (10) ファンドは、ファンドの純資産額の10パーセントを越える借入れを行ってはなりません。
- (11) ファンドの純資産額の5パーセント以上をワラントに投資してはなりません。
- (12) ファンドは、商品、商品契約、商品又は商品に関する権利を表象する証券または商品を買ってはなりません。上記規定の解釈上、商品には貴金属を含みます。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、商品に投資し、または商品を取引する会社の証券を買することができます。
- (13) ファンドは不動産を購入してはなりません。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、不動産に投資する会社の証券を買することができます。
- (14) ファンドの資産を証券の引き受けまたは下引き受けに使用してはなりません。ただし、対象証券の処分に関連して、証券法に基づく引受人と見なされる場合はこの限りではありません。
- (15) ファンドは、以下に定める条件にしたがってその他のオープンエンド型集合投資ファンドの受益証券を購入することができます。
- ( ) ファンドは純資産額の10パーセント以上をかかる投資ファンドに投資してはなりません。
  - ( ) ファンドが同一の管理会社または関連会社が運用する集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、投資先のファンドの管理会社は、受益証券の購入に関連して自らの利益のために徴収する手数料を放棄しなければなりません。
  - ( ) その他の集合投資ファンドの受益証券への投資によってファンドの投資運用会社が仲介手数料を受け取る場合、かかる手数料はファンドの資産となるものとします。

ファンドの支配できない理由により、あるいは引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければなりません。

管理会社は加えて以下の追加的投資制限を2002年11月7日付取締役会決議において導入しています。

管理会社または受益者以外の第三者の利益のために管理会社によりなされた取引のような、ファンドの受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する管理会社のあらゆる取引は、禁止されます。

さらに、ユーロ通貨建資産以外へのファンドの投資は、別の欧州通貨建資産の取得および投資時において、ファンドの純資産額の15パーセントまで投資することができます。かかる投資は、投資顧問会社が魅力的であると判断するときのみ行われるものとします。ユーロに対する通貨ヘッジは、通貨の魅力の度合い、および英文目論見書に記載されるアイルランド金融規制当局によって規定される制限内において行われます。通貨先物およびオプションを通じて行われるヘッジは、英文目論見書に記載されるアイルランド金融規制当局によって規定される制限内において許可されます。

#### 効率的ポートフォリオ運用

適用ある法律で認められている場合、ファンドは、アイルランド金融規制当局が定めた条件および制限にしたがって、譲渡性証券に関して先物、オプション、スワップおよび貸株などの手法および商品を利用することができます。ただし、かかる手法および商品はヘッジもしくはパフォーマンスの向上または両方を目的とするポートフォリオの効率的な運用のために使用することを条件とします。かかる手法および商品の利用に関してアイルランド金融規制当局が定めた条件および制限については以下に記載します。以下に記載するオプションの利用に関してアイルランド金融規制当局が定めた条件および制限は、ポートフォリオの効率的運用のためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが利用する保証にも適用されるものとします。また適用ある法律で認められている場合、ファンドは、以下に記載するアイルランド金融規制当局が定めた条件および制限にしたがって、資産および債務の管理に関連して為替リスクおよび金利リスクをヘッジする手法および商品を利用することができます。

## ポートフォリオの効率的運用を目的とする譲渡性証券に関する手法および商品の利用

### 一般的条件

1. ポートフォリオの効率的運用を目的とする手法および商品は、ファンドの投資目的に適合する場合に限って使用することができます。
2. かかる手法および商品は（単独で、またはひとつ以上の手法または商品と組み合わせて）ファンドのポートフォリオの効率的な運用に経済的に適していると管理会社またはその任命する投資運用会社が合理的に判断するものでなければなりません。
3. これらの手法および商品についてのファンドの意図は本書において開示されなければならず、また定期報告書にこれらの手法および商品がどのように利用されてきたかを示さなければなりません。本書に記載する手法および商品は、以下に定める条件および制限にしたがって使用します。アイルランド金融規制当局は、場合に依りて、その他の手法および商品の使用について検討することができます。

### デリバティブ取引

4. コール・オプションは、オプションの行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件として購入することができます。ただし、上記の要領で購入するコール・オプションの行使価額がファンドの純資産額の10パーセントを越えないことを条件に、アンカバーのコール・オプションを購入することができます。
5. 原則として、ファンドがコール・オプションの対象となった証券の保有を常に維持することを条件に、コール・オプションを売却することができます。インデックス・コール・オプションは、ファンドのすべての資産、または売却するコール・オプションの行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分がかかるオプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、売却することができます。ただし、アンカバーのコール・オプションについては、上記の要領で売却するコール・オプションの行使価額の合計額が、ファンドの純資産額の10パーセントを越えないことを条件に、これを売却することができます。
6. プット・オプションの対象となった証券が常にファンドの保有に帰することを条件に、プット・オプションを購入することができます。インデックス・プット・オプションについては、ファンドのすべての資産、または購入するプット・オプションの行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分がかかるプット・オプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、購入することができます。アンカバーのプット・オプションについては、上記の要領で購入するプット・オプションの行使価額がファンドの純資産額の10パーセントを越えないことを条件に、購入することができます。
7. プット・オプションは、オプションの行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件に、売却することができます。
8. 先物契約は、先物契約の対象となった証券が常にファンドの保有に帰するか、またはファンドのすべての資産、もしくは売却する先物契約の行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分が先物契約と同じ値動きをすることが合理的に予想できることを条件に、これを売却することができます。
9. 先物契約は、契約の行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件に、購入することができます。ただし、債券または株式市場に直接投資するファンドは、ファンドの純エクスポージャーの合計額が、ファンドの資産を対象証券に直接投資した額を越えないことを条件に、先物契約を購入することができます。その場合、ファンドはアクティブな資産配分戦略を投資目的として明記しなければなりません。
10. オプションに関して支払い、または受け取ったプレミアムと先物契約に関して支払った当初証拠金の合計額がファンドの純資産額の10パーセントを越えてはなりません。
11. 上記の4から10までに定める条件は、既存のポジションを処分するために実施する取引には適用されません。

12. 店頭市場で実施するオプション、金利スワップおよび為替スワップの取引(店頭取引)は、以下に定める追加の条件にしたがって実施することができます。
- (a) 取引の相手方が1億2,500万ユーロまたは外国通貨でそれに相当する金額を超える株主資産を保有していること。
- (b) 取引の相手方の名称をファンドが後に発行する半期報告書または年次報告書の中で開示すること。
- (c) 取引の相手方が( )少なくとも週に一度取引の価値を評価することに同意し、かつ( )管理会社の請求に応じて、適正価格で取引を終えることを管理会社が確認していること。
- (d) 店頭派生商品に関するいずれか1社の取引の相手方への初期投資額が、ファンドの純資産額の5パーセントを越えないこと。
- その他の店頭取引についてはアイルランド金融規制当局が個々の事案ごとに許可を与えることができます。
13. 上記の手法および商品または借入によって発生した純エクスポージャーの合計額は、NU3号に定める条件および制限またはその双方にしたがって、ファンドの純資産額の25パーセントを越えないものとします。

#### レポ取引、リバース・レポ取引および貸株取引の使用

14. レポ取引およびリバース・レポ取引(以下「レポ取引」といいます。)および貸株取引を通常の市場慣行に従う場合に限って実施することができます。
15. レポ取引または貸株取引で取得する担保は、下記のいずれかの形式でなければなりません。
- ( ) 現金
- ( ) 国債またはその他の公債
- ( ) 関連する機関により発行された譲渡性預金証書
- ( ) 関連する機関により発行された債券/コマーシャル・ペーパー
- ( ) 満期まで3ヶ月以内の、取り消し不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
- クレスト決済システムにおけるDBV(有償交付)またはこれと比肩すべき中央証券預託システム証書。ただし、
- これらは集中制限の適用を受けること。
  - 対象証券が上記( )から( )に掲げられた範疇に該当するか、または証券がFTSE100のような公認された指数を構成すること。
  - 対象証券がファンドの投資目的および投資方針と一致すること。
- レポ取引または貸株取引の期限まで、かかる取引で取得した担保は、
- ( ) 投資した金額または貸し出す株式の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならない、
- ( ) 受託会社または受託会社の代理人の名義に譲渡されなければならない、
- ( ) 相手方当事者の信用リスクにおいて保有されなければならない、かつ
- ( ) 相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが使用することができるものでなければなりません。

#### 非現金担保

- ( ) 売却または担保に供してはなりません。
- ( ) 毎日値洗いを行わねばなりません。
- ( ) 相手方当事者から独立した実体により発行されなければならない。
- ( ) 10%を超える担保は単一の発行体の証券により表章されないよう分散されなければならない。本制限は国債その他の公債には該当しません。かかる制限は関連する機関の証券、その機関により発行された証書またはその機関の他の債務に関しては30%に増加されます。適切な場合には、非貨幣担保の信用の質は投資目的および投資方針に合致しなくてはなりません。

## 現金担保

現金は以下に対して以外には投資することはできません。

- ( ) 5 営業日以内またはレポ契約または貸株契約に規定されたより短い期間の間に引き出すことのできる預金。預金における現金の保持はN U 13号第 2 段落の規定に従います。現金は相手方当事者または関連する機関に預金することはできません。
  - ( ) 国債またはその他の公債
  - ( ) 上記15( ) 段落に規定された預金証書
  - ( ) 上記15( ) 段落に規定された信用状
  - ( ) 本書の規定の適用を受ける買戻契約
  - ( ) A a a またはこれと同等の格付けを有する日々取引されるマネー・マーケット・ファンド、N U 13号 7 (b) 段落に規定される関連ファンドに投資された場合は、原マネー・マーケット・ファンドによる買付または買戻手数料は課してはなりません。
16. 15段落の規定にかかわらず、ファンドは、一般的に公認の中央証券預託システムにより組織された貸株組織に加入することができます。ただし当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとします。
17. レポ契約または貸株契約の相手方当事者は、最低 A 2 / P 2 の信用格付けもしくは同等の信用格付けを有し、または黙示の A 2 / P 2 信用格付けを有するとファンドによりみなされなければなりません。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、ファンドが、A 2 / P 2 格付けを有しかつこれを継続する者により保証される場合、格付けされていない相手方当事者を受容することができます。
18. ファンドは、随時貸株契約を終了させて、貸し出したすべての株式の返却を求める権利を有するものとする。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は 5 営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該株式を返却する義務を負うことを規定しておかねばなりません。
19. レポ取引および貸株取引は、アイルランド金融規制当局通達 N U 3 号または N U 8 号の目的上、借入または貸付を構成しません。

## 為替リスクのヘッジ

20. ファンドは、資産および負債の管理に関連して、クロス・カレンシー・ヘッジを含めた為替リスクをヘッジする手法および商品を利用することができます。ただし、
- ( ) 外国通貨のリスクに対するファンドのエクスポージャーはレバレッジされてはなりません。
  - ( ) かかる取引を行う意向であることをファンドの英文目論見書の中で十分に開示するものとします（ファンドの通貨エクスポージャーが転換される通貨に関する開示を含みます）。
  - ( ) 定期的報告書にかかる取引の利用方法を記載するものとします。

## その他一般

ファンドは、限定的に先物取引およびオプションに投資することができます。特にファンドは、必要な証拠金がファンドの資産の 5 パーセント以下であることを条件として、先物取引を行うことができます。先物取引およびオプションは以下の種々の目的で利用することができます。ファンドの現金残高を維持しつつ投資対象証券への全額投資を促進するため、取引の促進のため、取引費用の軽減のため、先物契約が対象エクイティ証券またはインデックスよりも魅力的な価格を付けている場合により大きな投資利回りを追求するため。こうした投資は、常にアイルランド金融規制当局が定めた本書に記載する限度額の範囲内で行うものとします。

ファンドの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストについては別紙 を参照下さい。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

##### 一般的リスク要因

一部の証券への投資には、その他の主要な証券市場で取引されている証券への投資に通常伴うリスクよりも大きなリスクがあります。投資を行おうとする者は、ファンドに投資する前に以下のリスクについて検討すべきです。

##### - 総論

投資家は、いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということが、ファンドへの投資は中長期的に見るべきことを意味していると認識すべきです。ファンドへの投資は、投資ポートフォリオの相当部分を構成するべきではなく、またファンドへの投資はすべての投資家には適しているとは言えません。

##### - 政治または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性があります。

##### - 外国為替・通貨リスク

ファンドの受益証券は特定の通貨で表示されていますが、ファンドは様々な通貨で表示された証券に資産を投資しており、一部の通貨は自由に交換できない可能性があります。基準通貨で表示されたファンドの純資産額は、基準通貨とファンドの投資証券の表示通貨との為替レートの変動にしたがって変化するため、ファンドは為替リスクにさらされます。

結果的な為替リスクをヘッジすることは不可能ですが、管理会社および投資運用会社は、独自の判断にしたがって、効果的にポートフォリオを管理する目的に限定して、ヘッジ取引を行うことができます。

##### - 市場リスク

ファンドは投資を分散する計画ですが、ファンドの投資証券は通常市場変動のリスクだけでなく、株式、債券、通貨、デリバティブ等の商品への投資に固有のリスクにもさらされます。

##### - 決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性があります。

##### - 保管リスク

ファンドが投資する一部の市場の保管サービスは、主要市場の保管サービスと同じではないため、かかる市場での取引には取引および保管のリスクが伴います。

##### - 租税

投資を検討している方は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに注意をしてください。詳細については以下の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」と題する項目に記載します。

##### - プレミアムのリスク

ファンドが店頭市場で証券を購入し、または評価する場合、店頭市場の性格によりファンドがプレミアム価格でかかる証券を換金できるという保証はありません。

##### - 評価のリスク

管理会社の要請に応じて、投資運用会社が公認取引所に上場または取引されていない投資証券を評価する場合、かかる投資証券の価格の算定に投資運用会社が関与することと、投資運用会社のその他の任務との間には利益相反が内在します。

##### - 利益分配リスク

投資運用会社報酬の他に、投資運用会社は一口当たりの純資産価格の増加に基づき、運用実績による報酬を受け取ることができます。それに伴い、運用実績による報酬は、実現利益と同様に未実現利益とともに増加します。運用実績による報酬は、ファンドのために投資運用会社が投資するインセンティブとなる可能性があります。ファンドの運用実績に基づく報酬が無い場合と比べ、リスクを伴います。

（注）本ファンドに関しては、運用実績による報酬は支払われません。

- 流動性不足

受益者は通常、受益証券の買戻しまたは譲渡によって、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資利益を実現することができますが、一定の状況下では純資産額の計算が中止され、受益証券の買戻しが中止または遅延する場合があります。

- 取引相手のリスク

ファンドは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払い不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされます。

- 投資の分散化

投資運用会社はファンドの資産の投資分散化を図る予定ですが、時には一部のセクターまたは発行体にファンドの資産が集中する可能性があります。

- 大量の買戻しの影響

受益者の選択にしたがって大量の買戻しが発生した場合、投資証券の売却が必要になります。こうした売却により、売却しなければ発生しなかった損失を被る可能性があります。

- 金利リスク

一般論として、金利が上昇すれば債券は下落し、その逆もまた同じです。金利の変動に対する債券の値動きの程度は債務証券の種類によって異なります。

- 信用リスク

債券の価格は信用力の変化につれて変動します。一般論として、発行体の格付けが低ければ低いほど利回りとデフォルトの確率は高くなります。また、ファンドが投資した発行体に破産や債務不履行が生じた場合、かかる債券の価格は大幅に下落します。

- 管理会社、投資運用会社、受託会社および関係者との取引

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理会社、投資運用会社、受託会社の関係者または各社の従業員、取締役、執行役員によるファンドの資産の取引は禁止されていません。但し、かかる取引は対等に交渉した通常の商業的条件に基づいて執行され、かつ受益者の最善の利益に合うことを条件とします。

かかる取引は下記の( )項、( )項または( )項にしたがって執行された場合に承認することができます。

( ) 受託会社が独立した有資格者として承認した者が取引を執行する価格が公正であることを証明した場合、

( ) 取引の執行が、組織化された投資証券の取引所において、かかる取引所の規則にしたがって最善の条件で行われた場合、または

( ) 上記の( )項または( )項に定める条件が実行不可能な場合は、第1文に定める原則に合致することを受託会社が確認した条件に基づいて取引が執行されたとき。

- 金利変動リスク

ポートフォリオに組み込まれた債券の価格は、投資が行われた国の金利変動により変動する可能性があります。一般に、債券の価格は、金利が上昇すれば下落し、金利が下落すれば上昇します。金利変動による債券の価格の変動の程度は「2. 投資方針(1) 投資方針」中の「デュレーション」に示されています。デュレーションとは、金利があるレートで変動した場合における債券の価格の変動の程度を示す指標です。たとえば、金利が1%上昇することによって、債券の価格は5年間で5%下落します。

一般に、債券の残存期間が長くなるほど、そのデュレーション、すなわち金利変動による債券の変動の程度は大きくなります。

- 為替変動リスク

ファンドは主としてユーロを含む外国通貨で表示された資産に投資するため、日本の投資家が買戻し代金または配当を日本円に両替する際には為替の変動リスクが生じます。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、英国ロンドンおよびアメリカ合衆国メリーランド州ボルチモアの双方においてポートフォリオ運用活動に従事します。投資運用会社は、双方の場所で監視およびコンプライアンス監督の

管理をします。投資運用会社のコンプライアンス担当取締役はロンドンを根拠地として、投資運用会社やその他の関連会社に対して一定の監督をする責務を負うコンプライアンス・プロフェッショナル・チームを率いています。このチームは、現在、最善実行、取引配分、ソフト・ダラー、研修および能力開発を含む様々な項目をカバーする包括的なコンプライアンス・プログラムを整備するとともに、投資運用会社の自動監視システムを使用し、取引前の投資制限の遵守状況の確認を行っています。

投資運用会社のコンプライアンスを担当する取締役は、メリーランド州のボルチモアを根拠地として、投資運用会社全体のコンプライアンス・プログラムの調整と監督を行います。

更に投資運用会社は、自然的、技術的または人的脅威を原因とする業務の事務所の混乱から生じるリスクおよび脆弱性を排除または逡減するとともに、重要な業務機能の運営上の統一性に傾倒しています。その結果、投資運用会社は業務継続性に関する全ての活動のための最終的決定機関としての役割を有する業務継続性運営委員会を含む、社内業務継続性機関を設置しました。投資運用会社の経営継続性計画は、中断または危機の間における従業員の安全、福利および指導の促進、重要なデータおよびシステムの統一性、保護およびサイト外でのバックアップの確認ならびに規制および監査義務および指針整備を準備することを含みます。

全社的コンプライアンス組織、取引前後の監視過程、経営継続性計画、上級執行役員による監督は、顧客に対する投資運用会社の義務を充足するための包括的な責任の基礎となります。

なお、リスク管理の監督およびコンプライアンスに関する詳細ならびに委員会におきましては、本書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制( )」に記載されています。



## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は、申込金額の最大3.0%です。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数		申込手数料率
100口以上	1万口未満	申込金額の3.15%（税抜3.0%）
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.10%（税抜2.0%）
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.05%（税抜1.0%）
100万口以上		申込金額の0.525%（税抜0.5%）

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

### (3)【管理報酬等】

管理会社の報酬

ファンドは、ファンドの純資産額の年率0.60%の割合で、管理会社に月次報酬（該当する場合は付加価値税を加算します）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。管理会社は、当該報酬から販売報酬および代行協会員報酬を支払います。

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な旅費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の支払いを受ける権利を有するものとします。通常の商業レートで請求される上記の費用の合計額は、ファンドにとって大きな負担となる場合があります。

2009年5月31日に終了した会計年度にファンドが管理会社に支払った管理報酬は、49,073ユーロでした。

管理事務代行報酬

ファンドは管理会社に対し、ファンドの資産から、以下の料率の管理事務代行報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

ファンドの純資産額	料率
100,000,000ユーロ以下の場合	0.13%
100,000,000ユーロ超、1,000,000,000ユーロ以下の場合	0.115%
1,000,000,000ユーロ超の場合	0.10%

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金および通信費を含むファンドのために発生した全ての合理的立替費用の支払いを受ける権利を有するものとします。

2009年5月31日に終了した会計年度にファンドが支払った管理事務代行報酬は、10,632ユーロでした。

受託会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から受託会社に、ファンドの純資産額の0.06パーセントの割合で年間報酬（該当する場合は付加価値税を加算します）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。受託会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金を含む受託会社の全ての立替費用および通常の商業レートで受託会社が任命した副保管会社の立替費用の支払いを受ける権利を有するものとします。

2009年5月31日に終了した会計年度にファンドが支払った受託会社報酬は、4,907ユーロでした。

投資運用会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から投資運用会社としてのT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドに以下の年率の年次報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの任命した副投資顧問会社の報酬は、管理会社の許可を得た上で、投資運用会社が支払います。

ファンドの純資産額	料率
250,000,000ユーロ以下の場合	0.50%
250,000,000ユーロ超、500,000,000ユーロ以下の場合	0.45%
500,000,000ユーロ超の場合	0.40%

投資運用会社の合理的な旅費および通信費は、管理会社により支払われます。

2009年5月31日に終了した会計年度にファンドが支払った投資運用会社報酬は40,895ユーロでした。

販売報酬および代行協会員の報酬

販売会社は、毎月末に、管理会社の報酬の中から、ファンドの日々の平均純資産額の0.50パーセントの年率で販売報酬を受け取る権利を有します。管理会社は、毎月の月末から翌月の末までに、自らの報酬の中から、代行協会員に対して、ファンドの日々の平均純資産額の0.10パーセントの年率で代行協会員報酬を支払います。

2009年5月31日に終了した会計年度に管理報酬の中から支払った販売報酬および代行協会員報酬は49,073ユーロでした。

#### (4) 【その他の手数料等】

各ファンドは訴訟に関連して負担した費用に関して責任を負います。受託会社は、信託証書に定める規定に基づいて、一定の状況下においてファンドによりまたはファンドのために提起した訴訟で負担した費用などを含めてファンドの資産から補償を受けるものとします。また管理会社は、ファンドによりまたはファンドのために提起された訴訟で管理会社が負担した費用を、ファンドから回収する権利を有します。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、ファンドの継続的管理および運営に関連して、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および受託会社が負担したすべての費用(一般管理費および支出費を含みます)をファンドの資産から支払います。ファンドがファンドの資産から支払う費用および支出費には下記を含みますがこれに限定されません。

- (a) 監査人の報酬
- (b) 弁護士報酬
- (c) 受益証券の代行協会員または販売会社に支払う手数料
- (d) 商業銀行業務、投資調査、株式仲買またはコーポレート・ファイナンスの料金(借入金利息を含みます)
- (e) 租税当局が賦課する租税
- (f) すべての報告書、証明書、受益証券の購入確認書および受益者への通知の作成、翻訳および配付の費用
- (g) 公認取引所への受益証券の上場認可または予定された認可に関連して、また公認取引所の規則を遵守する際にかかった費用および料金
- (h) 保管および譲渡の費用
- (i) 受益者総会の費用
- (j) 保険料
- (k) その他の費用(受益証券の発行または買戻しの事務費用を含みます)
- (l) 信託証書およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドに関するその他の書類(ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ、ファンドまたはファンドの受益証券またはその販売に対して管轄権を有するすべての当局(現地の証券業協会を含みます)に提出する登録届出書、目論見書、上場明細書、趣意書、年次報告書、半期報告書、特別報告書などを含みます)および販売資料を

らゆる言語で作成し、印刷し、登録する費用ならびに上記の書類を受益者に送付する費用

(m) ファンドの受益証券の販売に関する宣伝費用

(n) 関係する法域の現地の新聞に公告を掲載する費用

いずれの場合も該当する付加価値税を加算します。上記のすべての費用は、アイルランド、日本、およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは受益証券の販売に係るその他の法域で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが支払うものとします。

総額280,000米ドルのファンド設立費用は、ファンドの資産から支払われ、ファンドの日々の平均純資産額の0.025%の年率で償却されます。

設立費用を償却する期間はファンドの純資産額によるものとします。管理会社は、5年を越えない期間で設立費用を償却することを決定しました。設立当初のファンドの設定から5年以内に追加のファンドが設定された場合、追加のファンドの設定日の時点で償却されていない創業費の額は、ファンドと追加のファンドの間で、当初純資産残高に比例して配分するものとします。

経常的な費用は、第一に利益、第二に純キャピタル・ゲイン、第三にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から差し引くものとします。

2009年5月31日に終了した会計年度にファンドが支払ったその他の費用は、64,176ユーロでした。

## (5) 【課税上の取扱い】

### (A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
  - (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。
  - (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。
  - (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- （注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額と

の差益を含みます。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金および譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。

## (B) アイルランド

管理会社は、受託会社が課税目的上アイルランドの居住者であることにより、ファンドおよび受益者の税制上の地位が以下のとおりであると知らされています。

### (1) ファンド

現在のアイルランドの法律および実務において、ファンドは、1997年統合租税法(改正済)739条Bにおいて定義される投資信託として適格です。ファンドは、その収益または売買益にアイルランドの税金を課されません。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した場合には、税金が発生し得ます。課税事由には、受益者に対する分配金の支払いまたは受益証券の換金、買戻し、解約もしくは譲渡が含まれます。真正かつ適正な宣言書が用意され、ファンドが重要な部分について正しくないことを合理的に示唆することができない限り、課税事由の発生時にアイルランド居住者ではなくまたはアイルランドに通常居住していない受益者について、課税事由に係る税金はファンドに発生しません。真正かつ適正な宣言書がない場合には、投資家はアイルランド居住者またはアイルランドに通常居住する者であると推定されます。課税事由には以下は含まれません。

- (a) アイルランド国税庁の指図により指定される公認決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引
- (b) 受益者に対して支払がなされない、通常の第三者取引を用いた受益者による、ファンドの受益証券と、他のファンドの受益証券との交換
- (c) ある条件下での、配偶者および以前の配偶者間における、受益者による受益証券に対する権利の譲渡
- (d) ファンドと他の投資事業との適格とされる合併または再建により生じる受益証券の交換(1997年統合租税法739条Hに従う)

課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負う場合、ファンドは課税事由の原因となった支払いから関係する租税に相当する金額を控除し、また該当する場合は、税額をまかなうために必要に応じて受益証券の受益者または実質的所有者が保有する口数の受益証券を充当し、または解

約する権利を有するものとします。関係する受益者は、課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負ったことを理由にファンドが被った損失について、たとえ上記の控除、充当または解約が行われなかったとしても、ファンドを補償するものとします。

(a) アイルランド居住者ではなく、またはアイルランドに通常居住していない受益者および(b) アイルランド居住者またはアイルランドに通常居住している者である受益者について、課税事由がファンドおよび受益者に及ぼす税効果につき記載している以下の「受益者」の項を参照して下さい。

受託会社は、その業務の中心的な管理・監督がアイルランドで実行されており、受託会社が他の場所の居住者とみなされない場合、課税目的上、アイルランド居住者とみなされます。受託会社の取締役会の意向により、受託会社の業務は、受託会社が、課税目的上、アイルランド居住者であると保証するような方法で遂行されます。

## (2) 受益者

### (a) アイルランド居住者ではなくアイルランドに通常居住していない受益者

受益者が、アイルランド居住者ではなく、またはアイルランドに通常居住しておらず、かつ受益者がファンドに対し当該趣旨の真正かつ適正な宣言を行っており、かつかかる申告に記載する情報が重要な部分について正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、受益者に関する課税事由の発生時に税金を控除する必要はありません。かかる宣言が行われない場合、受益者がアイルランド居住者ではなく、またはアイルランドに通常居住していないという事実に関わらず、ファンドに係る課税事由の発生により税金が控除される必要があります。控除され、アイルランド国税庁に納付される適正な税金は、以下のとおりです。

受益者が、アイルランド居住者ではなく、またはアイルランドに通常居住していない者を代理する仲介人を務める限度において、仲介人が上記の者の代理を務めている旨の真正かつ適正な宣言を行っており、かつかかる申告に記載する情報が重要な部分について正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、課税事由の発生時に税金を控除する必要はありません。

アイルランド居住者ではなく、またはアイルランドに通常居住していない受益者かつ受益者がファンドに対し、真正な宣言を行っている場合で、かつそのファンドが重要な部分について正しくないことを合理的に示唆する立場にない場合、受益者は、自己の受益証券から得た所得およびかかる受益証券の処分による売買益につきアイルランド税を支払う義務を負いません。

アイルランドの税金は、アイルランド居住者ではなく、アイルランドに通常居住していない受益者に（受益者の税制上の地位によります。）、また受益証券が当該受益者のアイルランド支店または代理人に帰属する場合、受益証券の換金、買戻しまたは譲渡に対し、要求されることがあります。

受益者によりファンドに対して真正かつ適正な宣言が行われていない際に、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズにより源泉徴収されている場合、アイルランドの法律によれば、法人に対してはアイルランドの法人税の範囲内で、禁治産者に対してはある制限条件下で、税が払い戻されます。

### (b) アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者が、アイルランドの免税投資家（定義されます。）ではなく、かつかかる趣旨の真正かつ適正な宣言を行わず、かつかかる申告に記載する情報が重要な部分について正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが有している場合、ファンドは、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配（一年に一度、あるいはそれ以上の頻度で支払われる）から、標準税率の所得税（現在20パーセント）を控除し、アイルランド国税庁に納付しなければならず、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻しまたは譲渡により生じる売買益について、標準税率3パーセントを加算した税率（即ち現在23パーセント）の税金が控除され、アイルランド国税庁に納付されなければなりません。発生する売買益は、課税事由の発生日におけるファンドの受益者の投資額から、特別規則に基づき計算される投資経費を控除して得た差額として算定されます。

真正かつ正確な宣言がなされる場合、アイルランドの投資家の多くは、上記の規定を免除される、アイルランド居住者あるいはアイルランドの通常居住者と見なされます。これらはアイルランドの免税投資家となります。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者(各個人の税制上の地位によります。)は、ファンドからの分配または、受益証券の償還、解約、買戻しもしくは譲渡により生じた売買益に対し課される税金または追加税の支払いも要求されることがあります。その代わりに、受益者は、課税事由に基づきファンドが控除した税金の全部または一部の還付を請求し得ることがあります。

#### 印紙税

ファンドの受益証券の発行、募集、所有、転換または償還につき、アイルランドにおいて印紙税またはその他の税金は課されません。受益証券の申込または買戻しがアイルランドの証券またはその他の財産の現物譲渡により履行される場合、かかる証券または財産の譲渡につき、印紙税が生じることがあります。

#### 資産取得税

ファンドの受益証券の処分は、アイルランドの贈与税または相続税(資産取得税)を課されることがあります。ただし、ファンドが投資信託の定義(1997年統合租税法(改正済)739条Bに該当する範囲)に該当する場合、受益者による受益証券の処分は、資産取得税を支払う義務を課されませんが、(a) 贈与日または相続日において贈与者または相続人がアイルランドに居住していないか、またはアイルランドに通常居住していないこと、(b) 処分日において、受益証券を処分する受益者がアイルランドに居住していないかもしくはアイルランドに通常居住していないことまたは処分がアイルランド法に従わないこと、ならびに(c) 受益証券が、贈与日または相続日および評価日における当該贈与または相続に含まれていることを条件とします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2009年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
国債	イタリア	1,020,908.05	14.07
	フランス	956,081.80	13.17
	ドイツ	898,806.96	12.38
	スペイン	341,423.17	4.70
	ギリシャ	308,392.31	4.25
	ベルギー	285,127.26	3.93
	オランダ	196,500.30	2.71
	ポルトガル	136,530.00	1.88
	韓国	52,650.00	0.73
	割引債 (財務省短期 証券)	ノルウェー	147,522.23
イギリス		141,077.67	1.94
スウェーデン		113,478.85	1.56
社債	米国	464,967.15	6.41
	オランダ	360,990.28	4.97
	ドイツ	343,137.97	4.73
	イギリス	242,320.68	3.34
	フランス	207,981.19	2.87
	ルクセンブルグ	145,003.01	2.00
	オーストラリア	126,944.02	1.75
	国際機関	110,193.30	1.52
	スウェーデン	61,934.10	0.85
	チェコ	51,174.20	0.71
	カナダ	48,500.00	0.67
	ガーンジー島	43,042.77	0.59
	スイス	38,242.20	0.53
	アイルランド	36,226.10	0.50
	ケイマン諸島	27,176.58	0.37
	イタリア	25,190.23	0.35
	オーストリア	13,335.71	0.18
小計		6,944,858.09	95.68
現金・その他資産 (負債控除後)		313,402.21	4.32
合計 (純資産総額)		7,258,260.30 (956百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 上位30銘柄

(2009年9月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1.	Italy Government	イタリア	国債	6.000	2031/5/1	378,000	339,183.00	440,130.35	6.06
2.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	5.000	2012/2/1	245,000	252,813.05	262,982.76	3.62
3.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	5.000	2012/1/4	237,000	257,099.57	255,440.02	3.52
4.	Spain Government Bond	スペイン	国債	4.400	2015/1/31	235,000	244,167.80	252,895.72	3.48
5.	France Government Bond OAT	フランス	国債	4.000	2014/10/25	215,000	216,924.55	229,246.76	3.16
6.	Belgium Government Bond	ベルギー	国債	5.000	2012/9/28	193,000	196,365.35	210,121.42	2.89
7.	Italy Government	イタリア	国債	5.250	2017/8/1	185,000	195,662.25	206,457.97	2.84
8.	Hellenic Republic Government Bond	ギリシャ	国債	4.300	2017/7/20	195,000	181,917.45	198,420.69	2.73
9.	Netherlands Government Bond	オランダ	国債	4.500	2017/7/15	181,000	189,279.20	196,500.30	2.71
10.	France Government Bond OAT	フランス	国債	4.000	2013/4/25	181,000	184,760.53	192,623.28	2.65
11.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	4.000	2037/1/4	179,000	169,958.31	179,840.57	2.48
12.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	3.750	2013/7/4	169,000	178,072.41	178,890.73	2.46
13.	Bank Nederlandse Gemeenten	オランダ	社債	4.625	2012/9/13	141,000	144,159.60	150,386.93	2.07
14.	Norway Treasury Bill	ノルウェー	国債	0.000	2009/12/16	1,255,000	144,419.68	147,522.23	2.03
15.	Portugal Obrigacoes do Tesouro OT	ポルトガル	国債	5.450	2013/9/23	123,000	131,900.28	136,530.00	1.88
16.	France Government Bond OAT	フランス	国債	6.000	2025/10/25	110,000	126,258.00	136,192.54	1.88
17.	France Government Bond OAT	フランス	国債	5.750	2032/10/25	109,000	135,564.26	135,333.64	1.86
18.	France Government Bond OAT	フランス	国債	4.250	2017/10/25	125,000	130,327.44	134,440.12	1.85
19.	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau	ドイツ	社債	4.625	2012/10/12	125,000	127,716.25	134,433.63	1.85
20.	Sweden Treasury Bill	スウェーデン	国債	0.000	2009/12/16	1,160,000	113,036.54	113,478.85	1.56
21.	European Investment Bank	国際機関	社債	4.750	2017/10/15	100,000	101,840.00	110,193.30	1.52
22.	Greece Republic	ギリシャ	国債	6.500	2014/1/11	97,000	108,422.72	109,971.62	1.52
23.	Italy Government	イタリア	国債	3.500	2011/3/15	106,000	104,285.22	109,555.56	1.51
24.	Deutsche Genossenschafts-Hypothekenbank AG	ドイツ	社債	4.000	2016/10/31	100,000	97,449.50	105,513.90	1.45
25.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	3.500	2016/1/4	99,000	103,488.66	103,599.74	1.43
26.	Bundessobligation	ドイツ	国債	3.500	2011/10/14	96,000	100,052.16	100,217.57	1.38
27.	Spain Government Bond	スペイン	国債	5.750	2032/7/30	75,000	87,551.25	88,527.45	1.22
28.	United Kingdom Treasury Bill	イギリス	国債	0.000	2009/12/7	70,000	78,474.41	76,555.41	1.05
29.	Belgium Government Bond	ベルギー	国債	5.000	2035/3/28	68,000	79,468.00	75,005.84	1.03
30.	Societe Financement de l'Economie Francaise	フランス	国債	3.000	2014/4/7	68,000	67,492.04	68,805.80	0.95

## 【投資不動産物件】

該当事項なし(2009年9月末日現在)



## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2009年9月末日現在)

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記各会計年度末ならびに2009年9月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第一会計年度末 (2003年5月末日)	44,990	5,926	10.28	1,354
第二会計年度末 (2004年5月末日)	24,503	3,228	9.97	1,313
第三会計年度末 (2005年5月末日)	18,744	2,469	10.39	1,369
第四会計年度末 (2006年5月末日)	12,971	1,709	9.85	1,297
第五会計年度末 (2007年5月末日)	10,026	1,321	9.58	1,262
第六会計年度末 (2008年5月末日)	8,910	1,174	9.41	1,239
第七会計年度末 (2009年5月末日)	7,608	1,002	9.70	1,278
2008年10月末日	7,950	1,047	9.31	1,226
11月末日	8,100	1,067	9.57	1,261
12月末日	8,135	1,072	9.64	1,270
2009年1月末日	8,032	1,058	9.58	1,262
2月末日	7,993	1,053	9.59	1,263
3月末日	7,834	1,032	9.62	1,267
4月末日	7,817	1,030	9.74	1,283
5月末日	7,608	1,002	9.70	1,278
6月末日	7,539	993	9.80	1,291
7月末日	7,531	992	10.00	1,317
8月末日	7,368	971	10.03	1,321
9月末日	7,258	956	10.07	1,326

## 【分配の推移】

下記会計年度における月次分配金の単純合計は以下の通りです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
第一会計年度 (2003年5月末日)	0.153	20.15
第二会計年度 (2004年5月末日)	0.340	44.78
第三会計年度 (2005年5月末日)	0.324	42.68
第四会計年度 (2006年5月末日)	0.305	40.17
第五会計年度 (2007年5月末日)	0.228	30.03
第六会計年度 (2008年5月末日)	0.228	30.03
第七会計年度 (2009年5月末日)	0.228	30.03

2009年9月末日までの1年間における各月の1口当たりの分配の推移は以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
2008年10月	0.019	2.50
11月	0.019	2.50
12月	0.019	2.50
2009年1月	0.019	2.50
2月	0.019	2.50
3月	0.019	2.50
4月	0.019	2.50
5月	0.019	2.50
6月	0.019	2.50
7月	0.019	2.50
8月	0.019	2.50
9月	0.019	2.50

## 【収益率の推移】

	収益率（注）
第一会計年度	4.30%
第二会計年度	0.29%
第三会計年度	7.46%
第四会計年度	- 2.26%
第五会計年度	- 0.43%
第六会計年度	0.61%
第七会計年度	5.50%

（注）ファンドの収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の 1 口当り純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当り純資産価格（分配前の額）

## 6【手続等の概要】

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続がなされます。なお、手続の詳細については、「第一部 証券情報」および「第三部 ファンドの詳細情報 第2 手続等」をご参照下さい。

### (1) 日本における申込（販売）手続

申込日

平成21年12月1日（火曜日）から平成22年11月30日（火曜日）まで

約定日と受渡日

日本における約定日は、受益証券の申込注文の成立を販売取扱会社が確認した日（通常、発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとします。

申込価格と申込手数料

各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される受益証券1口当たりの純資産価格

「取引日」とは、東京、ダブリンおよびロンドンにおいて銀行が通常業務のために営業している日であつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.15%（税抜3.0%）
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.10%（税抜2.0%）
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.05%（税抜1.0%）
100万口以上		申込金額の0.525%（税抜0.5%）

申込単位

100口以上10口単位

買付代金の支払

買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、ユーロ貨と円貨との換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

### (2) 日本における買戻し手続

買戻日

各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができます。

買戻価格と買戻手数料

買戻価格は当該取引日に決定される受益証券1口当たりの純資産価格に相当します。

買戻手数料は請求されません。

買戻単位

10口単位

買戻代金の支払

買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または販売取扱会社が応じる場合にはユーロ貨で行われます。

## 7【管理及び運営の概要】

下記は管理及び運営の概要を記載したものであり、その詳細については、「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営」をご参照下さい。

### 資産の評価

#### ( ) 純資産価格の計算

ファンドの純資産額はファンドの表示通貨で表示され、関連する取引日の評価時点現在で、関連する取引日の評価時点におけるファンドの資産価格からファンドの債務（管理会社の判断にしたがって課徴金の引当分を含みます。）を差し引いて計算します。各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、各ファンドの純資産額を、関連する取引日の評価時点で発行済みであるか、または発行済みと見なされる各ファンドの受益証券の数で除し、計算結果をファンドの基準通貨の小数点以下第2位未満を四捨五入して計算します。

#### ( ) ファンド証券の発行、買戻し及び純資産価格計算の一時停止

管理会社は、一定の場合、各ファンドの純資産額および各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

### 保管

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、各販売会社の名義で保管されます。ファンド証券の取引の確認書は、販売取扱会社によって日本の受益者に交付されます。以上は、日本の受益者が自らのリスクでファンド証券を自らの口座に保管する場合には適用されません。

### 信託期間

ファンドの存続期間は無期限です。

ただし、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、受託会社は下記の要領で書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

( ) 管理会社が清算に入り（ただし、事前に書面で受託会社が承認した条件に基づく会社再建または合併を目的とする任意清算を除きます。）、営業を中止し、（受託会社の合理的判断に基づいて）受託会社が合理的な理由から承認していない個人もしくは法人に事実上支配され、または1990年会社法改正法に基づいて管理会社もしくは管理会社の資産に管財人もしくは検査官が任命された場合。

( ) 受託会社の合理的判断に基づいて、管理会社もしくは管理会社の受任者が十分に義務を履行できないか、もしくは実質的に義務の履行を怠るか、または受託会社の合理的判断に基づいて、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの評判を下げ、もしくは受益者の利益を損なうことを目的とするその他の行為に従事している場合、または管理会社の後任が見つからない場合。

( ) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないとして受託会社が合理的に判断する法律が制定された場合。

( ) 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づいて新しい受託会社を任命できなかった場合。

また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記の要領で書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

( ) 受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンドの純資産額が500万米ドルまたはファンドに関する英文目論見書の追補に定める基準通貨で500万米ドルに相当する額を下回った場合。

( ) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが法に基づく公認ユニット・トラストでなくなった場合、またはファンドがアイルランド金融規制当局の認可を取り消された場合。

( ) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないとして管理会社が合理的に判断する法律が制定された場合。

- ( ) 管理会社が辞任の希望を書面で受託会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社の後任が任命されなかった場合。
- ( ) 投資運用会社が辞任の希望を書面で管理会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社が投資運用会社の後任を任命できなかった場合。
- ( ) 管理会社が受託会社の許可を得た上で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを清算させることが受益者の最善の利益にかなうと判断した場合。

#### 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド金融規制当局の事前の承認を得て、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができます。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド金融規制当局の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とします。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではありません。

信託証書の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知されます。

#### 開示制度の概要

##### (1) アイルランドにおける開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド金融規制当局の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド金融規制当局に提出しなければなりません。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次財務報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の登記上の住所においても閲覧に供されます。

##### (2) 日本における開示

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付します。管理会社は、財務書類等を開示するために、各事業年度終了後6カ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3カ月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出します。

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付されます。

#### 受益者の権利等

##### (1) 受益者の権利等

受益者が管理会社および/または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。

イ 分配請求権

ロ 買戻請求権

ハ 残余財産分配請求権

ニ 受益者集会に関する権利

(2) 為替管理上の取扱い

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 本邦における代理人

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

(4) 裁判管轄等

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

## 第2【財務ハイライト情報】

- a . 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含みます。）を記載しています。これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいいます。）から抜粋して記載されたものです。
- b . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- d . ファンドの原文の財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 131.72円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。



## 1【貸借対照表】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 資産・負債計算書  
 2009年5月31日現在

	2009年		2008年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
現金預金	289,741	38,165	132,164	17,409
未収債権	17	2	348	46
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	7,510,285	989,255	8,872,739	1,168,717
<b>資産合計</b>	<b>7,800,043</b>	<b>1,027,422</b>	<b>9,005,251</b>	<b>1,186,172</b>
<b>負債</b>				
未払債務 - 1年以内支払期限到来	191,105	25,172	72,195	9,510
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	1,203	158	23,400	3,082
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	192,308	25,331	95,595	12,592
<b>買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額</b>	<b>7,607,735</b>	<b>1,002,091</b>	<b>8,909,656</b>	<b>1,173,580</b>

## 2【損益計算書】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 運用計算書  
 2009年5月31日に終了した年度

	2009年		2008年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益				
預金利息	2,703	356	6,126	807
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益	677,441	89,233	261,636	34,463
収益合計	680,144	89,589	267,762	35,270
費用				
受託会社報酬	4,907	646	6,006	791
販売会社報酬	40,894	5,387	47,892	6,308
代行協会員報酬	8,179	1,077	9,578	1,262
投資運用報酬	25,878	3,409	28,735	3,785
投資顧問報酬	15,017	1,978	19,157	2,523
管理事務代行報酬	10,632	1,400	12,452	1,640
副保管費用	6,793	895	8,053	1,061
監査報酬	2,524	332	(2,050)	(270)
その他の費用	54,859	7,226	38,667	5,093
費用合計	169,683	22,351	168,490	22,194
純収益	510,461	67,238	99,272	13,076
ファイナンス費用				
分配金	(194,664)	(25,641)	(226,146)	(29,788)
ファイナンス費用合計	(194,664)	(25,641)	(226,146)	(29,788)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増(減)	315,797	41,597	(126,874)	(16,712)

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日

## 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益計算書を通じて公正価値で保有する金融資産・負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し会計基準審議会が発行したものである。

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債、ならびに開始時に損益計算書を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融資産および負債（「取引用証券」）は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、運用計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、資産・負債計算書日の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産に関して使われる取引相場価格は、現在の買い呼び値である。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する年度の運用計算書に計上される。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価値で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益計算書を通じて公正価値で測定する純損益の部分として運用計算書に計上される。2009年5月31日に終了した年度の取引用金融資産からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ（「EUR」）、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル（「AUD」）、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル（「CAD」）および米国優先証券ファンドに関しては米ドル（「US\$」）である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、資産・負債計算書日の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるが付加される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/損失を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/損失に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券1口当たり純資産価格

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しか

つ受け付ける取引日に買い戻される。

#### 財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、F R S 3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

#### キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというF R S 1に従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

### 第3【外国投資信託受益証券事務の概要】

#### (イ) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

#### (ロ) 受益者集会

信託証券の規定に従い受益者集会が開催されることがあります。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済ファンド証券総口数の15%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われます。受益者集会においては、信託証券の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議されます。

#### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

1. 「第三部 ファンドの詳細情報」の項目は次のとおりです。

### 第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
  - (1) 受益者の権利等
  - (2) 為替管理上の取扱い
  - (3) 本邦における代理人
  - (4) 裁判管轄等

### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書
  - (3) 投資有価証券明細表等
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

### 第5 販売及び買戻しの実績

2. 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、金融商品取引法第15条第2項の規定により交付目論見書に記載しようとする事項はありません。

## 【別紙】

## 定義

文脈上、明らかに異なる場合を除き、本書を通じて以下の定義が適用されます。

- 「決算日」 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年5月31日、また（ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了に際しては）最後の分配に必要な資金を関係するファンドの受益者に支払った日をいいます。
- 「事業年度」 各ファンドに関して、（1年目の事業年度の場合は）関係するファンドの受益証券を最初に発行した日（当該日を含む。）から始まり、決算日に終了する期間をいい、（上記以外の場合は）前の事業年度が終了した時から始まります。
- 「ユニット・トラスト法」 修正の如何を問わず、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則または同法に基づいてアイルランド金融規制当局が制定した通達およびそれらが再制定されたものをいいます。
- 「一般管理費」 管理会社がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドのために訴訟で負担し、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの設立もしくは継続的運営等に関連して負担した配達料金、通信費、（管理会社、登録代行会社および名義書換代行会社としての）管理会社の現金支出費、裁判費用および専門家の費用を含むがこれに限られない全体的な出費、負担、費用とともに、受益者向け報告書、目論見書、上場明細書および新聞広告の費用、負担および出費（翻訳コストを含みます）、これらの費用、負担および出費への付加価値税（もしあれば）、ならびに適当な証拠があるすべての料金および投資運用会社、副投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、販売代理店、または管理会社もしくは管理会社の受任者が当事者である契約に基づいて証券会社が負担した合理的な現金支出費（旅費を含むがこれに限られません。）に付加価値税（もしあれば）を加算したものに充てるためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から支払うことが必要な金額をいいます。
- 「基準通貨」 ユーロをいいます。
- 「営業日」 東京、ダブリンおよびロンドンで銀行が通常通りに営業しており、かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。
- 「取引日」 各営業日をいいます。
- 「立替費用」 受託会社に関して、信託証書に基づくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託者としての職務に関連して受託会社が適正に負担したすべての立

替費用をいい、配達料金、通信費、報酬（該当する場合）および信託証書に定める規定にしたがって受託会社が任命した副保管会社の現金立替費用、受託者としての職務またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの運営（設立を含む）およびそれらに付随し、または関係するすべての事項に関連して受託会社が負担したすべての出費、負担および費用、ならびに（設立を含めて）ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは各ファンドに関連し、または起因して受託会社が負担したすべての裁判費用および専門家の費用、ならびに信託証書に定める規定に基づく受託会社の権限の行使または職務の履行に起因して受託会社が負担したすべての付加価値税などを含まず。

- 「分配落日」 管理会社の判断にしたがって、ファンドの分配を宣言する日をいい、毎月の最終営業日をいいます。
- 「分配期間」 管理会社の選択にしたがって、前回の決算日もしくは前回の分配日またはファンドの受益証券の当初発行の日から始まり、決算日または分配日に終了する期間をいいます。
- 「課徴金」 個々の取引、売買または評価に関連して、ファンドの設立もしくは資産の増額、受益証券の設定、交換、売買もしくは譲渡、または投資証券の購入、購入計画、譲渡、売却もしくは交換、またはファンドの受益証券等を表象する券面等に関して、取引もしくは評価の際に、または取引もしくは評価の前に、支払うべきすべての印紙税およびその他の租税、政府課徴金、評価手数料、資産の運用報酬、代理人の報酬、仲介手数料、銀行手数料、振替料、登録料およびその他の料金をいい、受益証券の発行に際して代理人またはブローカーに支払う手数料を含みません。
- 「適用除外のアイルランド人投資家」 現時点において以下の者をいいます。  
1997年連結税法774条に定める意味における適用除外公認事業である年金基金、1997年連結税法784条または785条が適用される退職年金契約または信託事業、1997年連結税法706条に定める意味における生命保険業を営む会社、1997年連結税法739条B(1)に定める意味における投資会社、1997年連結税法737条に定める意味における特定投資ファンド、1997年連結税法739条D(6)(f)(i)に定める者である慈善事業、1997年連結税法734条(1)に定める意味における適格投資運用会社、1997年連結税法731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト、1997年連結税法734条(1)に定める意味における特定会社、保有する受益証券が承認済み退職年金または承認済み最小退職年金の資産である場合に、1997年連結税法784条A(2)に基づき所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される者、1997年連結税法848条Cに定める意味における特定貯蓄インセンティブ勘定の資産である受益証券に関して、1997年連結税法848条Bに定める意味における適格貯蓄管理会社、受益証券がP R S Aの資産である場合に、1997年連結税法787条Iにより所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される者、または租税法に基づき、もしくは書面の手続き、もしくは



は歳入委員会の譲許により、ファンドに租税が賦課され、またはファンドに関する免税措置が取り消される原因となることなく、受益証券を所有することが許可されている上記以外のアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家。

ただし、1997年連結税制法スケジュール2 Bに基づいて適当な法定申告を行っていることを条件とします。

「特別決議」	特別決議として提案され、投じられた賛成票または反対票の総数の75パーセント以上の多数によって特別決議として可決された決議をいいます。
「ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズをいいます。
「仲介機関」	現時点において以下の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・他者に代わって投資事業から支払いを受けることを事業とする者、または</li><li>・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。</li></ul>
「投資運用契約」	2002年11月29日に管理会社と投資運用会社との間で締結された契約をいいます。
「投資運用会社」	T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドをいいます。
「アイルランド居住者」	現時点において以下の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・個人の場合は、税務上、アイルランドの居住者である個人。</li><li>・トラストの場合は、税務上、アイルランドの居住者であるトラスト。</li><li>・会社の場合は、税務上、アイルランドの居住者である会社。</li></ul> <p>個人の場合は、特定の12カ月間の課税年度に関して、(1)かかる12カ月の課税年度中に183日間以上または(2)いずれかの連続する12カ月間の課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合に、毎年12カ月の課税年度中に31日間以上アイルランドに居住していることを条件として、アイルランドの居住者と見なされます。アイルランドの居住日数を算定する際には、一日の終了時(深夜12時)までアイルランドに所在する場合に居住していると見なされます。</p> <p>トラストは、すべての受託者がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者です。</p> <p>会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者です。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。</p>

- 会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくは二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合、または
- 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないと見なされる場合。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、1997年連結税制法23条Aに定める立法規定を参照するべきです。

「管理会社」	アイルランド金融規制当局により事前に認可されたダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの管理会社としてのダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドまたは後継会社をいいます。
「EU加盟国」	欧州連合の加盟国をいいます。
「初回の最低申込金額」	受益証券100口、または管理会社が決定し、投資家に通知した当初募集期間中(2002年12月9日～2002年12月16日)に申し込む受益証券についてのその他の金額をいいます。
「ファンドの純資産額」	信託証書の規定にしたがって、「第三部 ファンドの詳細情報、第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの純資産額をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	信託証書の規定にしたがって、「第三部 ファンドの詳細情報、第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの受益証券1口当たり純資産価格をいいます。
「アイルランドの通常居住者」	現時点において以下の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合は、税務上、アイルランドの通常居住者である個人。</li> <li>・トラストの場合は、税務上、アイルランドの通常居住者であるトラスト。</li> </ul> <p>個人は、3年連続する課税年度中にアイルランドに居住していた場合に、4年目の課税年度の開始時からアイルランドの通常居住者となります。アイルランドの通常居住者である個人が、3年連続する課税年度に居住しなくなった場合は、3年連続する課税年度の終了時にアイルランドの通常居住者でなくなります。したがって、例えば、2002年1月1日から2002年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である者が次の課税年度にアイルランドを離れた場合、2005年1月1日から2005年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者です。</p>

トラストの通常居住の概念は幾分あいまいであり、トラストの税務上の居住地に関連しています。

「公認取引所」	本書の別紙 に記載するファンドが投資できる規制された証券取引所または規制された市場をいいます。
「証券法」	1933年米国証券法（改正済）をいいます。
「受益証券」	ファンドの資産に対する未分割受益権 1 口をいいます。
「受益者」	その時点でファンドの受益証券の保有者として登録されている者をいいます。
「ファンド」	毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドをいいます。
「追補」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの各ファンドに関する情報を記載した英文目論見書の追補をいいます。
「TARGET 営業日」	トランス・ヨーロピアン・オートメーティッド・リアル・タイム・グロス・セトルメント・エクスプレス・トランスファー・システムが営業している日をいいます。
「信託証書」	2002年11月7日に管理会社と受託会社との間で作成され、2002年11月29日付信託証書第1追補、2003年2月25日付信託証書第2追補、2003年5月26日付信託証書第3追補および2003年8月18日付信託証書第4追補により改正された信託証書をいいます。
「受託会社」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの受託会社としてのダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドまたは後継会社をいいます。
「アメリカ合衆国」または「米国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む）ならびにアメリカ合衆国の属領、属国およびアメリカ合衆国の管轄権に服すその他すべての地域をいいます。
「米国人」	米国の居住者、米国においてもしくは米国の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップもしくはその他の法主体、または証券法に基づいて公布されたレギュレーションSに定める「米国人」の定義に該当する者で、証券法に基づくレギュレーションDルール501(a)に定義する「適格投資家」としての資格がない者をいいます。
「評価時点」	関係する取引日の直前の営業日における、関係する市場における営業の終了をいいます。

「VAT」 付加価値税をいいます。

別段の定めがない限り、本書で「10億」という場合は、100万の1,000倍を指し、「ドル」または「セント」とは米国のドルまたはセント、「ポンド」とは英ポンド、「豪ドル」とはオーストラリア・ドル、「カナダドル」とはカナダ・ドル、「ユーロ」とは欧州連合の単一通貨の法定単位を指します。

## 【別紙】

公認取引所

以下はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストであり、アイルランド金融規制当局の要求にしたがって記載します。アイルランド金融規制当局は公認取引所および取引市場のリストを発表していません。管理会社は事前に書面でアイルランド金融規制当局の許可を得た上で、以下のリストに取引市場を追加することができます。

非上場証券またはオープン・エンド型集合投資ファンドの受益証券への許可される投資を除き、投資は目論見書に記載する証券取引所および取引市場に制限されます。

( ) 以下の地域に所在する証券取引所または金融市場については制限はありません。

- EU加盟国
- 欧州経済地域（EEA）の加盟国（ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）
- 下記の国々
  - オーストラリア
  - カナダ
  - 日本
  - ニュージーランド
  - ノルウェー
  - スイス
  - アメリカ合衆国

( ) 以下の市場については制限はありません。

- チェコ共和国      ブラハ証券取引所
- ハンガリー      ブタペスト証券取引所
- 韓国              韓国証券取引所
- メキシコ          メキシコ証券取引所
- ポーランド      ワルシャワ証券取引所
- スロバキア共和国      ブラチスラバ証券取引所
- トルコ            イスタンブール証券取引所

( ) 以下の市場。

- 国際証券市場協会が運営する市場
  - 1988年4月付グレーペーパー「大口資金および店頭派生商品の取引市場に関する規制」と題するアイルランド金融規制当局通達（適宜修正・改訂される）に記載する「上場マネー市場機関」が取引を行う市場
- ロンドン証券取引所が規制し、運営する英国の代替投資市場（AIM）
- フランスの譲渡性証券店頭市場
- 米国証券業協会が規制するアメリカ合衆国の店頭市場
- アメリカ合衆国のナスダック
- ユーロNM（成長企業株式市場ヨーロッパ同盟）
- NASDAQヨーロッパ（最近設立された市場で、全体として流動性のレベルが既存の市場に比べて見劣りします）
- 日本証券業協会が規制する日本の店頭市場
- ニューヨーク連邦準備銀行の規制を受けるプライマリー・ディーラーが取引を行う米国債の市場
- 上記( )に掲げる国における公認の先物、デリバティブまたはその他の統合市場

上記( )に掲げる国における店頭市場

カナダ投資業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの追加情報】

#### 1【ファンドの沿革】

1995年4月25日	管理会社の設立
2002年11月7日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証券締結
2002年11月29日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証券第1追補締結
2002年12月19日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの運用開始
2003年2月25日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証券第2追補締結
2003年5月26日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証券第3追補締結
2003年8月18日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証券第4追補締結

#### 2【ファンドに係る法制度の概要】

##### (a) 準拠法の名称

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの設定準拠法は、ユニット・トラスト法です。

##### (b) 準拠法の内容

- ( ) ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定があります。ユニット・トラスト法は、1989年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。））規則（2003年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）により改正済）（以下「UCITS規則」といいます。）に基づき認可されたUCITSには適用されません。
- ( ) アイルランドにおけるユニット・トラストの認可
  - a ) ユニット・トラスト法3、4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定しています。
    - ( ) ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド金融規制当局から認可を受けることを要します。
    - ( ) ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがあります。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができます。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散されます。
  - b ) アイルランド金融規制当局の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第3および4条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド金融規制当局に付与されています。
  - c ) ユニット・トラスト法による要件
    - ユニット・トラスト法15条は、第75条を含む多数のUCITS規則が反映されており、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けています。UCITS規則第76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件に対しても適用され、以下のようになっています。
      - ( ) ユニット・トラストは年次報告書および半期報告書をアイルランド金融規制当局に提出しなければなりません。
      - ( ) 直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければなりません。
      - ( ) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければなりません。

- ( ) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければなりません。その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければなりません。
- d) ユニット・トラスト法によるその他の要件
- ( ) 公募または売出しの申請  
ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド金融規制当局の認可を受けなければならない旨規定しています。
- ( ) 信託証書の事前承認  
ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド金融規制当局が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定しています。
- ( ) 信託証書の変更  
ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド金融規制当局の承認なくして変更できない旨規定しています。
- ( ) 目論見書の記載内容  
管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともアイルランド金融規制当局のNON-UCITS通達に記載される情報を含まなければなりません。
- ( ) 財務状況の報告および監査  
UCITS規則第83条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド金融規制当局に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド金融規制当局が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定しています。
- ( ) 財務報告書の提出  
UCITS規則第100条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、アイルランド金融規制当局が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド金融規制当局がその法的機能の適性な履行のために必要とみなす情報の提供をユニット・トラストに対し要求できる旨規定しています。
- ( ) 罰則規定  
ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断されます。

### 3【監督官庁の概要】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはアイルランド金融規制当局の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

#### (a) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」といいます。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合は、アイルランド金融規制当局の監督に服し、アイルランド金融規制当局の認可を受けなければなりません。

#### (b) 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否されます。



アイルランド金融規制当局が、( ) 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、( ) 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または( ) (前記( )に反することなく) 認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド金融規制当局に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがあります。アイルランド金融規制当局は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができますが、アイルランド金融規制当局が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利があります。

(c) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド金融規制当局に提出されなければなりません。

(d) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド金融規制当局に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド金融規制当局に報告しなければなりません。同様にして監査人は、アイルランド金融規制当局が要求するすべての情報をアイルランド金融規制当局に提出しなければなりません。

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 海外における販売手続等

ファンドの受益証券を申し込む者は、管理会社が適宜定めた書式の申込書に必要事項を記入し、管理会社が定め、英文目論見書に記載する条件を遵守するものとします。

すべての申込みは、取引日の午前10時（ダブリン時間）までに管理会社が管理会社の営業住所で受け取らねばなりません。取引日の午前10時（ダブリン時間）以降に受け取った申込みは、かかる評価時点の翌取引日に関する申込みと見なされるものとします。ただし、管理会社は独自の裁量にしたがってかかる申込みを承諾することを決定した場合はこの限りではありません。また管理会社は、ファンドの純資産額の計算後は申込みを承諾しません。

受益証券は、申込みを行った取引日から（かかる取引日を含めて）5営業日以内に受託会社に代金が支払われることを条件に、管理会社が発行するものとします。ただし、もし上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。受益証券は、購入申込みを管理会社が受け取り、承諾した取引日の営業が終了した時点で発行されます。

申込み代金の不払いまたは支払い遅延の結果としてファンドが被った損失または費用は、申込人が負担するものとします。

申込みが承諾された申込人またはかかる申込人が指名した代理人には、通常、1週間以内に、申込人のリスクで、割当ての確認書が郵送されます。受益証券は登録式でのみ発行されます。ファンドの受益者名簿は受益者名簿に記載された受益証券に対して権利を有する者に関する確定的証拠となるものとします。また信託の通知は受益者名簿には記載しません。

管理会社は、独自の裁量にしたがって、一定の国または地域に居住し、または設立された個人または法人に対する受益証券の発行を一時的に中止し、最終的に停止し、または制限することができます。また管理会社は、ファンドの受益者および/またはファンドを保護するために必要または望ましい場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁じることができます。

さらに管理会社は、

- (a) 独自の裁量にしたがって、受益証券の申込みの一部または全部の受領を拒絶することができます。
- (b) 適宜、受益証券の購入または保有を禁じられている受益者が保有している受益証券を買い戻すことができます。

米国人、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である投資家は受益証券を購入することはできません。また申込人は、直接または間接的に、米国人、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家のために受益証券を取得しないことを証明する義務を負います。単独で、またはその他の者との関連で、受益証券の保有を禁じられている者が受益証券の実質的所有者であると管理会社が判断する場合、受託会社はかかる受益証券を強制的に買い戻すことができます。

#### マネーローンダリング防止の手続き

マネーローンダリングの防止を目的とする措置によって、受益証券の申込人は管理会社に身元を証明する義務を負うものとします。またそれぞれの申込人の事情により、認定仲介機関を通じて申込みを行う場合は証明を求められないことがあります。上記の適用除外は、仲介機関が、関係法によって、アイルランドと同等のマネーローンダリング防止規則を有すると認められる国に所在する場合に限り適用されます。

管理会社は申込人にどのような身元の証拠が必要かを通知するものとします。例として、個人の場合、居住する国の公証人、警察または大使などの当局者が正式に認定したパスポートまたは身分証明書のコピーを、ガス、電気代等の請求書、銀行の取引明細などの住所の証拠と一緒に提示することが求められます。申込人が法人である場合は、会社設立証書（および名称変更）、基本定款および通常定款（または同等物）ならびに取締役全員と実質的所有者の名前、住所および営業住所の認証された謄本の提示が求められます。

上記は単なる例であり、管理会社は、申込人の身元を確認するために必要と見なす情報および書類を要求します。申込人が確認のために必要な情報の提出を怠り、または遅延した場合、管理会社は、適当な情報が提示されるまで、申込みおよび申込み代金の受領を拒絶し、または買戻し請求の処理を拒絶することができます。管理会社が申込人の身元を確認するために請求したすべての情報および書類を受け取り、かつこれに満足するまでは、受益証券は発行されません。申込人が当初、受益証券の発行を希望した取引日の5営業日後の営業が終了するまでに、管理会社が上記の情報および書類を受け取らなかった場合、申込書は投資家に返送され、すべての代金は支払い銀行に返金されるものとします。

特に投資家は、関係する受益者の名義でない口座に買戻し代金を送金することを要請する場合、管理会社は、かかる受益者および買戻し代金を支払う口座の所有者の身元を確認するために合理的に必要な情報を請求する権利を留保する点に注意するべきです。投資家または口座の所有者が上記の情報を提出しなかった場合、買戻し代金は第三者の口座には送金されません。

管理会社は、すべての関係法規ならびに管理会社の社内方針にしたがって十分な記録の更新のために追加の証明書または確認書を請求する権利を留保します。上記の規定は、関係法規が制定され、管理会社の方針の変更が効力を発生する前に投資家が申込みを行った場合でも、適用されるものとします。投資家は、上記の変更の後できる限り速やかに、合理的に請求された追加の証明書または確認書を管理会社に提出することに同意します。

投資家は、関係するすべてのマネーロンダリング防止法規にしたがって管理会社が定めた身元の確認および証明に関するすべての方針を遵守しなかった場合、管理会社は、受託会社に通知をした上で、申込人が身元の確認および証明に関する基準を遵守するまで、申込人が保有する受益証券に関する勘定明細書の発行を拒絶することができることを認めることを要求されます。投資家が上記の確認および証明の基準を遵守し、関係法規に違反していないこととなり次第、可能な場合には勘定明細書の発行中止期間を終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものとします。

#### ロ 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中の取引日に、同書第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

販売取扱会社は、販売価格に加えて以下の申込手数料を徴収します。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.15%（税抜3.0%）
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.10%（税抜2.0%）
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.05%（税抜1.0%）
100万口以上		申込金額の0.525%（税抜0.5%）

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領します。この場合、買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、ユーロ貨との換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、販売取扱会社が応じ得る範囲でユーロ貨で支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となるなど同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

## 2【買戻し手続等】

#### イ 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれかの取引日に、関係する取引日に算定した受益証券1口当たりの純資産価格に相当する買戻価格で、受益者が保有する一部または全部の受益証券の買戻しを（10口単位で）管理会社に申請することができます。ただし、管理会社は、上記の取引日の受益証券1口当たりの純資産価格を計算した

後に受け取った買戻し請求は受領しないものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、買戻代金に賦課されるアイルランドの租税を該当する税率で控除する義務を負います。ただし、受益者が租税の控除を要するアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者の投資家でないことを確認した、所定の書式で作成された適当な法定申告書を受益者から受け取っている場合はこの限りではありません。

買戻請求については、買戻しを行う取引日の午前10時（ダブリン時間）までに管理会社が管理会社の営業場所で受け取らねばなりません。期限後に受け取った買戻請求は、関係する評価時点の次の取引日に関する請求と見なされるものとします。管理会社が独自の裁量にしたがってかかる請求を承諾することを決定した場合はこの限りではありません。ただし、管理会社は、純資産額を計算した後の請求は受領しないものとします。

買戻価格は、原則として、買戻しを行った取引日後5営業日以内に受益者に支払われます。上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。ただし、買戻請求の原本を管理会社が受け取ることを条件とします。

受益者は、事前に書面による管理会社の許可を得ることなく、買戻請求を撤回することはできません。ただし、ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合はこの限りではなく、その際は停止期間が終了する前に管理会社が書面の通知を受け取った場合に限り、撤回の効力が発生するものとします。買戻請求が上記の要領で撤回されない場合、停止期間が終了した直後の取引日に買戻しが実施されます。

上記の買戻しは、受益証券を買い戻す評価日の時点の受益証券1口当たりの純資産価格に相当する価格で実施されます。管理会社はその裁量により、受益証券一口当たりの純資産価格の3パーセントを上限とする買戻手数料を上記の価格から差し引くことができます。管理会社はその裁量により、買戻手数料を放棄し、または買戻手数料の金額に関して許容される範囲内で受益者の間で差別化を図ることができることを了解します。買戻手数料（もしあれば）は管理会社が自らの利益のために、および自ら使用するために管理会社に支払われるものとし、関係するファンドの資産の一部を構成しないものとします。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に係する受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は（常に上記の制限を前提として）後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

#### ロ 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ファンドの取引日に管理会社に取次げられます。

買戻代金は当該取引日に決定される当該ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に相当します。1口当たりの純資産価格は、ユーロの小数点以下第2位未満を四捨五入して計算されます。

買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または販売取扱会社が応じる場合にはユーロで行われます。買戻しは10口を単位とします。買戻手数料は請求されません。買戻代金は、原則として、買戻しを行った取引日から（かかる取引日を含めて）5営業日以内に受益者に支払われます。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1を越える分の受

益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に係る受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は（常に上記の制限を前提として）後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### ( ) 純資産価格の計算

ファンドの純資産額はファンドの表示通貨で表示され、関連する取引日の評価時点現在で、関連する取引日および評価時点におけるファンドの資産価格からファンドの債務（管理会社の判断にしたがって課徴金の引当分を含みます）を差し引いて計算します。各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、各ファンドの純資産額を、関連する取引日の評価時点で発行済みであるか、または発行済みと見なされる各ファンドの受益証券の数で除し、計算結果をファンドの基準通貨の小数点以下第2位未満を四捨五入して計算します。

ファンドの資産は以下の要領で評価します。

- (a) 公認取引所に上場され、定常的に取引されており、市場価格が容易に入手できる投資証券は、評価時点における最新の取引価格または最新の見積価格に基づいて評価するものとします。但し、公認取引所に上場されていますが、公認取引所外または店頭市場でプレミアム価格またはディスカウント価格で売買されている投資証券の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者が指名し、受託会社の承認を受けた能力を有する者が投資証券を評価する時点で提示したプレミアム価格またはディスカウント価格を考慮した上で評価するものとします。
- (b) 上場されていないか、または上場されているものの、価格が入手できないか、または最新の取引価格もしくは見積価格が関係する取引日の評価時点における関係する市場の公正市場価格を表示していないと管理会社または管理会社の代理人が判断する投資証券は、受託会社が承認した能力を有する者が、投資運用会社と協議した上で、細心の注意を払って誠意をもって推定した予想換金価格で評価するものとします。
- (c) 市場で取引されている派生商品（スワップ、オプション、先物などを含むがこれに限られません）は、市場の決済価格を参考に評価するものとします。市場で取引されていない派生商品の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者、または受託会社の承認を受けた能力を有する者が誠意をもって算定した価格とします。店頭市場の派生商品は取引相手が日に一度評価し、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した価格とする。為替予約取引は、関係する評価時点におけるマーケット・メーカーの一般的な見積り価格（とりわけ新たに引き受けることができる同じ規模および同じ満期の為替予約取引の価格、またかかる価格がない場合、関係する営業日に取引相手が提示した決済価格）を参考に評価するものとします。
- (d) 上記の(a)項に基づく評価がない集合投資ファンドの株式または受益証券は、かかる集合投資ファンドの受益証券の最新の純資産額を参考に評価するものとします。
- (e) ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および債務は、管理会社または管理会社の代理人が状況に応じて妥当と見なす（公定またはその他の）レートでファンドの基準通貨に換算されるものとします。
- (f) 現金およびその他の流動資産は額面に経過利息を加えて評価するものとします。

特定の投資証券について上記の(a)項から(f)項に定める評価ルールに基づく評価が不可能または非現実的である場合、またはかかる評価が公正市場価格を表示していない場合、管理会社はかかる投資証券の適正価格に到達するために受託会社が承認した一般に認められたその他の評価原則を使用することができます。

管理会社は、通貨、市場性、取引コストおよび/または該当すると思われるその他の状況において投資証券の真の価値を反映するために調整が必要と考える場合、受託会社の承認を得た上で、上記の価格を調整することができます。

ファンドの資産またはその一部の価格を計算する場合、およびかかる価格をファンドの発行済みまたは発行済みと見なされる受益証券の総数で除す場合には、

- (a) 管理会社が発行することに同意したすべての受益証券は、関係する取引日の営業が終了した時点で発行済みと見なすものとし、ファンドの資産は、受託会社の手元にある現金および財物だけでなく、発行することに同意した受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額から（現金と引き換えに受益証券を発行することに同意した場合は）販売手数料を差し引いた金額を含むと見なすものとします。
- (b) 投資証券を購入または売却することに合意したものの、かかる売買がまだ完了していない場合、かかる投資証券は、売買が正式に完了したのものとして、場合に応じて総購入価格または純処分価格を除き、または含ませるものとします。
- (c) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが回収できるファンドに帰属する資本金的性格の租税については実際の額または予想額をファンドの資産に加算するものとします。
- (d) 発生したもののまだ受け取っていない利息、配当およびその他の所得（発生したと見なされる利息、配当およびその他の所得）に相当する金額は各ファンドの資産に加算するものとします。
- (e) 利益またはキャピタル・ゲイン（二重課税の減免措置に関する請求を含みます）に関して賦課された租税に対する還付請求の（実際の金額または管理会社が予想した金額）の合計額を各ファンドの資産に加算するものとします。
- (f) 受益証券の解約通知が受託会社に送付されたものの、解約が完了していない場合、解約する受益証券は発行されていないものと見なし、上記の解約に際して支払うべき金額だけ関係するファンドの純資産額を減額するものとします。

ファンドの債務は下記を含むものと見なされます。

- (a) ファンドの資産から適正に支払うべき債務の実際のコストまたは予想額の合計額（ファンドの未払いの借入金およびかかる借入金に関して支払うべき経過利息、料金または費用（但し、ファンドの資産価値を算定する際に考慮に入れた債務を除きます）ならびに未実現のキャピタル・ゲインに対する納税財務の予想額などを含みます）
- (b) 評価を行う前に、当事業年度中に実現した純キャピタル・ゲインに関して管理会社が支払いを予想する租税の額（もしあれば）、
- (c) 直前の事業年度に関して管理会社が宣言したものの、分配を行っていない分配金の額（もしあれば）、
- (d) 発生したものの未払いとなっている管理会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税ならびに一般管理費、
- (e) 所得に賦課される納税債務の（実際のコストまたは予想額の）合計額（もしあれば）（所得税および法人税を含みますが、資本金または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに賦課される租税を除きます）、
- (f) 当事業年度に関してファンドの投資証券に関して支払うべき源泉徴収税の実際のコストまたは予想額の合計額（もしあれば）、
- (g) 発生したものの未払いとなっている受託会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税（もしあれば）ならびに支出費用および本書「第二部 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」の「(3) 管理報酬等」および「(4) その他の手数料等」と題する項目に記載する費用、および
- (h) ファンドの資産から適正に支払うべきその他の債務の（実際のコストまたは管理会社が予想した金額の）合計額。

ファンドの純資産額、受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格の算定が以下に定める状況下で中止されている場合を除き、各営業日における受益証券1口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理会社の登録上の事務所で毎日入手可能であり、ファンドの取引日の2営業日以内にフィナンシャル・タイムズに公表されます。

( ) ファンド証券の発行、買戻し及び純資産価格計算の一時停止

以下の場合、管理会社は各ファンドの純資産額および各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の大部分を評価する基準となる市場が閉鎖されている場合、またはかかる市場での取引が制限され、もしくは停止している場合。

- (b) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融またはその他の緊急事態に  
よって、ファンドの資産の処分または評価が、通常の状態では不可能または非実現的な場合、かかる  
処分または評価が受益者の利益を損う場合、または管理会社の考えによれば資産の購入価格が公平  
に計算できない場合。
- (c) 関係する通信ネットワーク網の混乱またはその他の理由で、ファンドの大部分の資産の価格の決  
定が不可能または非実現的な場合。
- (d) ファンドが受益者から受益証券を買い戻す際に支払いを行い、または投資証券の換金もしくは取  
得に伴う資金を送金することができない場合、または受益者から受益証券を買い戻す際の支払い時  
期にある支払いが通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する場合。
- (e) ファンドの大部分の資産の価格を決定できないその他の理由がある場合。  
可能な限り、停止期間をできる限り速やかに終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものと  
します。

上記の停止については上記の停止を宣言した日に、直ちにアイルランド金融規制当局に通知するも  
のとし、停止が14日間を越える恐れがあると管理会社が判断した場合は、ダイワ・ボンド・ファンド  
・シリーズの受益者が居住する国で発行されている新聞に公告すると共に、管理会社に受益証券の発  
行または買戻しを請求した投資家または受益者に、発行を申請し、または書面の買戻し請求を提出した  
時点で、その旨を通知するものとします。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場において、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任に  
おいて保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社の名義で保管されま  
す。ファンド証券の取引の確認書は、販売会社によって日本の受益者に交付されます。以上は、自らの  
リスクでファンド証券を自らの口座に日本の受益者が保管する場合には適用されません。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負いません。

## (3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限です。

ただし、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、受託会社は下記の要領で書面の通知をしてダ  
イワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- ( ) 管理会社が清算に入り（ただし、事前に書面で受託会社が承認した条件に基づく会社再建または  
合併を目的とする任意清算を除きます）、営業を中止し、（受託会社の合理的判断に基づいて）受  
託会社が合理的な理由から承認していない個人もしくは法人に事実上支配され、または1990年会社  
法改正法に基づいて管理会社もしくは管理会社の資産に管財人もしくは検査官が任命された場合。
- ( ) 受託会社の合理的判断に基づいて、管理会社もしくは管理会社の受任者が十分に義務を履行でき  
ないか、もしくは実質的に義務の履行を怠るか、または受託会社の合理的判断に基づいて、ダイワ・  
ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの評判を下げ、もしくは受益者の利益を損なうこと  
を目的とするその他の行為に従事している場合、または管理会社の後任が見つからない場合。
- ( ) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、または  
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策  
でないと受託会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- ( ) 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社が信託証書の  
規定に基づいて新しい受託会社を任命できなかった場合。

また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記の要  
領で書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることがで  
きます。

- ( ) 受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンドの純資産額が  
500万米ドルまたはファンドに関する英文目論見書の追補に定める基準通貨で500万米ドルに相当  
する額を下回った場合。
- ( ) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが法に基づく公認ユニット・トラストでなくなった場合、



またはファンドがアイルランド金融規制当局の認可を取り消された場合。

- ( ) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと管理会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- ( ) 管理会社が辞任の希望を書面で受託会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社の後任が任命されなかった場合。
- ( ) 投資運用会社が辞任の希望を書面で管理会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社が投資運用会社の後任を任命できなかった場合。
- ( ) 管理会社が受託会社の許可を得た上で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを清算させることが受益者の最善の利益にかなうと判断した場合。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させる者は、本項に定める要領で受益者にその旨を通知するものとします。かかる通知には上記の終了が効力を発生する日（ただし、通知が送達されてから2カ月以上が経過した日とする）を記載するものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドは、信託証書の付属書に定める規定にしたがって正式に招集され、開催された受益者総会の特別決議によって、随時終了させることができます。かかる終了は、上記の特別決議が可決された日または（該当する場合）上記の特別決議で指定されたそれ以降の日から効力を発生するものとします。

管理会社は（実行可能な場合）ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2カ月前までに、間もなくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払い請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限り実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払い責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払い期日が到来した日から12ヶ月が経過した時点で、裁判所に支払うか、または受託会社が選んだ慈善事業に寄付することができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

#### (4) 【計算期間】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの会計年度は毎年5月31日に終了します。

#### (5) 【その他】

##### (a) ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができます。

##### (b) 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド金融規制当局の事前の承認を得て、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができます。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド金融規制当局の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要としま

す。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではありません。

信託証書の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知されます。

(c) ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されません。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用代行契約は、一当事者が相手当事者に対し90日前の書面による通知を付与することにより本契約を解除しない限り、有効に存続します。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

## 2【開示制度の概要】

### (1) アイルランドにおける開示

#### イ アイルランド金融規制当局に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド金融規制当局の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド金融規制当局に提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド金融規制当局により承認された独立の監査人により監査されなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース アイルランドです。ファンドは、アイルランド金融規制当局諸通達に基づき、アイルランド金融規制当局に対して、月次報告書を提出することが要求されています。

#### ロ 受益者に対する開示

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次財務報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の営業上の住所においても閲覧に供されます。

信託証書の全文（改訂を含みます）およびアイルランド金融規制当局の諸通達は受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および半期末後2か月以内に交付されます。また、監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社の営業上の住所で閲覧に供され、管理会社から入手することができます。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関する主要な契約は、ユニット・トラスト法、アイルランド金融規制当局の通達および信託証書の写しと共に管理会社の営業上の住所において閲覧に供されます。

年次および半期報告書には、各ポートフォリオのそれぞれの単独の監査済みおよび未監査の会計報告書が記載されます。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの連結報告書は作成されません。

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされます。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後7営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料15ユーロで受託会社が受益者に送付します。

## (2) 日本における開示

### イ 監督官庁に対する開示

#### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社が日本において1億円以上のファンド証券の募集を行おうとする場合、有価証券届出書に信託証書および主要な関係法人との契約書の写しを添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付しなければなりません。管理会社は、財務書類等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を財務省関東財務局またはEDINETにおいて閲覧することができます。

#### ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

### ロ 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付されます。

## 3【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および/または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させること

ができます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。

(イ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。

(ロ) 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証券の規定に従って請求することができます。

(ハ) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(二) 受益者集会に関する権利

集会

受託会社または管理会社は、適宜受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済み受益証券（管理会社が保有する受益証券を除きます）の15パーセント以上を保有する受益者から書面の請求を受けた場合、集会を招集しなければなりません。

適正に招集され、開催された受益者集会で審議するすべての議事は特別決議によるものとします。少なくとも14日前までに受益者に集会の開催通知を送付しなければなりません。

開催通知には集会の場所および日時ならびに決議案の条件を記載するものとします。受託会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で受託会社に送付するものとします。管理会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で管理会社に送付するものとします。いずれかの受益者に対して事故により開催通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が開催通知を受け取らなかった場合でも、集会の議事は無効とはならないものとします。

定足数は1名の受益者本人または代理人の出席とします。審議を開始する時点で必要な定足数を満たしていない限り、集会で議事を審議してはなりません。

集会では、( ) 挙手に際して、本人または代理人が出席したすべての受益者は、1票の議決権を有するものとし、( ) また投票に際して、本人または代理人が出席した各受益者は、保有する受益証券1口につき1票の議決権を有するものとします。

異なるファンドの各受益者の権利および利益に関して、上記の規定は以下の修正を前提として、効力を有するものとします。

(a) あるファンドだけに影響すると受託会社が判断する決議については、個別的に開催されたかかるファンドの受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。

(b) 複数のファンドに影響するものの、かかるファンドの受益者の間で利益相反が発生しないと受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。

(c) 複数のファンドに影響し、かつかかるファンドの受益者の間で利益相反が発生すると受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決することに代えて、別々に開催された各ファンドの受益者集会で可決された場合に限って、正式に可決されたと見なすものとします。

(注) 受益者の管理会社または受託会社に対する上記(イ)および(ハ)に関する請求権の時効期間は、一般的には、かかる請求権を生じさせる事由発生日から(イ)に関しては6年間、(ハ)に関しては12か月間です。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されません。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ( ) 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- ( ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出に関する代理人は、
- 弁護士 三浦 健  
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

## 第4【ファンドの経理状況】

### 1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．ファンドの原文の財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.72円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## （１）【貸借対照表】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 資産・負債計算書  
 2009年5月31日現在

	注記	2009年		2008年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
現金預金	5	289,741	38,165	132,164	17,409
未収債権	6	17	2	348	46
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	2, 3	7,510,285	989,255	8,872,739	1,168,717
<b>資産合計</b>		<b>7,800,043</b>	<b>1,027,422</b>	<b>9,005,251</b>	<b>1,186,172</b>
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	191,105	25,172	72,195	9,510
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	2, 3	1,203	158	23,400	3,082
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		192,308	25,331	95,595	12,592
<b>買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額</b>		<b>7,607,735</b>	<b>1,002,091</b>	<b>8,909,656</b>	<b>1,173,580</b>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して署名。

カール・マケネフ

ピーター・キャラハン

取締役

取締役

日付：2009年9月30日

## （２）【損益計算書】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
運用計算書  
2009年5月31日に終了した年度

	注記	2009年		2008年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>収益</b>					
預金利息	2	2,703	356	6,126	807
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益	10	677,441	89,233	261,636	34,463
収益合計		680,144	89,589	267,762	35,270
<b>費用</b>					
受託会社報酬	9	4,907	646	6,006	791
販売会社報酬	9	40,894	5,387	47,892	6,308
代行協会員報酬	9	8,179	1,077	9,578	1,262
投資運用報酬	9	25,878	3,409	28,735	3,785
投資顧問報酬	9	15,017	1,978	19,157	2,523
管理事務代行報酬	9	10,632	1,400	12,452	1,640
副保管費用		6,793	895	8,053	1,061
監査報酬		2,524	332	(2,050)	(270)
その他の費用		54,859	7,226	38,667	5,093
費用合計		169,683	22,351	168,490	22,194
純収益		510,461	67,238	99,272	13,076
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	12	(194,664)	(25,641)	(226,146)	(29,788)
ファイナンス費用合計		(194,664)	(25,641)	(226,146)	(29,788)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増（減）		315,797	41,597	(126,874)	(16,712)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。



ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書  
 2009年5月31日に終了した年度

	2009年		2008年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	8,909,656	1,173,580	10,026,089	1,320,636
買戻可能受益証券の発行手取金	28,890	3,805	2,843	374
買戻可能受益証券の買戻支払金	(1,570,681)	(206,890)	(957,937)	(126,179)
純収益平準化(注2)	9,545	1,257	4,468	589
純資本平準化(注2)	(85,472)	(11,258)	(38,933)	(5,128)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増(減)	315,797	41,597	(126,874)	(16,712)
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	7,607,735	1,002,091	8,909,656	1,173,580

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 財務書類に対する注記

2009年5月31日

## 1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド金融規制当局の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証券は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証券の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド（EUR：ユーロ）（以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。）、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド（AUD：豪ドル）（以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。）、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド（CAD：カナダドル）（以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。）および毎月分配米国優先証券ファンド（US\$：米ドル）（以下「米国優先証券ファンド」という。）である。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。このサブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはけっしてない。

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはけっしてない。

毎月分配カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および／または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

毎月分配米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

## 2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益計算書を通じて公正価値で保有する金融資産・負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し会計基準審議会が発行したものである。

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債、ならびに開始時に損益計算書を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融資産および負債（「取引用証券」）は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、運用計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、資産・負債計算書日の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産に関して使われる取引相場価格は、現在の買い呼び値である。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産

のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する年度の運用計算書に計上される。損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益計算書を通じて公正価値で測定する純損益の部分として運用計算書に計上される。2009年5月31日に終了した年度の取引用金融資産からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

#### 外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(機能通貨)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・債券・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)、オーストラリア・債券・ファンドに関しては豪ドル(「AUD」)、カナダ・債券・ファンドに関してはカナダドル(「CAD」)および米国優先証券ファンドに関しては米ドル(「US\$」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、資産・負債計算書日の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

#### 収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。

#### 費用

費用は、発生基準により会計処理される。

#### 純収益および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/損失を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/損失に関する平準化支払額が含まれる。

#### 買戻可能受益証券1口当たり純資産価格

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

#### 財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

#### キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS1に従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 3. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2009年	EUR	AUD	CAD	US\$
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	7,357,511	76,508,335	58,513,452	-
- 優先証券	-	-	-	38,256,347
- 転換社債	-	-	-	2,527,566
- 先渡契約	454	-	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	17,900
- 投資有価証券発生利息	152,320	1,354,637	1,153,970	681,686
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産合計	7,510,285	77,862,972	59,667,422	41,483,499

## 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：

- 先渡契約	1,203	-	-	-
- 先物契約	-	-	-	-
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1,203	-	-	-

2008年	EUR	AUD	CAD	US\$
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	8,697,242	82,743,516	71,530,600	-
- 優先証券	-	-	-	66,247,302
- 先渡契約	658	-	-	1,848,772
- 先物契約	-	13,930	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	17,900
- 投資有価証券発生利息	174,839	1,529,992	1,563,119	1,197,003
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産合計	8,872,739	84,287,438	73,093,719	69,310,977

## 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：

- 先渡契約	23,400	-	-	-
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債合計	23,400	-	-	-

#### 4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

##### 米国優先証券ファンド（ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロックがかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

##### 市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動（資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。）に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品（デリバティブ）を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー（リスク負担）はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される（すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合）。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング/借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー（デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。）は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・マネジャーは、ベンチマーク（メリルリンチ・プリファード・ストック・ハイブリッド・セキュリティーズ）と対照して達成済のファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しが実施される。リスク報告は、バラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ヒンドサイトおよびS & Pマイクロパル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし~だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「VaR」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのVaRの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1) 「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てVaRを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2) 定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、VaRを上回るかまたはVaRに等しい損失を被ることになる。

ブラックロックは、複数のVaR手法を調査し完成させた。ブラックロックは、特定の債券もしくは取引戦略に係るリスク、または利用可能なVaR手法のうち最も適切なものを利用するポートフォリオのリスクを測定することができる。ブラックロックは、適宜、以下のVaR手法を利用する。

- 分析VaR
- モンテカルロ模擬VaR
- デルタ・ガンマ過去VaR
- 過去シミュレーションVaR

ブラックロックは二種のVaR手法を実施しており、これらが、本リスク分析を二方向に展開する。

- グローバルVaR、海外金利および為替レートに対するエクスポージャーを組み込むもの。
- 一般化VaR、基本リスク（すなわち、推定ボラティリティおよびスプレッド）に対するエクスポージャーを組み込むもの。

サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なVaR制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（RQA）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、リスク・定量分析グループは、ポートフォリオ・マネジャーに対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

VaRに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。ブラックロックは、JPモルガンのリスクメトリクス<sup>TM</sup>月次データ・セットを使用して、こうした従来から支配的であったイールドカーブの動きから生じるポートフォリオのエクスポージャーを計算する。主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、VaRに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

分析VaR - 主要レート・デュレーションを組入れ、キャッシュフローが不安定な証券を売買するためブラックロックが一般化したリスクメトリクス<sup>TM</sup>手法

モンテカルロ模擬VaR - 価値構造の変化を計算するための金利の変動予想および値動きの経験的分布機能についての分析を用いた、イールドカーブ移動の分布予想からのサンプリング（見本抽出）

デルタ・ガンマ過去VaR - 直近260営業日のスポット・カーブの実際の時系列変化が、集められる。証券およびポートフォリオのドル建て収益は、これらの過去のスポット・カーブの変化、主要レート・デュレーションおよび主要レートの凸性を用いて概算される。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の分配概算額の5%として算定される。

直接的過去シミュレーション - 直近260日の実際価格が集められる。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の実分配額の5%として算定される。

ブラックロックのVaR分析システムにより、ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細に監視し、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2009年5月31日のサブ・ファンドの総VaR（ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマークの20.69%であった。このため、2009年5月31日のサブ・ファンドの純資産総額56,927,209米ドルに照らし、1年間の想定最大損失額（VaR）は20.69%であると予想され、11,778,239米ドルに相当した。大幅な増加に関して二つの主要な要素が存在する。一つ目は市場におけるボラティリティが非常に高く、ポートフォリオおよびベンチマークの両方のVaRにおける増加への寄与である。二つ目の要素は、ポートフォリオおよびベンチマークの保有である。

ポートフォリオのVaR（2009年5月31日現在）

	寄与（%/年）
総リスク	20.69%

2008年5月31日のサブ・ファンドの総VaR（ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマークの3.01%であった。このため、2008年5月31日のサブ・ファンドの純資産総額70,303,993米ドルに照らし、1年間の想定最大損失額（VaR）は3.01%であると予想され、2,116,151米ドルに相当した。

ポートフォリオのVaR（2008年5月31日現在）

	寄与（%/年）
総リスク	3.01%

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

#### 金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

サブ・ファンドの投資目的の範囲内の金利リスクの制約（主に、デュレーション・リスクの制約内で定められる。）は、チャールズ・リバーおよびアラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、ファンド・マネジャー、アカウント・マネジャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるメリルリンチ・プリファード・ストック・ハイブリッド・セキュリティーズからの偏差が、デュレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

2009年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの-0.37%であり、210,631米ドルに相当した。リスク寄与の期間中に、ポートフォリオの金利リスクは、ポートフォリオに対する全体的リスクを減らした。

## カーブVaR分析(2009年5月31日現在)

リスク・グループ	デュレーション(年)	寄与(%/年)
カーブ	0	-0.37
米国財務省証券	0	-0.37
3ヶ月	0.01	0
1年	-0.04	0
2年	-0.09	0.02
3年	-0.32	0.10
5年	-0.41	0.17
7年	0.12	-0.06
10年	4.43	-2.14
15年	-1.13	0.45
20年	-0.95	0.38
25年	-0.76	0.32
30年	-0.87	0.37

下記の「寄与(%/年)」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度のリスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2008年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの0.02%であり、14,061米ドルに相当した。

## カーブVaR分析（2008年5月31日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（％／年）
カーブ		0.02
米国財務省証券		0.02
3ヶ月	0.02	-0.01
1年	-0.01	0
2年	0	0
3年	-0.05	0.02
5年	-0.18	0.11
7年	0.22	-0.13
10年	2.58	-1.39
15年	-0.73	0.39
20年	-0.6	0.32
25年	-0.47	0.24
30年	-0.78	0.47

## 信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、その取引による収益率は高くなり、不履行の可能性も高くなる。信用調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別課税対象（投資適格および高利回り）債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル信用調査チームを編成している。信用アナリストは社債、高利回り債および地方債ポートフォリオ・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが信用度を承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業、および
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用度を評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが所有していないが所有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

通常の状況において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80%を、確立された格付機関によりBaa/BBの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20%を限度に、投資不適格（ムーディーズによるBa以下、スタンダード・アンド・プアーズによるBB以下またはフィッチによるBB以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するつもりはなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することがある。



## 格付カテゴリー別ポートフォリオ（2009年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ (%NAV)	ベンチマーク (%NAV)	差
政府	0.45	0.00	0.45
AA	4.56	25.63	-21.07
A	17.53	64.50	-46.97
BBB	20.49	9.88	10.61
BB	0.62	0.00	0.62
その他	3.57	0.00	3.57
現金	52.79	0.00	52.79
合計	100	100	

## 格付カテゴリー別ポートフォリオ（2008年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ (%NAV)	ベンチマーク (%NAV)	差
政府	0.46	0.00	0.46
AA	29.94	36.74	-6.80
A	40.74	57.50	-16.76
BBB	17.69	5.76	11.93
BB	0.88	0.00	0.88
その他	2.86	0.00	2.86
現金	7.42	0.00	7.42
合計	100	100	

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方が締結した約定を履行できないもしくは履行する意思がなく、サブ・ファンドに財務損失を被らせるリスクである。サブ・ファンドは、取引相手方がさらされるすべてのリスクを負っており、これには、取引相手方の投資対象および現金に関するリスクを含む。レボ契約、逆レボ契約および証券貸付において取引相手方に認められる最低短期格付は、A - 2 / P - 2 相当である。（注：取引相手方が格付を得ていない場合、「推定」格付が容認される。また、格付のない取引相手方が認められるのは、少なくともA - 2 / P - 2 の格付を得てこれを維持している機関である取引相手方の不履行により被った損失に対しサブ・ファンドが補償される場合である。）

- ・ ブラックロックは、取引相手方の信用度の評価を可能にするプロセスを実施し、各取引相手方に対するエクスポージャーについて制限を定めている。承認された取引相手方およびエクスポージャー制限のリストは、ブラックロックの最高信用リスク担当役員により定期的に承認および審査される。
- ・ 承認された取引相手方に対する取引相手方リスク・エクスポージャーは、確定制限に照らし、ブラックロックのコンプライアンス部門により監視される。
- ・ ブラックロックの法務・コンプライアンス部門は、適用ある規制要件の遵守、適切な法律文書作成の履行および必要に応じた取引相手方の法律上の資格に関する判断を確実にすることをサポートする。
- ・ すべての上場デリバティブ取引はブローカーを通じて実行され、清算ブローカーを通じて決済され、適切な文書調査を経てブラックロックのデリバティブ監督委員会により承認される。
- ・ 店頭デリバティブ取引は、承認された取引相手方（サブ・ファンドの適用ある特別要件を満たす者）との間でのみ、また取引の取決めがブラックロックの法務・コンプライアンス部門により承認された方法で文書化されている場合にのみ実施される。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者（ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。）の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

サブ・ファンドが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のDVP（引渡しと支払の同時決済）である。市場がDVPではない（例えば、ロシア）と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意（前払い/前渡し）が定められる。

## 流動性リスク

流動性リスクは、( )市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または( )デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務(追加証拠金請求等)が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品(デリバティブを含む。)の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、各サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ RQAは、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているファンドについて特別な審査を実施する。かかる審査から発生した重要な問題点は、指定された者に報告される。
- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由(本国送金問題等)を処理する。

流動性の表：満期別ポートフォリオ(2009年5月31日現在)

満期バケット	%NAV	デュレーション寄与
現金	52.79	0.00
0年から1年	29.94	0.00
1年から3年	40.74	0.04
3年から5年	17.69	0.04
5年から7年	0.88	0.00
7年から10年	2.86	0.00
15年から20年	7.42	0.13
20年以上	0.88	2.29
合計	100.00	2.51

## 流動性の表：満期別ポートフォリオ(2008年5月31日現在)

満期バケット	%NAV	デュレーション寄与
現金	7.42	0.00
0年から1年	0.70	0.00
1年から3年	6.20	0.11
3年から5年	1.06	0.00
5年から7年	1.83	0.07
7年から10年	32.74	1.98
15年から20年	1.95	0.12
20年以上	48.09	3.44
合計	100.00	5.74

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	US\$	US\$	US\$	US\$	US\$
負債					
未払債務	622,076	-	-	-	622,076
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産総額	56,927,209	-	-	-	56,927,209
負債合計	57,549,285	-	-	-	57,549,285

2008年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	US\$	US\$	US\$	US\$	US\$
負債					
未払債務	567,301	-	-	-	567,301
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産総額	70,303,993	-	-	-	70,303,993
負債合計	70,871,294	-	-	-	70,871,294

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが実行される取引日の午前10時(ダブリン時間)までに受領されていないと認められない。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。買戻金は、買戻しが実行される取引日(同日を含む。)から5営業日目までに、関係するサブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

## 通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

## オーストラリア・ボンド・ファンド(AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド)(「AMP C I」)

ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、ポートフォリオ・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ構築・リスク管理責任者および債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者および債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

## 市場リスク

### 市場リスクの監視プロセス

各サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、ポートフォリオ・マネジャーにより管理される。ポートフォリオ・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターンの感応度を監視する。AMP C Iのポートフォリオ構築・リスク管理チームは、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定するため社内で開発されたリスク管理システムを利用し、次にかかる予算を監視する。これにより、ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、社内で開発された投資運用システムである「総合ポートフォリオ管理システム（G P M S）」である。G P M Sは、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、ポートフォリオ・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

G P M Sの日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、ポートフォリオ・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

### 市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのポートフォリオ・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、ボトムアップ分析も各発行体の信用リスクを査定するために利用される。

以下の表では、2009年5月31日現在および2008年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	市場価格
	2009年5月	2008年5月
現金	0.7%	1.8%
国債	0.0%	-0.7%
準国債	23.5%	29.0%
社債	75.8%	69.9%
合計	100.0%	100.0%

### デュレーション寄与

AMP C Iのポートフォリオ・マネジャーはまた、ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、ファンドのリターンの総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

### ベータ

ベータは、UB S オーストラリア・コンポジット・ボンド・インデックスの変動に対するダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドのリターンの感応度を測定する。2009年5月31日までの12か月間のファンドの平均ベータは0.9011である。これは、UB S オーストラリア・コンポジット・ボンド・インデックスの単位価格の1%の変動が、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドの単位価格に0.9011%の変動を生じる見込であることを意味する。2008年5月31日のダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドのベータは1.109であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、ファンドのNAVを74,148,694豪ドルから74,816,848豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、ファンドのNAVは73,408,540豪ドルに減少すると思われる。ただし、NAVに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。

2008年5月のベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを85,477,346豪ドルから86,425,289豪ドルに増加させたと予想され、ベンチマークの1%の減少により、ファンドのNAVは84,529,402豪ドルに減少したと思われる。

かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

### 標準偏差

標準偏差は、ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためポートフォリオ・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過

リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去12か月間のボラティリティの分析に基づき、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドは、2008年5月31日から2009年5月31日までの期間について、同期間のベンチマークの4.34%の標準偏差と比較して4.37%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2009年5月31日に終了した期間に0.94%である。2007年5月31日から2008年5月31日までのファンドの標準偏差は、2.60%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

#### 金利リスク

AMP C Iのポートフォリオ・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。AMP C Iのポートフォリオ・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に関係する。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に関係する。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2009年5月31日現在、サブ・ファンドはロング・デュレーションである。すなわち、金利が低下する場合には、サブ・ファンドの実績はベンチマークを上回ると予想され、金利上昇の場合には、ベンチマークの実績を下回ることになる。2008年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2009年5月31日現在および2008年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後にデュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2009年5月31日現在

ファンド・デュレーション:3.36

ベンチマーク・デュレーション:3.19

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	75,394,392	1.680%	311,878,108,040	1.595%	0.085%
- 0.25	74,771,543	0.840%	309,429,928,591	0.798%	0.043%
0	74,148,694	0.000%	306,981,749,141	0.000%	0.000%
0.25	73,525,845	- 0.840%	304,533,569,692	- 0.798%	- 0.043%
0.50	72,902,996	- 1.680%	302,085,390,243	- 1.595%	- 0.085%

2008年5月31日現在

ファンド・デュレーション:3.33

ベンチマーク・デュレーション:3.18

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	85,690,824	1.665%	231,133,395,375	1.590%	0.075%
- 0.25	84,989,131	0.833%	229,324,644,028	0.795%	0.038%
0	84,287,438	0.000%	227,515,892,682	0.000%	0.000%
0.25	83,585,745	- 0.833%	225,707,141,335	- 0.795%	- 0.038%
0.50	82,884,052	- 1.665%	223,898,389,988	- 1.590%	- 0.075%

A M P C Iのポートフォリオ・マネジャーは、常に、金利のベースポイント（0.01%）の変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これにより債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、ポートフォリオ・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済的見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りおよびイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値の社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。デュレーションとイールドカーブの見通しを考える際に、各種のポジショニング調査がモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

#### 流動性リスク

ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、ファンド全体を10年以内に清算できると予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻りに売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2009年5月31日現在および2008年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2009年5月終了年度 市場価格 %	2008年5月終了年度 市場価格 %
高度流動性資産	30.10%	30.10%
流動性資産	71.00%	58.20%
取引資産	5.90%	11.70%
非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD
負債					
未払債務	574,347	-	-	-	574,347
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産	78,148,694	-	-	-	78,148,694
負債合計	78,723,041	-	-	-	78,723,041

2008年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD
負債					
未払債務	611,305	-	-	-	611,305
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産	85,477,346	-	-	-	85,477,346
負債合計	86,088,651	-	-	-	86,088,651

## 信用リスク

### 信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iポートフォリオ・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム(I S E T)による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。ポートフォリオ・マネジャーは、次に、信用デレージョンおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。これはまた、ファンドが「低格付」の債券(例えば、BBB+の格付)よりも「高格付」の債券(格付機関によるAAAの格付)に投資を配分する組入比率に関する決定でもある。国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素が考慮される。

以下の表では、2008年5月31日現在および2009年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用格付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

## 国際格付機関による格付

信用格付	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ
	2008年5月 終了年度	2008年5月 終了年度	2009年5月 終了年度	2009年5月 終了年度
A A A	62.36%	71.03%	47.83%	63.59%
A A +	0.79%	2.77%	9.90%	17.74%
A A	13.11%	8.37%	7.36%	4.00%
A A -	9.98%	8.18%	10.35%	5.76%
A +	5.87%	2.70%	6.81%	2.14%
A	2.01%	1.63%	6.66%	2.70%
A -	0.48%	2.10%	1.18%	1.77%
B B B +	4.24%	1.69%	6.84%	0.97%
B B B	1.16%	0.94%	3.07%	0.55%
B B B -		0.39%		0.72%
B B +		0.20%		0.06%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

A M P C Iのポートフォリオ・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。A M P C Iの豊富な信用専門家資源により、A M P C Iは、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはA M P C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを観察する責任を負っている。ポートフォリオ・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内内で開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はポートフォリオ・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入れを承認するための最終判断は、取締役およびA M P 資本投資家部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、ポートフォリオ・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

## 信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。ポートフォリオ・マネジャーは、ファンドのトラッキング・エラー情報を得るため、ベンチマークと比べた保有ファンドの全信用格付を監視する。ファンドは、投資不適格の資産には投資しない。（A M P C Iは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども、）

## 取引相手方リスク

取引相手方リスクの最少化のため証券を売買する場合には、A M P C Iは広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためt + 1による取引確認を要求している。

## 担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2009年5月31日現在、マクワイア・バンクに18,558豪ドルの先物証拠金が預託されていた。2008年5月31日現在、マクワイア・バンクに394,030豪ドルの先物証拠金が預託されていた。

## 減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。



## 信用リスクの集中

ポートフォリオ・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP C Iのポートフォリオ・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

## 通貨リスク

ダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンドは、サブ・ファンドのリターンを豪ドルで報告し、豪ドル建てで上場されている債券にのみ投資するため、サブ・ファンドのレベルで通貨リスクを負わない。しかし、ファンドの評価額が顧客の母国通貨に換算される場合、通貨リスクが投資家レベルで発生することがある。AMP C Iは、かかるリスクの管理について責任を有しない。

## ユーロ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド）

### 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・ユーロ・アグリゲイト・ボンド・インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引（例えば、為替契約）

サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

### 市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。（デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に記載）

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デレレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。サブ・ファンド・マネジャーは、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、サブ・ファンド・マネジャーはまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシウム・アンド・パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動）により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

ユーロ債市場が、2009年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・ユーロ・アグリゲイト・ボンド・インデックスにより表象されるように前年に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約351,956ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2009年5月31日現在7,568,940ユーロであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ0.930<sup>1</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2009年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約3,351,956ユーロ減少していたと思われる。

2008年5月31日に終了した前会計年度と比較すると、ユーロ債市場が、2008年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・ユーロ・アグリゲイト・ボンド・インデックスにより表象されるように前年に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約471,766ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2008年5月31日現在8,909,656ユーロであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ1.059<sup>2</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2008年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約471,766ユーロ減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、後方重視プロセスによる。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、資産マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

1 過去3年間のベータ0.93 - (月次実績データに基づく) 2009年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・ユーロ・アグリゲイト・ボンド・インデックス

2 過去3年間のベータ1.059 - (月次実績データに基づく) 2008年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・ユーロ・アグリゲイト・ボンド・インデックス

### 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンド・マネジャーに提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンド・マネジャーに提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2009年5月31日現在の投資債券の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合のプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>5</sup>の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約2.6%減少することになり、これは2009年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産額7,568,940ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション5.18に基づき、債券価格の196,036ユーロの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約2.6%増加することになる。2009年5月31日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

純資産価額に対する漸進的影響（2009年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 2.6%	- 196,036
+ 1.00%	- 5.2%	- 392,071
- 0.50%	+ 2.6%	196,036
- 1.00%	+ 5.2%	392,071

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2008年5月31日現在の有効デュレーションは5.51およびサブ・ファンドの純資産は8,909,656ユーロ）による2008年5月31日現在の純資産価額に対する漸進的影響について、さらに下記を参照されたい。

純資産価額に対する漸進的影響（2008年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 2.6%	- 245,461
+ 1.00%	- 5.1%	- 490,922
- 0.50%	+ 2.6%	245,461
- 1.00%	+ 5.1%	490,922

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的金利感応度を監視する。

#### 信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（発展諸国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格（社債市場）分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、スタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAA - / AA3以上に維持されており、サブ・ファンドの純資産価額の最大10%が、BBB / Baa3格の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2009年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ	指数	差
AAA	51.3	54.7	- 3.3
AA	24.3	27.7	- 3.4
A	17.8	13.7	4.1
BAA	5.6	3.9	1.7
BA	0.0	0.0	0.0
現金	1.0	0.0	1.0
合計	100.0	100.0	

## サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2008年5月31日現在）

組入比率（％）	ポートフォリオ	指数	差
A A A	51.16	57.10	- 5.94
A A	25.88	28.46	- 2.58
A	18.13	10.51	7.62
B A A	3.96	3.93	0.03
現金	0.87	0.00	0.87
合計	100.00	100.00	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、為替先物ポジションに関する取引相手方リスク報告書を発行し、種々の取引相手方に対するファンドのリスク・エクスポージャーを提示する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。

管理会社は、予めダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。さらに、すべての為替先渡契約は、カスタディアンと共に実行される。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える株主資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを管理会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、ファンドの純資産額の5%を超えないこと。

## 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T+2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、ファンドの純資産価額の10%を超えてはならない）。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2009年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
負債					
未払債務	191,105	-	-	-	191,105
損益計算書を通じて公正価値で測定 する金融負債	-	1,203	-	-	1,203
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産	7,607,735	-	-	-	7,607,735
負債合計	7,798,840	1,203	-	-	7,800,043

2008年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
負債					
未払債務	72,195	-	-	-	72,195
損益計算書を通じて公正価値で測定 する金融負債	-	23,400	-	-	23,400
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産	8,909,656	-	-	-	8,909,656
負債合計	8,981,851	23,400	-	-	9,005,251

#### 通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドの純資産価額の15%までに限定される。通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジは認められている。2009年5月31日現在、サブ・ファンドは、将来にポーランド・ズウォティ建てポジションを売却する為替先渡し予約を締結している(ポジションは、サブ・ファンドのポーランド国債への投資による通貨リスクをヘッジするため設定された)。為替先渡しポジションの規模は2.0%であり、ポーランド国債のポジション比率と一致している。

サブ・ファンドは、2009年5月31日現在、活発な為替取引を行っており、通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ(%) (2009年5月31日現在)

組入比率(%)	ポートフォリオ	指数	差
ユーロ	96.4	100.0	-3.6
英ポンド	1.1	0.0	1.1
ノルウェー・クローネ	1.5	0.0	1.5
ポーランド・ズウォティ	0.0	0.0	0.0
スウェーデン・クローネ	1.1	0.0	1.1
	100.0	100.0	

## 通貨別ポートフォリオ（％）（2008年5月31日現在）

組入比率（％）	ポートフォリオ	指数	差
ユーロ	96.4	100.0	-3.6
ノルウェー・クローネ	1.5	0.0	1.5
スウェーデン・クローネ	2.0	0.0	2.0
	100.0	100.0	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

## カナダ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド）

## 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・カナディアン・イシューズ300MMインデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象

- ・ ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

## 市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および/または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デュレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。サブ・ファンド・マネジャーは、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、ファンド・マネジャーはまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシラム・アンド・パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

カナダ債市場が、2009年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・カナディアン・イシューズ300MMボンド・インデックスにより表象されるように前年に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約3,012,871カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2009年5月31日現在60,257,429カナダドルであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ1.0<sup>3</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2009年5月31日現在のファンドの純資産に基づき約3,012,871カナダドル減少していたと思われる。

2008年5月31日に終了した前会計年度と比較すると、カナダ債市場が、2008年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・カナディアン・イシューズ300MMボンド・インデックスにより表象されるように関係する期間に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約3,794,834カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2008年5月31日現在73,614,634カナダドルであった純資産価額およびこれを裏付ける過去のベータ1.031<sup>4</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保

有者に帰属する純資産は、2008年5月31日現在のファンドの純資産に基づき約3,794,834カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、後方重視プロセスによる。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しているため、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、資産マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

3 過去3年間のベータ1.0 - (月次実績データに基づく) 2009年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・カナディアン・イシューズ300MMボンド・インデックス

4 過去3年間のベータ1.031 - (月次実績データに基づく) 2008年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・カナディアン・イシューズ300MMボンド・インデックス

## 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンド・マネジャーに提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンド・マネジャーに提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、同じく、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオと比較される。

2009年5月31日現在の投資債券の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>5</sup>の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2009年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産額60,257,429カナダドルおよびファンドの有効デュレーション6.33に基づき、債券価格の1,907,148カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の漸進的影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%増加することになる。2009年5月31日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

純資産価額に対する漸進的影響（2009年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	カナダドル相当額
+0.50%	-3.2%	-1,907,148
+1.00%	-6.3%	-3,814,295
-0.50%	+3.2%	1,907,148
-1.00%	+6.3%	3,814,295

2008年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを6.48とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2008年5月31日現在の純資産価額に対する漸進的影響について、下記を参照されたい。2008年5月31日現在のファンドの純資産価額は、73,614,634カナダドルであった。

純資産価額に対する漸進的影響（2008年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格に対する漸進的影響	カナダドル相当額
+0.50%	-3.2%	-2,385,114
+1.00%	-6.5%	-4,770,228
-0.50%	+3.2%	2,385,114
-1.00%	+6.5%	4,770,228

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的金利感応度を監視する。

5 イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

#### 信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（発展諸国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格（社債市場）分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関により B B B - / B a a 3 以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、A A - / A A 3 以上に維持されており、サブ・ファンドの純資産価額の最大10%が、B B B / B a a 3 格の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関により A / A 2 以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2009年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ	指数	差
A A A	58.0	56.3	1.8
A A	27.8	30.8	- 3.0
A	9.1	10.8	- 1.8
B A A	4.0	2.1	1.9
現金	1.2	0.0	1.2
合計	100.0	100.0	



## サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2008年5月31日現在）

組入比率（％）	ポートフォリオ	指数	差
A A A	60.5	54.1	6.4
A A	28.1	32.6	- 4.5
A	6.9	11.0	- 4.1
B A A	3.9	2.4	1.5
現金	0.8	0.0	0.8
合計	100.0	100.0	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドの純資産の5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

管理会社は、予めダイワ・ヨーロッパ・トラスティズ・アイルランド・リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。有価証券届出書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える株主資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを管理会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、ファンドの純資産額の5%を超えないこと。

## 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T+2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えてはならない）。本年度、かかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2009年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2009年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	C A D	C A D	C A D	C A D	C A D
負債					
未払債務	194,808	-	-	-	194,808
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産総額	60,359,780	-	-	-	60,359,780
負債合計	60,554,588	-	-	-	60,554,588

2008年5月31日現在のサブ・ファンドの金融資産および金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヶ月未満	1ヶ月～1年	1年～5年	満期日 設定無し	合計
	C A D	C A D	C A D	C A D	C A D
負債					
未払債務	425,144	-	-	-	425,144
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産	73,614,634	-	-	-	73,614,634
負債合計	74,039,778	-	-	-	74,039,778

#### 通貨リスク

当ファンドは、カナダドル以外の通貨建て資産を保有しない。

サブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2009年	2008年
	E U R	E U R
ハンガリー・フォリント	-	(541,192)
ノルウェー・クローネ	114,186	135,374
ポーランド・ズウォティ	(2,091)	-
スウェーデン・クローネ	79,683	180,035
英ポンド	79,396	35
合計	271,174	(225,748)
オーストラリア・ボンド・ファンド	2009年	2008年
	A U D	A U D
ユーロ	7	7
合計	7	7
カナダ・ボンド・ファンド	2009年	2008年
	C A D	C A D
ユーロ	5	4
合計	5	4

米国優先証券ファンド	2009年	2008年
	U S \$	U S \$
ユーロ	6	6
日本円	1,397	1,202
合計	1,403	1,208

## 金利の概要

(短期債権および債務を除く)サブ・ファンドの金融資産の金利の概要は、以下のとおりであった。

サブ・ファンド名	総額	変動利付	固定利付
2009年5月			
ユーロ・ボンド・ファンド(EUR)	7,647,252	424,581	7,222,671
オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD)	77,345,212	836,877	76,508,335
カナダ・ボンド・ファンド(CAD)	59,143,783	1,405,848	57,737,935
米国優先証券ファンド(US\$)	53,750,711	16,066,851	37,683,860
2008年5月			
ユーロ・ボンド・ファンド(EUR)	8,829,406	354,961	8,474,445
オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD)	84,122,175	3,728,955	80,393,220
カナダ・ボンド・ファンド(CAD)	73,826,591	1,735,144	72,091,447
米国優先証券ファンド(US\$)	67,845,079	9,814,482	58,030,597

サブ・ファンド名	固定利付金融資産 加重平均金利	固定利付金融資産 金利固定加重平均期間
2009年5月		
	%	年
ユーロ・ボンド・ファンド	4.79%	7.45
オーストラリア・ボンド・ファンド	6.55%	4.50
カナダ・ボンド・ファンド	5.14%	9.87
米国優先証券ファンド	4.52%	22.59
2008年5月		
	%	年
ユーロ・ボンド・ファンド	4.75%	8.53
オーストラリア・ボンド・ファンド	6.83%	6.06
カナダ・ボンド・ファンド	5.88%	9.86
米国優先証券ファンド	7.01%	18.06

2009年5月31日現在、現金を除き、サブ・ファンドの金融負債に係る未払利息はなかった(2008年5月31日:なし)。

デリバティブ金融商品は、財務書類上記帳されないが、当該金融商品に対して各サブ・ファンドが参加する限りにおいて表示される想定価額に一般的に基づく。2009年5月31日現在保有されるすべてのデリバティブ金融商品の想定額または約定額は、投資有価証券明細表に表示されている。

先物:先物契約は、同意した将来期日に同意価格で特定の証書/商品/証券を一方に売却および他方に購入する義務を課す。

未決済の先物契約に関して、契約価額の変動は、資産・負債計算書日に契約価額を「値洗い」することによって未実現損益として認識される。取引相手方は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアである。

先渡:先渡為替契約を締結する際に、各サブ・ファンドは同意した将来期日に同意価格で外貨の特定数量を受領するかまたは引き渡すことに同意する。すべての先渡為替契約は、2009年8月20日にもしくは当該日前に満了する。未決済の先渡為替契約に係る未実現利益または損失は、約定レートと契約終結時のレートとの間の差額に関連して計算される。取引相手方は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーである。

2009年5月31日に終了した年度の金融資産の取引による利益および損失はすべて、運用計算書に計上される。

## 5. 外貨を含む現金預金

現金残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの

証拠金18,558豪ドル(2008年5月31日:394,030豪ドル)は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

## 6. 未収債権

2009年	EUR	AUD	CAD	US\$
投資有価証券売却未収金	-	-	155,737	-
ファンド受益証券発行未収金	-	22,395	-	571,000
未収利息	17	797	53	422
その他の資産	-	-	101,042	-
	17	23,192	256,832	571,422

2008年	EUR	AUD	CAD	US\$
投資有価証券売却未収金	-	1,157,638	262,450	-
ファンド受益証券発行未収金	-	-	4,950	-
未収利息	348	-	-	-
その他の資産	-	-	117,808	94,631
	348	1,157,638	385,208	94,631

## 7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

2009年	EUR	AUD	CAD	US\$
ファンド受益証券買戻未払金	108,698	105,729	87,844	134,548
投資有価証券購入未払金	68,465	-	-	-
未払報酬引当金(注9)	(966)	148,295	106,964	100,800
未払分配金	14,908	320,323	-	386,728
	191,105	574,347	194,808	622,076

2008年	EUR	AUD	CAD	US\$
ファンド受益証券買戻未払金	-	76,822	275,159	79,719
投資有価証券購入未払金	31,610	-	-	-
未払報酬引当金(注9)	22,592	176,372	149,985	173,088
未払分配金	17,993	358,111	-	314,494
	72,195	611,305	425,144	567,301

## 8. 期中発行および買戻しの買戻可能受益証券

	ユーロ・ bond・ ファンド	オーストラリア・ bond・ ファンド	カナダ・ bond・ ファンド	米国 優先証券 ファンド
2009年	(口)	(口)	(口)	(口)
期首現在発行済受益証券数	947,030	9,422,600	7,452,580	8,062,050
発行受益証券数	3,000	128,750	1,850	2,984,950
買戻受益証券数	(165,420)	(1,337,950)	(1,251,470)	(1,130,880)
期末現在発行済受益証券数	784,610	8,213,400	6,202,960	9,916,120

	ユーロ・ bond・ ファンド	オーストラリア・ bond・ ファンド	カナダ・ bond・ ファンド	米国 優先証券 ファンド
2008年	(口)	(口)	(口)	(口)
期首現在発行済受益証券数	1,046,460	10,769,310	8,669,100	9,227,740
発行受益証券数	300	19,650	1,250	27,330
買戻受益証券数	(99,730)	(1,366,360)	(1,217,770)	(1,193,020)
期末現在発行済受益証券数	947,030	9,422,600	7,452,580	8,062,050

## 9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・bond・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・bond・ファンド

純資産額の年率0.60%

毎月分配カナダ・bond・ファンド

純資産額100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

純資産額100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配米国優先証券ファンド

純資産額100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

純資産額100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

純資産額500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

純資産額1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・bond・ファンド

純資産額100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

純資産額100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

純資産額1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・bond・ファンド

純資産額200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

純資産額200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

純資産額1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・bond・ファンド

純資産額100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

純資産額100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

毎月分配米国優先証券ファンド

純資産額100,000,000米ドル以下の場合：0.11%

純資産額100,000,000米ドル超の場合：0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額の0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻

しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドの純資産額に基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

純資産額250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%

純資産額250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%

純資産額500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

純資産額500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%

純資産額500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%

純資産額1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

純資産額100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%

純資産額100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

毎月分配米国優先証券ファンド

純資産額500,000,000米ドル以下の場合：0.60%

純資産額500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.55%

純資産額1,000,000,000米ドル超の場合：0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

2009年	EUR	AUD	CAD	US \$
受託会社報酬	395	4,016	3,116	2,809
販売会社報酬	3,291	33,468	26,491	23,406
代行協会員報酬	658	6,694	5,194	4,681
投資運用報酬	1,975	33,468	15,583	28,087
投資顧問報酬	1,317	-	10,388	-
管理事務代行報酬	856	8,702	6,233	5,149
副保管費用	1,456	2,362	-	232
監査報酬	1,991	36,175	16,191	26,438
その他の費用	(12,905)	23,410	23,768	9,998
	(966)	148,295	106,964	100,800

2008年	EUR	AUD	CAD	US\$
受託会社報酬	461	4,416	3,795	3,644
販売会社報酬	3,841	36,798	32,254	30,365
代行協会員報酬	768	7,360	6,324	6,073
投資運用報酬	2,305	36,799	18,973	36,437
投資顧問報酬	1,536	-	12,649	-
管理事務代行報酬	999	9,568	7,589	6,680
副保管費用	1,406	371	-	640
監査報酬	2,769	27,606	22,484	23,912
その他の費用	8,507	53,454	45,917	65,337
	22,592	176,372	149,985	173,088

## 10. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純(損)益

2009年5月31日に終了した年度の投資活動における純(損)益は、以下のとおりである。

2009年	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純(損)益：				
- 受取配当金	-	-	-	330,041
- 受取利息	377,764	5,414,270	3,257,209	3,542,760
- 投資証券および通貨	(74,404)	846,770	690,592	(12,500,374)
- 純収益平準化	(9,545)	(28,206)	(88,523)	208,642
- 純資本平準化	85,472	226,282	78,725	-
- 先物契約	-	(33,952)	-	-
- 先渡為替契約	(22,326)	-	-	-
- その他の収益	1,519	-	-	6,223
	358,480	6,425,164	3,938,003	(8,412,708)
以下からの未実現(損)益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	342,451	3,401,980	(1,149,257)	(8,500,664)
- 先物契約	-	-	-	-
- 先渡為替契約	(23,490)	-	-	-
	318,961	3,401,980	(1,149,257)	(8,500,664)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純(損)益	677,441	9,827,144	2,788,746	(16,913,372)

2008年5月31日に終了した年度の投資活動における純(損)益は、以下のとおりである。

2008年	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純(損)益:				
- 受取配当金	-	-	-	175,634
- 受取利息	407,186	5,952,901	3,963,090	4,842,187
- 投資証券および通貨	(161,047)	(1,392,949)	423,150	(2,977,651)
- 純収益平準化	(4,468)	(30,159)	(150,246)	(212,979)
- 純資本平準化	38,933	675,136	173,776	-
- 先物契約	-	(32,435)	-	-
- 先渡為替契約	(27,279)	(124)	(481)	(312)
- その他の収益	1,079	-	-	-
	254,404	5,172,370	4,409,289	1,826,879
以下からの未実現(損)益の変動純額:				
- 投資証券および通貨	31,259	(1,958,743)	873,660	(5,029,361)
- 先物契約	-	9,075	-	-
- 先渡為替契約	(24,027)	-	-	-
	7,232	(1,949,668)	873,660	(5,029,361)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純(損)益	261,636	3,222,702	5,282,949	(3,202,482)

#### 11. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理会社、投資運用会社および関連会社は、財務報告基準(FRS)第8号の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

#### 12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド(各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。)を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。



2009年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R	A U D	A U D
2008年6月	0.019	17,790	0.038	354,317
2008年7月	0.019	17,390	0.041	379,817
2008年8月	0.019	17,183	0.040	367,446
2008年9月	0.019	16,565	0.041	372,267
2008年10月	0.019	16,239	0.041	369,050
2008年11月	0.019	16,081	0.038	340,678
2008年12月	0.019	15,981	0.035	312,455
2009年1月	0.019	15,929	0.041	359,319
2009年2月	0.019	15,855	0.041	353,731
2009年3月	0.019	15,473	0.041	345,270
2009年4月	0.019	15,270	0.038	314,853
2009年5月	0.019	14,908	0.039	320,322
合計		<u>194,664</u>		<u>4,189,525</u>
	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2008年6月	0.034	250,682	0.039	311,895
2008年7月	0.034	246,986	0.039	306,210
2008年8月	0.034	244,395	0.039	301,702
2008年9月	0.034	241,201	0.039	298,707
2008年10月	0.034	235,888	0.039	295,326
2008年11月	0.034	233,883	0.039	293,295
2008年12月	0.034	231,295	0.039	290,300
2009年1月	0.034	228,268	0.039	287,017
2009年2月	0.034	225,716	0.039	283,546
2009年3月	0.034	221,919	0.039	282,778
2009年4月	0.034	216,140	0.039	387,091
2009年5月	0.034	212,540	0.039	386,728
合計		<u>2,788,913</u>		<u>3,724,595</u>

2008年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R	A U D	A U D
2007年6月	0.019	19,774	0.041	435,660
2007年7月	0.019	19,652	0.041	430,817
2007年8月	0.019	19,426	0.041	428,628
2007年9月	0.019	19,177	0.040	414,916
2007年10月	0.019	18,949	0.040	408,243
2007年11月	0.019	18,871	0.037	375,010
2007年12月	0.019	18,827	0.037	373,558
2008年1月	0.019	18,615	0.041	406,762
2008年2月	0.019	18,405	0.035	341,783
2008年3月	0.019	18,331	0.040	385,941
2008年4月	0.019	18,125	0.037	354,027
2008年5月	0.019	17,994	0.038	358,111
合計		<u>226,146</u>		<u>4,713,456</u>
	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2007年6月	0.034	293,598	0.039	353,119
2007年7月	0.034	289,081	0.039	347,267
2007年8月	0.034	285,069	0.039	343,130
2007年9月	0.034	281,118	0.039	339,951
2007年10月	0.034	276,433	0.039	335,620
2007年11月	0.034	272,611	0.039	331,095
2007年12月	0.034	268,955	0.039	327,175
2008年1月	0.034	267,200	0.039	322,780
2008年2月	0.034	263,751	0.039	320,284
2008年3月	0.034	260,774	0.039	317,949
2008年4月	0.034	258,057	0.039	316,216
2008年5月	0.034	255,472	0.039	314,494
合計		<u>3,272,119</u>		<u>3,969,080</u>

## 13. 純資産額の推移

	EUR	AUD	CAD	US\$
2009年				
純資産額	7,607,735	78,148,694	60,359,780	56,927,209
受益証券数（口）	784,610	8,213,400	6,202,960	9,916,120
1口当たり純資産価格	9.70	9.51	9.73	5.74
2008年				
純資産額	8,909,656	85,477,346	73,614,634	70,303,993
受益証券数（口）	947,030	9,422,600	7,452,580	8,062,050
1口当たり純資産価格	9.41	9.07	9.88	8.72
2007年				
純資産額	10,026,089	101,320,850	84,696,059	89,282,704
受益証券数（口）	1,046,460	10,769,310	8,669,100	9,227,740
1口当たり純資産価格	9.58	9.41	9.77	9.68

## 14. 税金

ファンドは、1997年統合租税法の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。その収益および利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

「課税事由」が発生した場合には、税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡が含まれる。以下に関して、課税事由についてファンドに税金は生じない。

- 1) アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドによって保持されなければならない。
- 2) 一定のアイルランド居住の免税投資家。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。ファンドが受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資国が徴税する還付不能の源泉税が課せられることがある。

## 15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

## 16. 比較数値

比較数値は、2008年5月31日に終了した年度のものである。

## 17. 後発事象

当期末後に、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は生じなかった。

## (3) 【投資有価証券明細表等】

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア</b>			
Aust & New Zealand Banking Group 5.25% 20-May-13	50,000	51,749	0.68
National Australia Bank FRN 23-Jun-16	20,000	18,460	0.24
Westpac Banking Corp 4.875% 28-Sep-12	50,000	51,107	0.67
		<u>121,316</u>	<u>1.59</u>
<b>オーストリア</b>			
Austria Republic 5.25% 04-Jan-11	260,000	275,671	3.62
Telekom Finance 6.375% 29-Jan-16	12,000	12,457	0.16
		<u>288,128</u>	<u>3.78</u>
<b>ベルギー</b>			
Anheuser-Busch 8.625% 30-Jan-17	50,000	56,200	0.74
Belgium Government Bond 5% 28-Mar-35	68,000	70,340	0.92
Belgium Kingdom 5% 28-Sep-12	193,000	209,121	2.75
		<u>335,661</u>	<u>4.41</u>
<b>カナダ</b>			
Xstrata Finance Canada 5.25% 13-Jun-17	50,000	40,361	0.53
		<u>40,361</u>	<u>0.53</u>
<b>ケイマン諸島</b>			
Bes Finance Ltd 6.25% 17-May-11	26,000	26,257	0.35
		<u>26,257</u>	<u>0.35</u>
<b>チェコ共和国</b>			
CEZ AS 4.125% 17-Oct-13	50,000	48,320	0.64
		<u>48,320</u>	<u>0.64</u>
<b>フランス</b>			
BNP Paribas 4.75% 04-Apr-11	25,000	26,157	0.34
Casino Guichard Perrach 6% 27-Feb-12	7,000	7,255	0.10
Credit Agricole 5.971% 01-Feb-18	50,000	51,656	0.68
CSE Damort Dette 3.62% 25-Apr-15	57,000	57,789	0.76
Electricite De France 6.25% 25-Jan-21	50,000	54,350	0.71
France Government Bond 4% 25-Apr-13	335,000	353,030	4.64
France Government Bond 4% 25-Oct-14	215,000	224,987	2.96
France Government Bond 4.25% 25-Oct-17	51,000	52,949	0.70
France Government Bond OAT 6% 25-Oct-25	120,000	141,676	1.86
France Government Bond OAT 5.75% 25-Oct-32	116,000	135,468	1.78
France Telecom 7.25% 28-Jan-13	14,000	15,833	0.21
GDF Suez 5.62% 18-Jan-16	5,000	5,279	0.07
PPR SA 8.62% 03-Apr-14	5,000	5,356	0.07
RCI Banque 8.12% 15-May-12	4,000	4,107	0.05
Sanofi Aventis 4.5% 18-May-16	5,000	5,016	0.06
SFEF 3% 07-Apr-14	68,000	67,557	0.89

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券（続き）</b>			
<b>フランス（続き）</b>			
Veolia Environnement 5.875% 01-Feb-12	22,000	23,233	0.31
		1,231,698	16.19
<b>ドイツ</b>			
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	15,000	15,532	0.20
Deutsche Genossen Hypobk 4% 31-Oct-16	100,000	100,353	1.32
Eurohypo AG 4.5% 21-Jan-13	45,000	47,083	0.62
Germany Federal Republic 3.75% 04-Jan-15	41,000	42,891	0.56
Germany Federal Republic 4% 04-Jan-18	139,000	144,456	1.90
Germany Federal Republic 6.25% 04-Jan-24	19,000	23,226	0.31
Germany Federal Republic 4% 04-Jan-37	136,000	127,209	1.67
Germany Government 5% 04-Jan-12	405,000	438,669	5.77
Germany Government 3.5% 12-Apr-13	30,000	31,306	0.41
Germany Government 3.75% 04-Jul-13	14,000	14,726	0.19
Germany Government 3.5% 04-Jan-16	172,000	176,109	2.31
Germany Government 3.75% 04-Jan-19	75,000	76,234	1.00
Hypothekenbank In Essen 3.875% 21-Nov-13	18,000	18,442	0.24
KfW - Kreditanstalt fuer Wiederaufbau 4.625% 12-Oct-12	125,000	133,847	1.77
Man Ag 7.25% 20-May-16	3,000	3,141	0.04
Merck Financial Services 4.87% 27-Sep-13	3,000	3,115	0.04
		1,396,339	18.35
<b>ギリシャ</b>			
Greece Republic 6.5% 11-Jan-14	129,000	142,926	1.88
Hellenic Republic 4.3% 20-Jul-17	195,000	186,248	2.45
		329,174	4.33
<b>ガンジー</b>			
Credit Suisse 6.37% 07-Jun-13	40,000	41,621	0.55
		41,621	0.55
<b>アイルランド</b>			
Bank of Ireland 6.45% 10-Feb-10	15,000	15,167	0.20
		15,167	0.20
<b>イタリア</b>			
Banca Monte dei Paschi di Siena SPA FRN 24-Sep-15	25,000	24,684	0.32
Buoni Poliennali Del Tes 5% 01-Feb-12	245,000	261,659	3.44
Italy Government 3.5% 15-Mar-11	106,000	109,386	1.44
Italy Government 5.25% 01-Aug-17	185,000	199,774	2.63
Italy Government 6% 01-May-31	392,000	424,119	5.57
Italy Government 4% 01-Feb-37	35,000	28,870	0.38
		1,048,492	13.78
<b>ジャージー（チャネル諸島）</b>			
UBS AG Jersey FRN 16-Sep-19	40,000	31,475	0.41
		31,475	0.41
<b>ルクセンブルグ</b>			
Finmeccanica Fin 8.12% 03-Dec13	50,000	54,179	0.71
Gaz Capital 5.36% 31-Oct-14	50,000	42,250	0.56
Michelin Luxembourg 8.62% 24-Apr-14	3,000	3,264	0.04
Sogerim 7.25% 20-Apr-11	13,000	13,750	0.18
Telecom Italia 6.87% 24-Jan-13	18,000	18,940	0.25
		132,383	1.74

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券(続き)</b>			
<b>オランダ</b>			
Bank Nederlandse Gemeenten 4.625% 13-Sep-12	141,000	149,707	1.97
Daimler International Finance 8% 17-Jun-10	50,000	52,238	0.69
Deutsche Telekom 6% 20-Jan-17	15,000	15,572	0.20
Deutsche Telekom International 8.125% 29-Mar-12	10,000	11,323	0.15
E.On International Finance 5.125% 02-Oct-12	10,000	10,635	0.14
E.On International Finance 5.5% 19-Jan-16	8,000	8,419	0.11
ING Bank 5.5% 04-Jan-12	15,000	15,058	0.20
Koninklijke 4.75% 17-Jan-17	50,000	49,163	0.65
Linde Finance 6.75% 08-Dec-15	8,000	8,690	0.11
Netherlands Government 4.5% 15-Jul-17	181,000	189,971	2.50
Rabobank Nederland 4.25% 16-Jan-17	25,000	24,826	0.32
		535,602	7.04
<b>ノルウェー</b>			
Norway T-Bill 0% 17-Jun-09	1,016,000	114,030	1.50
		114,030	1.50
<b>ポーランド</b>			
Poland Government Bond 5% 24-Oct-13	700,000	150,262	1.98
		150,262	1.98
<b>ポルトガル</b>			
Portugal Government 5.45% 23-Sep-13	123,000	134,149	1.76
		134,149	1.76
<b>韓国</b>			
Export Import Bank Korea 5.75% 22-May-13	50,000	49,184	0.65
		49,184	0.65
<b>スペイン</b>			
Kingdom of Spain 4.4% 31-Jan-15	235,000	246,462	3.24
Spanish Government 5.75% 30-Jul-32	95,000	106,205	1.40
		352,667	4.64
<b>国際機関</b>			
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	100,000	105,853	1.39
		105,853	1.39
<b>スウェーデン</b>			
Swedish Export Credit 3.625% 27-May-14	60,000	59,964	0.79
Sweden T-Bill 0% 17-Jun-09	855,000	79,683	1.05
		139,647	1.84
<b>イギリス</b>			
Barclays Bank Plc 5.25% 27-May-14	50,000	49,672	0.65
HBOS 4.375% 30-Oct-19	28,000	20,135	0.27
HSBC Holdings Bank Plc FRN 18-Mar-16	14,000	12,929	0.17
HSBC Holdings Plc 3.625% 29-Jun-20	10,000	8,484	0.11
Imperial Tobacco Finance 4.375% 22-Nov-13	50,000	47,774	0.63
Nationwide Building Society 17-Aug-06	30,000	24,663	0.32
Rolls-Royce Group Plc 4.5% 16-Mar-11	10,000	10,234	0.13
Standard Chartered Bank 5.875% 26-Sep-17	50,000	43,808	0.58
UK T-Bill 0% 13-Jul-09	69,000	78,570	1.03
		296,269	3.89

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券(続き)</b>			
<b>アメリカ合衆国</b>			
Bank of America 4.625% 18-Feb-14	20,000	19,046	0.25
BMW US Capital 6.375% 23-Jul-12	15,000	15,856	0.21
Citigroup Inc 3.5% 05-Aug-15	50,000	40,666	0.53
Citigroup Inc FRN 10-Feb-19	10,000	6,489	0.09
General Electrical Cap Corp 4.625% 15-Sept-66	50,000	29,000	0.38
Goldman Sachs Group 6.375% 02-May-18	20,000	19,661	0.26
Goldman Sachs Group 3.125% 04-Oct-12	20,000	19,164	0.24
Intesa BCI Capital 6.988% 12-Jul-11	10,000	6,800	0.09
JPM Chase And Co FRN 12-Nov-19	50,000	40,803	0.54
Merrill Lynch 4.625% 02-Oct-13	15,000	14,096	0.18
MPS Capital Trust 7.99% 07-Feb-11	6,000	3,960	0.05
New York Life 4.375% 19-Jan-17	50,000	40,735	0.54
Pemex Project 6.25% 05-Aug-13	20,000	20,550	0.27
Philip Morris International 5.875% 04-Sep-15	50,000	52,663	0.69
Roche Holdings 4.625% 04-Mar-13	4,000	4,243	0.06
Verizon Wireless Cap 8.75% 18-Dec-15	50,000	59,724	0.79
		393,456	5.17
<b>債務証券合計</b>		7,357,511	96.71
	<b>ノーショナル ・コスト (ユーロ)</b>	<b>未実現利益 (ユーロ)</b>	<b>未実現損失 (ユーロ)</b>
<b>先渡為替契約</b>			
<b>ハンガリー・フォリント</b>			
Long forward currency contracts	29,248	-	(640)
Short forward currency contracts	(28,045)	-	(563)
<b>ポーランド・ズウォティ</b>			
Short forward currency contracts	(152,808)	454	-
<b>買建先渡為替契約合計</b>		454	-
<b>売建先渡為替契約合計</b>		-	(1,203)

取引相手方: モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー

[次へ](#)

Daiwa Bond Fund Series  
 Monthly Dividend Euro Bond Fund  
 Statement of Assets and Liabilities  
 As at 31<sup>st</sup> May 2009

	Notes	2009 EUR	2008 EUR
<b>Assets</b>			
Cash	5	289,741	132,164
Debtors	6	17	348
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3	7,510,285	8,872,739
		<hr/>	<hr/>
<b>Total Assets</b>		<b>7,800,043</b>	<b>9,005,251</b>
<b>Liabilities</b>			
Creditors - due within one year	7	191,105	72,195
Financial liabilities at fair value through profit or loss	2,3	1,203	23,400
		<hr/>	<hr/>
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		192,308	95,595
		<hr/>	<hr/>
<b>Total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>		<b>7,607,735</b>	<b>8,909,656</b>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Karl Mc Eneff  
 Director

Peter Callaghan  
 Director

Date: 30<sup>th</sup> September 2009



Daiwa Bond Fund Series  
Monthly Dividend Euro Bond Fund  
Statement of Operations  
For the year ended 31<sup>st</sup> May 2009

	Notes	2009 EUR	2008 EUR
Income			
Bank interest	2	2,703	6,126
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	10	677,441	261,636
Total Income		<u>680,144</u>	<u>267,762</u>
Expenses			
Trustee fees	9	4,907	6,006
Distributor fees	9	40,894	47,892
Agent Company fees	9	8,179	9,578
Investment Manager fees	9	25,878	28,735
Investment Adviser fees	9	15,017	19,157
Administration fees	9	10,632	12,452
Sub-custody expenses		6,793	8,053
Audit fees		2,524	(2,050)
Other expenses		54,859	38,667
Total Expenses		<u>169,683</u>	<u>168,490</u>
Net Income		<u>510,461</u>	<u>99,272</u>
Finance Costs			
Distributions	12	(194,664)	(226,146)
Total Finance Costs		<u>(194,664)</u>	<u>(226,146)</u>
Increase / (Decrease) in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after Distributions		<u>315,797</u>	<u>(126,874)</u>

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

## Daiwa Bond Fund Series

## Monthly Dividend Euro Bond Fund

## Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units

For the year ended 31<sup>st</sup> May 2009

	2009 EUR	2008 EUR
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at start of the year	8,909,656	10,026,089
Proceeds from redeemable participating units issued	28,890	2,843
Payments for redeemable participating units redeemed	(1,570,681)	(957,937)
Net income equalisation (Note 2)	9,545	4,468
Net capital equalisation (Note 2)	(85,472)	(38,933)
Increase / (Decrease) in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after Distributions	315,797	(126,874)
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at end of the year	7,607,735	8,909,656

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Bond Fund Series  
Notes to the Financial Statements

31<sup>st</sup> May 2009

1. GENERAL INFORMATION

Daiwa Bond Fund Series (the "Fund") was constituted on the 7<sup>th</sup> November 2002, as an open-ended umbrella Unit trust authorised by the Irish Financial Regulator pursuant to the provisions of the Unit Trusts Act, 1990.

The Trust Deed constitutes the Fund, which is made up of the Sub-Funds. The proceeds from the issue of Units in a Sub-Fund are applied in the records and accounts of the Fund for that Sub-Fund and the assets and liabilities and income and expenditure attributable thereto are applied to that Sub-Fund subject to the provisions of the Trust Deed. Monies subscribed for each Sub-Fund must be in the denominated currency of the relevant Sub-Fund. The Sub-Funds and their denominated currencies are: Monthly Dividend Euro Bond Fund (EUR) ("Euro Bond Fund"), Monthly Dividend Australian Bond Fund (AUD) ("Australian Bond Fund"), Monthly Dividend Canada Bond Fund (CAD) ("Canada Bond Fund") and Monthly Dividend US Preferred Securities Fund (US\$) ("US Preferred Securities Fund").

The primary investment objective of the Monthly Dividend Euro Bond Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investments primarily structured in a diversified portfolio of Euro denominated investment grade fixed income products including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds or asset-backed securities listed or traded primarily on European exchanges but also on Recognised Exchanges. This Sub-Fund will at no time invest more than 15% in emerging markets.

The primary investment objective of the Monthly Dividend Australian Bond Fund is to provide investors with a high level of current income through relatively stable distributions and to seek mid to long term capital appreciation while accepting moderate level of risk. This will be achieved through investing primarily in fixed income securities denominated in Australian dollars and generally listed or traded on a Recognised Exchange. The Sub-Fund will at no time invest more than 10% in emerging markets.

The primary investment objective of the Monthly Dividend Canada Bond Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investing in investment grade fixed income products denominated in Canadian Dollars including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds, bonds issued by the governments of the Canadian provinces or asset-backed securities listed or traded primarily on a Recognised Exchange and/or domestic Canadian bonds traded on a Recognised Exchange.

The primary investment objective of the Monthly Dividend US Preferred Securities Fund is to seek to provide high current income with a secondary investment objective of seeking to provide capital appreciation through investing primarily in a portfolio of preferred securities denominated in U.S. dollars or providing for payment in U.S. dollars.

The Australian Bond Fund and the Euro Bond Fund commenced trading on 19<sup>th</sup> December 2002. The Canada Bond Fund commenced trading on the 30<sup>th</sup> June 2003 and the US Preferred Securities Fund commenced trading on the 30<sup>th</sup> September 2003.

The Units of the US Preferred Securities Fund were listed on the Irish Stock Exchange on 9<sup>th</sup> December 2003.

## 2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Sub-Funds are as follows:

### Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, accounting standards generally accepted in Ireland and Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990. Accounting standards generally accepted in Ireland, in preparing financial statements giving a true and fair view, are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.

### Financial Assets and Liabilities at fair value through profit or loss

This category has two sub-categories: financial assets and liabilities held for trading and those designated by management at fair value through profit or loss at inception.

Financial assets and liabilities held for trading ( " trading securities " ) are securities that are acquired for generating a profit from short-term fluctuations in price or dealer's margin or are included in a portfolio in which a pattern of short-term profit taking exists.

Derivatives such as forwards and futures are also categorised as held for trading. All derivatives are carried in assets when amounts are receivable by the Sub-Funds and in liabilities when amounts are payable by the Sub-Funds. Changes in fair values of derivatives are included in the Statement of Operations.

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on quoted market prices at the Statement of Assets and Liabilities date. The quoted market price used for financial assets held by the Sub-Funds is the current bid price. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets at fair value through the profit and loss category are included in the Statement of Operations in the year in which they arise. Included in financial assets at fair value through the profit and loss is interest earned on investments since the last coupon payment date.

The Sub-Fund's trading securities are accounted for on the trade date and are recorded at fair value at time of acquisition. Transaction costs are expensed as incurred and included in the Statement of Operations as part of the net gains/losses at fair value through profit or loss. All gains and losses from trading financial assets for year ended 31<sup>st</sup> May 2009 are included in the Statement of Operations.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgment and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

### Foreign Currencies

Items included in the Sub-Fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment which it operates (the functional currency), which is Euro ( "EUR" ) in respect of the Euro Bond Fund, Australian Dollars ( "AUD" ) in respect of the Australian Bond Fund, Canadian Dollars ( "CAD" ) in respect of the Canada Bond Fund and United States Dollars ( "US\$" ) in respect of the US Preferred Securities Fund. Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into the functional currency at the exchange rate prevailing at the close of business on the trade date. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the Sub-Funds' functional currencies at the exchange rates ruling at the Statement of Assets and Liabilities date. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Operations.

### Income

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-date basis. Interest income is accounted for on an effective interest basis gross of any non-reclaimable withholding taxes. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted rateably over the life of the respective securities.

### Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

### Net Income and Net Capital Equalisation

The Fund maintains equalisation accounts in each Sub-Fund with a view to ensuring that the level of dividends payable on units are not affected by the issue and redemption of such units during a distribution year. The subscription price of units is therefore deemed to include an equalisation payment calculated by reference to the net accrued income and net gains/losses of the Sub-Fund and the first distribution in respect of any unit will include a payment of capital usually equal to the amount of such equalisation payment. The redemption price of each unit also includes an equalisation payment in respect of the net accrued income and net gains/losses of the Sub-Fund up to the date of redemption.

### Net Asset Value per Redeemable Participating Unit

Redeemable Participating Units are redeemable at the Unitholders option and are classified as financial liabilities. The Net Asset Value per Redeemable Participating Unit is calculated by dividing the total Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units of the Sub-Fund by the number of Redeemable Participating Units in issue. All Redeemable Participating Units are issued and redeemed at this price. Units will be redeemed on the Dealing Day that the redemption request is received and accepted by the Manager.

### Reporting Financial Performance

The format and certain wording of the financial statements has been adopted from those contained in FRS 3 "Reporting Financial Performance" so that, in the opinion of the Manager, they more appropriately reflect the nature of each Sub-Fund's business as an investment Fund.

### Cash Flow Statement

The Sub-Funds have availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 1 not to prepare cash flow statements.

## 3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2009 EUR	2009 AUD	2009 CAD	2009 US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Held for trading:				

- debt securities	7,357,511	76,508,335	58,513,452	-
- preferred securities	-	-	-	38,256,347
- convertible bonds	-	-	-	2,527,566
- forward contracts	454	-	-	-
- dividend due on investments	-	-	-	17,900
- interest due on investments	152,320	1,354,637	1,153,970	681,686
Total financial assets at fair value through profit or loss	7,510,285	77,862,972	59,667,422	41,483,499

## Financial liabilities at fair value through profit or loss

## Held for trading:

- forward contracts	1,203	-	-	-
- futures contracts	-	-	-	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	1,203	-	-	-

2008	2008	2008	2008
EUR	AUD	CAD	US\$

## Financial assets at fair value through profit or loss

## Held for trading:

- debt securities	8,697,242	82,743,516	71,530,600	-
- preferred securities	-	-	-	66,247,302
- forward contracts	658	-	-	1,848,772
- futures contracts	-	13,930	-	-
- dividend due on investments	-	-	-	17,900
- interest due on investments	174,839	1,529,992	1,563,119	1,197,003
Total financial assets at fair value through profit or loss	8,872,739	84,287,438	73,093,719	69,310,977

## Financial liabilities at fair value through profit or loss

## Held for trading:

- forward contracts	23,400	-	-	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	23,400	-	-	-

#### 4. RISK FACTORS

The main risks arising from the Sub-Fund's financial instruments can be summarised as follows:

##### US Preferred Securities Fund (compiled by BlackRock Investment Management LLC)

Set out below is a description of some of the more important types of risks and an outline of the processes BlackRock has implemented to assess, monitor and control these specific risks.

##### Market risk

Market risk represents the risk of adverse movements in markets (including asset prices, volatility, changes in yield curve, implied option volatility or other market variables) for the securities, derivatives or the underlying asset, reference rate or index, to which the derivatives relate. Such risk is created by holding any financial instrument, physical or derivative, which creates exposure to movements in prices of a financial instrument or market.

The following specific processes are in place to control market risk and prohibit speculation:

- market risk for the Sub-Fund is assessed by BlackRock, where derivatives are included on a fully paid up exposure basis. Where options or option related derivatives are used, exposure is determined on a delta weighted basis;
- restrictions on gearing of the portfolio are in place (i.e. where the level of market exposure exceeds the market value of the Sub-Fund). Derivatives cannot be used to circumvent gearing/borrowing restrictions imposed by the Sub-Fund's investment guidelines;
- net exposures of the Sub-Fund to an asset class, including the delta weighted exposure of derivative instruments, are restricted by the Sub-Fund's investment guidelines;
- in the case of use of derivative positions to achieve exposure, the Sub-Fund will hold sufficient cash or appropriate equivalent liquid assets to meet potential obligations arising from the net derivative position. In the case of derivative positions to remove exposure, the Sub-Fund will hold assets which are considered a reasonable hedge.

Portfolio construction operates within the overall risk control framework. Where appropriate, Investment Supervisors or Senior Fund Managers monitor and review Fund performance achieved against the benchmark, Merrill Lynch Preferred Stock Hybrid Securities, and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

Regular investment reviews are run for the Sub-Fund. The risk reporting uses information and analysis generated from, but not restricted to, systems such as Barra Aegis, Factset Portfolio Analysis, Lipper Hindsight and S&P Micropal, as well as a number of internally BlackRock developed analytical tools.

BlackRock's proprietary quantitative risk management analytics technology, models the risk characteristics (including interest rate, yield curve, cash flow, credit and liquidity risk) of all sectors, individual portfolios and securities, as well as indices and customised benchmarks. The comprehensive set of risk measures, which is updated on a daily basis, includes: duration, swap-spread duration, key-rate duration, convexity, option adjusted spread, bid-ask spread and volatility. The proprietary analytics system, also allows BlackRock to reverse engineer each transaction before purchase. Securities (and portfolios) are subjected to "what if" scenarios, identifying the effects interest rate shifts will have on the effective duration and cash flows of the security and portfolio. This type of analysis provides a complete understanding of each security and its parametric characteristics and often uncovers structural features of the security affecting value that would otherwise not be apparent.

Value-at-Risk ("VaR") is one of the tools that BlackRock uses to measure total portfolio risk. BlackRock's VaR numbers can be interpreted in the following two ways:

- 1) An "expected" worst case loss - over one year, there is a 95% probability that the portfolio will not

lose more than its dollar VaR.

2) A regularly occurring event - in one out of 20 years, the portfolio will incur a loss greater or equal to its VaR.

BlackRock has researched and implemented several VaR methods. We can measure the risk of a particular bond, trading strategy, or portfolio using the most appropriate of the available VaR methods. BlackRock uses the following VaR methods where appropriate:

- Analytic VaR
- Monte-Carlo Simulated VaR
- Delta-Gamma Historical VaR
- Historical Simulation VaR

BlackRock is implementing two VaR methods which extend this risk analysis in two directions:

- Global VaR, which incorporates exposure to foreign interest and exchange rates, and
- Generalised VaR, which incorporates exposure to basis risks (i.e. implied volatility and spreads).

There are no specific VaR limits outlined in the Sub-Fund's investment guidelines; however, BlackRock's Risk & Quantitative Analysis (RQA) group monitors the risk of the Sub-Fund on a daily, weekly, and monthly basis. In the case that the parametric risks of the Sub-Fund displays a noticeable deviation from other Funds with similar mandates, the Risk & Quantitative Analysis group will alert the Portfolio Managers to identify the causes to mitigate the risk.

The building blocks for BlackRock's approach to VaR are key rate duration, principal component analysis, and scenario analysis. BlackRock uses the key rate duration approach that measures a portfolio's sensitivity to eleven different points on the yield curve. Key rate durations break up a parallel spot curve shift into partial yield curve shifts. Principal components are unobserved factors that describe "most" of the historical movements in interest rates. BlackRock computes the portfolio exposure resulting from these historically dominant yield curve movements using JP Morgan's RiskMetrics™ monthly data sets. Key rate durations, principal component analysis, and scenario analysis are used by BlackRock in all implementations of VaR.

Analytic VaR - RiskMetrics™ methodology generalised by BlackRock to incorporate key rate durations and deal with securities with cash flow uncertainty.

Monte-Carlo Simulated VaR - Sampling from estimated distribution of yield curve movements using these estimated interest rate movements to calculate changes in value construction and analysis of the empirical distribution function of price change.

Delta-Gamma Historical VaR - Actual historical changes in spot curves are gathered for the last 260 business days. Dollar returns on securities and portfolios are approximated using these historical spot curve changes, key rate duration, and key rate convexities. VaR is computed as a 5<sup>th</sup> percentile of the approximated distribution of the portfolio's historical dollar returns.

Direct Historical Simulation - Actual prices are gathered for the last 260 days. VaR is computed as a 5<sup>th</sup> percentile of the actual distribution of portfolio's historical dollar returns.

BlackRock's VaR analysis system allows Blackrock to monitor volatility, duration, and sector allocation individually in detail which allows Blackrock to identify and quantify the specific risks to which the Sub-Fund is exposed.

The total VaR of the Sub-Fund, which is the aggregate of the risk contributions from factors, including volatility, duration, and sector allocations on 31<sup>st</sup> May 2009 was 2069 basis points active versus the benchmark on a one year time horizon. This indicates that from the Sub-Fund's total Net Asset Value of



US\$56,927,209 on 31<sup>st</sup> May 2009, the Value at Risk for a one year time horizon was estimated to be 20.69%, which is equivalent to a US\$ VaR of US\$11,778,239. There are two main factors for the large increase. The first one was that volatility in the market was very high which contributed to the increase in the VaR of both the portfolio and benchmark. The second factor is the holdings of the portfolio and benchmark.

Portfolio VaR (as of 31<sup>st</sup> May 2009)

	Contribution (bps/yr)
Total Risk	2,069bps

The total VaR of the Sub-Fund, which is the aggregate of the risk contributions from factors, including volatility, duration, and sector allocations on 31<sup>st</sup> May 2008 was 301 basis points active versus the benchmark on a one year time horizon. This indicates that from the Sub-Fund's total Net Asset Value of US\$70,303,993 on 31<sup>st</sup> May 2008, the Value at Risk for a one year time horizon was estimated to be 3.01%, which is equivalent to a US\$ VaR of US\$2,116,151.

Portfolio VaR (as at 31<sup>st</sup> May 2008)

	Contribution (bps/yr)
Total Risk	301 bps

The Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

Interest rate risk

Interest rates are determined by factors of supply and demand in the international money markets, which are influenced by macro economic factors, speculation and central bank and government intervention. Fluctuations in short term and/or long term interest rates may affect the value of the sub-funds. Interest rate risk is the risk resulting of changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rate risk constraints within the Sub-Fund's investment objectives (largely defined within duration risk constraints) are monitored by Compliance on the Charles River and Aladdin monitoring systems, and exceptions are reported daily to Fund Managers, Account Managers, BlackRock Legal and Compliance.

Interest rate exposure reports are available to the Fund management teams on a regular basis. Among the ways interest rate exposure is presented is by duration deviation from the benchmark, Merrill Lynch Preferred Stock Hybrid Securities, detailed per maturity buckets, currency, sector or rating. In certain instances, exposures are also compared to a model portfolio and any deviations from the model are highlighted.

As at 31<sup>st</sup> May 2009, the VaR of the Sub-Fund's total curve exposure was -37 basis points active versus the benchmark on a one year time horizon, which is equivalent to a US\$ VaR of USD -US\$210,631. In terms of risk contribution, the portfolio's interest rate risk reduced the overall risk of the portfolio.

Curve VaR analysis (as of 31<sup>st</sup> May 2009)

Risk Group	Duration (Yrs)	Contribution (bps/yr)
Curve	0	-37
United States	0	-37
Tsy 3M	0.01	0
Tsy 1Y	-0.04	0
Tsy 2Y	-0.09	2
Tsy 3Y	-0.32	10

Tsy 5Y	-0.41	17
Tsy 7Y	0.12	-6
Tsy 10Y	4.43	-214
Tsy 15Y	-1.13	45
Tsy 20Y	-0.95	38
Tsy 25Y	-0.76	32
Tsy 30Y	-0.87	37

The figure in the “Contribution bp/yr” column below indicates how much risk the Sub-Fund's curve positioning at various parts of the curve adds or reduces risk from the overall portfolio on a one year time horizon in terms of basis points. As at 31<sup>st</sup> May 2008, the VaR of the Sub-Fund's total curve exposure was 2 basis points active versus the benchmark on a one year time horizon, which is equivalent to a US\$ VaR of US\$14,061.

Curve VaR analysis (as at 31<sup>st</sup> May 2008)

Risk Group	Duration (Yrs)	Contribution (bps/yr)
Curve		2
United States		2
Tsy 3M	0.02	-1
Tsy 1Y	-0.01	0
Tsy 2Y	0	0
Tsy 3Y	-0.05	2
Tsy 5Y	-0.18	11
Tsy 7Y	0.22	-13
Tsy 10Y	2.58	-139
Tsy 15Y	-0.73	39
Tsy 20Y	-0.6	32
Tsy 25Y	-0.47	24
Tsy 30Y	-0.78	47

## Credit risk

The price of a bond can move as its credit profile changes. Normally the lower the credit rating of an issuer, the higher the yield it trades for and the probability of the default. The goals of credit research are to identify opportunities to add value, to avoid credit problems, and to successfully navigate problems that may surface. Accordingly, Blackrock have assembled a global credit research team of sector-specific taxable (investment grade and high yield) and municipal analysts. While credit analysts work closely with corporate, high yield, and municipal portfolio managers, no bond is purchased unless the credit is approved by the responsible research analyst. Analysts seek to identify companies that:

- (a) are well positioned within their respective industry,
- (b) have strong and stable management teams,
- (c) exhibit sound management, accounting and controls,
- (d) produce sustainable and relatively predictable cash flows, and
- (e) maintain reasonable financial flexibility.

BlackRock analysts evaluate each credit through financial statement reviews and discussions with company management. Blackrock believe that communication with company management provides invaluable insight. Once an investment decision is made the same discipline is applied to the ongoing surveillance of all investments.

Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in portfolios, issuers in the relevant indices, and issuers Blackrock do not own but might consider owning.

Under normal circumstances the Sub-Fund will invest at least 80% of its total assets in Preferred Securities or Debt Securities that are rated Baa/BBB investment grade by the established rating services or if unrated, are considered by the Investment Manager to be of comparable quality.

The Sub-Fund may invest up to 20% of its total assets in securities rated below investment grade (Ba or lower by Moody's, BB or lower by Standard & Poor's or BB or lower by Fitch) or, if unrated, are considered by the Investment Manager to be of comparable quality, provided that, such securities are issued by an issuer having outstanding a class of senior debt rated investment grade. If in the event an issuer is downgraded below investment grade subsequent to the purchase by the Sub-Fund of the Preferred Securities or the Debt Securities of that issuer the Sub-Fund may continue to hold such Preferred Securities or Debt Securities provided that the Investment Manager will endeavour to sell such Preferred Securities Debt within a reasonable timeframe.

The Sub-Fund also may invest up to 20% of its total assets in common stocks. The Sub-Fund does not intend to invest directly in common stocks but may acquire and hold common stocks pursuant to a convertible feature in a security, in unit offerings, in an exchange offer, or in connection with a restructuring or bankruptcy of the security or similar transactions.

Portfolio by rating category (as of 31<sup>st</sup> May 2009)

Rating	Portfolio (%NAV)	Benchmark (%NAV)	Difference
Government	0.45	0.00	0.45
AA	4.56	25.63	-21.07
A	17.53	64.50	-46.97
BBB	20.49	9.88	10.61
BB	0.62	0.00	0.62
Other	3.57	0.00	3.57
Cash	52.79	0.00	52.79
Sum	100	100	

Portfolio by rating category (as at 31<sup>st</sup> May 2008)

Rating	Portfolio (%NAV)	Benchmark (%NAV)	Difference
Government	0.46	0.00	0.46
AA	29.94	36.74	-6.80
A	40.74	57.50	-16.76
BBB	17.69	5.76	11.93
BB	0.88	0.00	0.88
Other	2.86	0.00	2.86
Cash	7.42	0.00	7.42
Sum	100	100	

Also included under credit risk is counterparty risk and settlement risk. Counterparty risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Sub-Fund to incur financial losses. The Sub-Fund is exposed to all the risks the counterparty is exposed to which includes the counterparty's investments and cash. The minimum short-term rating allowed in counterparties in Repurchase Agreements, Reverse Repurchase Agreements, and Securities Lending is A-2/P-2 or equivalent. (Note: Should the counterparty not be rated, "implicit" ratings are acceptable. In addition, an unrated counterparty is acceptable where the sub-fund is indemnified against losses suffered as a result of a failure by a counterparty, by an entity which has and maintains a rating of at least A-2/P-2).

- BlackRock has a process in place to enable the credit worthiness of counterparties to be assessed and limits established regarding exposure to each counterparty. A list of approved counterparties and exposure limits is approved and reviewed regularly by BlackRock's Chief Credit Risk Officer;
- counterparty risk exposure to approved counterparties is monitored against the established limits by BlackRock Compliance;
- BlackRock Legal and Compliance provides support to ensure compliance with applicable regulatory requirements, implementation of appropriate legal documentation, and determinations as to legal capacity of counterparties, as required;
- all exchange traded derivatives are executed through brokers, and cleared through a clearing broker, approved by the BlackRock derivatives oversight committees, with appropriate documentation in place;
- over-the-counter derivative transactions are conducted only with approved counterparties, who meet the applicable specific Sub-Fund requirements, and where trading arrangements are documented in a manner approved by BlackRock Legal and Compliance.

Settlement risk is the risk that an expected settlement payment or obligation will not occur on time/at all.

Settlement is defined as the process by which a trade is entered into the books and records of all the parties to the transaction, including brokers or dealers, a clearing house, and any other financial institution.

The vast majority of the markets we invest in are DVP (delivery versus payment) which has minimal settlement risk. Where markets are classified as non-DVP (e.g. Russia) a special settlement agreement (pre-payment / pre-delivery) with brokers is set-up to avoid any settlement risk on the principal.

#### Liquidity risk

Liquidity risk represents the risk that (i) a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption or (ii) that the Sub-Fund's financial obligations arising from derivative activity (such as margin calls) will not be able to be met. The main liability of the Sub-Fund is the redemption of any units that investors may wish to sell. Units can be redeemed on any Dealing Day that the redemption request is received and accepted by the Manager.

In addition, preferred securities may be substantially less liquid than many other securities such as common stocks. The Sub-Fund may have difficulty disposing of Preferred Securities at a suitable price and time.

Liquidity risk is controlled in the following ways:

- BlackRock's investment management staff consider and maintain the liquidity of all instruments used, including derivatives, in the context of the investment objectives and the liquidity requirements of each particular Sub-Fund. Cash positions are monitored and reported on a daily basis to ensure each Sub-Fund has sufficient capacity to meet obligations arising from its derivative positions and redemptions by unitholders;
- BlackRock also has procedures in place to review the Sub-Fund's cash weightings and ensure liquidity requirements will be met in the event of extreme market movements to meet obligation at expiration/maturity;
- RQA undertakes ad-hoc reviews of those Funds which are particularly sensitive to liquidity risk, for example, Funds with significant exposure to high yield bonds, specific markets, or specific industry sectors. Any significant issues arising from these reviews are reported to the Designated Persons;
- All liquid stocks are valued daily, based on market information. Illiquid stocks are reviewed for accuracy as the need arises and on a formal monthly basis by the BlackRock Pricing Committees;
- The BlackRock Pricing Committees will also deal with any significant market events (such as repatriation issues) which affect liquidity of assets.

Liquidity table: Portfolio by Maturity breakdown (as at 31<sup>st</sup> May 2009)

Maturity Bucket	Portfolio (%NAV)	Duration Contribution
Cash	52.79	0.00
0 to 1 Years	29.94	0.00
1 to 3 Years	40.74	0.04
3 to 5 Years	17.69	0.04
5 to 7 Years	0.88	0.00
7 to 10 Years	2.86	0.00
15 to 20 Years	7.42	0.13
20+ years	0.88	2.29
Sum	100	2.51

Liquidity table: Portfolio by Maturity breakdown (as at 31<sup>st</sup> May 2008)

Maturity Bucket	Portfolio (%NAV)	Duration Contribution
Cash	7.42	0.00
0 to 1 Years	0.70	0.00
1 to 3 Years	6.20	0.11
3 to 5 Years	1.06	0.00
5 to 7 Years	1.83	0.07
7 to 10 Years	32.74	1.98
15 to 20 Years	1.95	0.12
20+ years	48.09	3.44
Sum	100	5.74

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2009 was:

	Less than 1 Month US\$	1 month - 1 year US\$	1 year - 5 years US\$	No stated maturity US\$	Total US\$
Liabilities					
Creditors	622,076	-	-	-	622,076
Total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	56,927,209	-	-	-	56,927,209
Total Liabilities	57,549,285	-	-	-	57,549,285

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2008 was:

	Less than 1 Month US\$	1 month - 1 year US\$	1 year - 5 years US\$	No stated maturity US\$	Total US\$
Liabilities					
Creditors	567,301	-	-	-	567,301
Total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	70,303,993	-	-	-	70,303,993
Total Liabilities	<u>70,871,294</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>70,871,294</u>

Borrowings by the Sub-Fund are allowed only for liquidity purposes and will be limited to a maximum of 10% of its Net Assets at any time. The Fund may undertake short term borrowings to Fund repurchase payments to unitholders or for the short term funding of new investments pending the receipt by the Fund of the proceeds of sale or redemption of other investments.

As for the Sub-Fund's redemption policy, a written redemption request should be received by the Manager at its business office not later than 10:00 a.m. (Dublin time) on the Dealing Day on which the redemption is to be effected. Units will be redeemed on the Dealing Day that the redemption request is received and accepted by the Manager. Redemptions will be paid by bank telegraphic transfer to the account of the Unitholder in the Base Currency of the relevant Sub-Fund, no later than five Business Days from and including the Dealing Day on which the redemption is effected.

#### Currency risk

The currency exposure of the Sub-Fund can be found on page 77.

#### Australian Bond Fund (compiled by AMP Capital Investors Limited) ( " AMPCI " )

The main risks faced by Daiwa Australian Bond Fund are set out below along with a brief overview of how these risks are managed and monitored by the Portfolio Manager in accordance with the investment mandate.

The Risk reports are reviewed daily by the Head of Portfolio Construction and Risk Management, and also by the Head of Fixed Interest, so any major change in positioning over the previous day that is unexpected will be queried by management. Additionally, a weekly Risk meeting is held whereby the Heads of the sector teams and the Head of Fixed Interest discuss risk across portfolios.

#### Market risk

##### *Process for Monitoring of Market risk*

The market risk of each Fund is managed by the Portfolio Managers on a number of levels. The Portfolio Manager monitors the sensitivity of the portfolio's return in relation to macro changes, such as movements in interest rate and changes in interest rate spreads. AMPCI's Portfolio Construction and Risk Management team uses an internally developed Risk Management System to determine a Risk budget for the Daiwa Australian Bond Fund and subsequently monitors these budgets. This allows the Portfolio Manager to formulate the appropriate investment strategy in achieving the risk and return objectives of the Fund.

The main tool for actual portfolio construction is our in-house developed Investment management system, General Portfolio Management System (GPMS). GPMS produces daily interest rate and credit exposure reports for the Fund which is reviewed by the Portfolio Manager, and the team as a whole. These reports can be drilled down to individual security level or split portfolio exposure into Maturity Bucket, Credit rating, Industry Class and Security type levels. These exposures can be compared with relevant benchmarks, models or other like Portfolios.

The GPMS daily report include the output of the ex-ante tracking error model, which breaks the total Investment risk down into the key risk factors including stock specific risk. This report allows the Portfolio Managers to monitor the major risk contributors for the portfolio compared to the preset risk budget of each AMPCI Fixed Interest Portfolio.

#### *Concentration of Market risk*

Concentration risk of the Portfolio is monitored by the AMPCI's Portfolio Managers on a regular basis. The amount of the Fund exposure to each non-government issuer is limited to reduce the amount of concentration risk for the Fund. In addition, we also use bottom up analysis to assess the credit risks of each issuer.

The table below illustrates the Fund's investments as classified by Security Type as at 31<sup>st</sup> May 2008 and 31<sup>st</sup> May 2009.

Security Type	Market Value	Market Value
	2009 May	2008 May
Cash	0.7%	1.8%
Govt	0.0%	-0.7%
Semi	23.5%	29.0%
Corporate	75.8%	69.9%
Total	100.0%	100.0%

#### *Duration Contribution*

AMPCI's Portfolio Manager also uses the duration contribution of key risk factors to monitor the level of market risk that the Fund is exposed to and the standard deviation analysis assesses the total volatility of the Funds returns and the volatility of the excess return. The duration contribution analysis splits the risk up into key risk factors, such as duration, yield curve and spread duration, broken down by credit ratings, industry and sector. Various reports can be done looking at these metrics, both on a total portfolio level and on the position versus benchmark.

#### *Beta*

Beta measures the sensitivity of the Daiwa Australian Bond return to the movement in the UBS Australian Composite Bond Index. The average Beta for the Fund, for the 12 month up to the 31<sup>st</sup> May 2009 is 0.9011. This implies that a 1% movement in unit price of the UBS Australian Composite Bond Index is estimated to cause a 0.9011% movement in the unit price of the Daiwa Australian Bond. The Beta for the Daiwa Australian Bond for the 31<sup>st</sup> May 2008 was 1.109.

Using the beta model, a 1% increase in the benchmark, is forecasted to cause the NAV of the Fund to increase from AUD74,148,694 to AUD74,816,848 and a 1% decrease in the benchmark would result in the NAV of the Fund falling to AUD73,408,540. However, this estimate of NAV is inaccurate as it is using historic beta. It would be better to just use beta as an indicator of the market risk of the Fund.



A 1% increase in the benchmark in May 2008, was forecasted to cause the NAV of the Fund to increase from AUD85,477,346 to AUD86,425,289 and a 1% decrease in the benchmark would result in the NAV of the fund falling to AUD84,529,402.

The key limitation of this model is that it uses historic beta. The Funds performance relative to the index will change as a result of the change in Beta.

#### *Standard deviation*

Standard deviation is used by the Portfolio Managers to analyse the total risk of the Fund and the risk versus bond (or tracking error). Both ex-post and ex-ante measures of risk are analysed. The ex-post measure is calculated monthly, the ex-ante measure is calculated daily, and is a one standard deviation measure of expected risk, which measures the expected volatility (typically of the excess return) if the current exposure was held constant over the next year.

Based on the analysis of volatility over the past 12 months, the Daiwa Australia Bond Fund has a standard deviation of 4.37% for the period between 31<sup>st</sup> May 2008 and 31<sup>st</sup> May 2009, as compared to the benchmark standard deviation of 4.34% over this time period. The Tracking error for the excess return of the Daiwa Australian Bond against the benchmark is 0.94% over the period ending 31<sup>st</sup> May 2009. The standard deviation for the Fund between 31<sup>st</sup> May 2007 and 31<sup>st</sup> May 2008 was 2.60%.

The ex-ante tracking error model breaks risk down into key risk factors, including: duration; yield curve (by maturity bucket); credit by credit rating; swaps; semi-government bonds; inflation linked bonds; and high yield. There is also a stock specific risk model which measures the risk at security level of a particular security volatility versus its sector.

The Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

#### *Interest rate risk*

AMPCI's Portfolio Manager closely monitors the potential changes to the Investment valuation as a result of changes to the interest rate and yield curve movements. The AMPCI Portfolio Manager monitors both the duration component (which relates to a parallel shift in interest rates) and a yield curve component (which relates to a non-parallel shift in interest rates across the yield curve) of the interest rate.

The table overleaf is a scenarios analysis that shows the effect of parallel shifts in interest on the performance of the Fund. As at 31<sup>st</sup> May 2009 the Fund is long duration which means that it is expected to outperform the Benchmark if interest rates fall and underperforms the Benchmark if the interest rates increase. The duration table as at 31<sup>st</sup> May 2008 is also included for comparative purposes.

The model below assumes a parallel shift in interest rates.

Estimated market values are calculated using duration as at 31<sup>st</sup> May 2009 and the 31<sup>st</sup> May 2008. Subsequent changes to duration, during the course of the period, will lead to inaccuracies in predication of the Fund's market value.

As at 31<sup>st</sup> May 2009

Fund Duration: 3.36

Benchmark Duration: 3.19

Bp Movement	Portfolio		Benchmark		Outperformance %
	Mkt Value	% Change	Mkt Value	% Change	
-50	75,394,392	1.680%	311,878,108,040	1.595%	0.085%
-25	74,771,543	0.840%	309,429,928,591	0.798%	0.043%
0	74,148,694	0.000%	306,981,749,141	0.000%	0.000%
25	73,525,845	-0.840%	304,533,569,692	-0.798%	-0.043%
50	72,902,996	-1.680%	302,085,390,243	-1.595%	-0.085%

As at 31<sup>st</sup> May 2008

Fund Duration: 3.33

Benchmark Duration: 3.18

Bp Movement	Portfolio		Benchmark		Outperformance %
	Mkt Value	% Change	Mkt Value	% Change	
-50	85,690,824	1.665%	231,133,395,375	1.590%	0.075%
-25	84,989,131	0.833%	229,324,644,028	0.795%	0.038%
0	84,287,438	0.000%	227,515,892,682	0.000%	0.000%
25	83,585,745	-0.833%	225,707,141,335	-0.795%	-0.038%
50	82,884,052	-1.665%	223,898,389,988	-1.590%	-0.075%

AMPCI's Portfolio Managers constantly track the price sensitivity of their Investment to basis point movements in interest rates. This is compared with the price sensitivity of the benchmark. The interest rate risk management process is based on the fixed interest rate team's analysis of a number of economic, valuations, market positioning and technical indicators. This allows us to recognise the potential themes driving bond markets and position the Portfolio accordingly.

The risk of a non parallel shift in interest rate curves, which includes the impact of changes in steepness of the yield or the impact of a positive or negative butterfly shift in the yield is also accessed and monitored by the Portfolio Managers.

The economic outlook for yields relies on analysis of work provided by internal and external strategists. This includes interpretations of the level of domestic and global economic activity and inflation, and the resulting expectations for bond yields and curves.

The bond market valuations reflect relatively traditional analysis for managing duration and yield curve strategies. Output from the valuation process is expressed by our in-house models of fair value for Australian and global bond yields. The level of bond yields relative to implied short term rates and other markets is also considered.

Extremes in market positioning are a potential driver of bond yields and yield curves with our research suggesting a contrarian relationship between extreme investor positioning and the likely future path of interest rates. We monitor a variety of positioning surveys are monitored when forming duration and curve views.

Technical interpretation of the bond market based on historical price movement is utilised by the interest rate team for position management purposes.

A portion of the analysis conducted involves the interpretation of issues affecting global bond markets and not simply the Australian bond market. This is a reflection of the strong correlation of the Australian bond market particularly with the US market. Inputs into the interest rate and Currency team's process have not been static and have constantly evolved in recent years.

The ability to identify and take advantage of the themes that drive bond markets remains the primary investment objective.

#### Liquidity risk

The Daiwa Australian Bond Fund is a reasonably liquid investment and under normal market conditions, we expect to be able to liquidate the entire Fund within 10 days.

The major liquidity issues faced by the Fund are determined by the volume of redemption request that flows through to the Fund. The Fund keeps a portion of its investment in highly liquid asset class such as Semi government bonds. The Portfolio Managers will monitor the total level of liquidity of the Fund and also the Liquidity of the Fund vs. the benchmark.

All fixed interest investment is classified by the level of their liquidity. Assets that can be converted to cash relatively quickly such as government securities and Cash are classified as Highly Liquid. Assets that are traded relatively frequently are classified as liquid assets and asset that will take a substantial amount of time to convert to cash are considered illiquid assets.

The table below illustrates the Sub-Fund's investments as classified by the level of liquidity as at 31<sup>st</sup> May 2009 and 31<sup>st</sup> May 2008.

Liquidity Indicator	Market Value % Ending May 2009	Market Value % Ending May 2008
Highly Liquid	30.10%	30.10%
Liquid	71.00%	58.20%
Traded	5.90%	11.70%
Illiquid	0.00%	0.00%
Total	100.00%	100.00%

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2009 was:

	Less than 1 Month	1 month - 1 year	1 year - 5 years	No stated maturity	Total
	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD
Liabilities					
Creditors	574,347	-	-	-	574,347
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	78,148,694	-	-	-	78,148,694
Total Liabilities	<u>78,723,041</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>78,723,041</u>

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2008 was:

	Less than 1 Month	1 month - 1 year	1 year - 5 years	No stated maturity	Total
	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD
Liabilities					
Creditors	611,305	-	-	-	611,305
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	85,477,346	-	-	-	85,477,346
Total Liabilities	<u>86,088,651</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>86,088,651</u>

#### Credit risk

##### *General Process for managing Credit risk*

We have a dedicated Credit Market Team who are responsible for managing and monitoring Credit Risk in the portfolio. The monitoring of credit risk is a vital component of the risk management process at AMPCI. The three key credit risks monitored by the AMPCI Portfolio Managers include the risk of default by the credit issuer, risk of an increase in credit spread and the risk of a downgrade in the credit rating by rating agencies. The occurrence of any of those events will have a significant adverse effect on the prices of the debt securities.

The AMPCI credit risk monitoring process combines top down analysis of the broader market and bottom up analysis of each individual credit issuer. The top down analysis includes an overall assessment and forecast for the global economy by the Investment Strategy and Economics team (ISET). This assessment provides the framework for a forecast of economic growth, interest rates and the credit cycle. The Portfolio Manager then assesses market conditions to determine credit duration and appropriate industry weightings. This is also a decision about the weighting we allocate to 'higher grade' credit (e.g., that rated AAA by the ratings agencies) versus 'lower grade' credit (eg, that rated BBB+). We look at factors such as the supply of government bonds and credit, the relative prices of lower and higher rated credit, the credit cycle and the overall economic and political environment.

The table below illustrates the percentage of the Sub-Fund's investments in each category of credit ratings vs. the benchmark as at 31st May 2008 and 31st May 2009.

## Ratings from an international ratings agency

Credit Rating	Benchmark	Portfolio	Benchmark	Portfolio
	Ending May 2008	Ending May 2008	Ending May 2009	Ending May 2009
AAA	62.36%	71.03%	47.83%	63.59%
AA+	0.79%	2.77%	9.90%	17.74%
AA	13.11%	8.37%	7.36%	4.00%
AA-	9.98%	8.18%	10.35%	5.76%
A+	5.87%	2.70%	6.81%	2.14%
A	2.01%	1.63%	6.66%	2.70%
A-	0.48%	2.10%	1.18%	1.77%
BBB+	4.24%	1.69%	6.84%	0.97%
BBB	1.16%	0.94%	3.07%	0.55%
BBB-		0.39%		0.72%
BB+		0.20%		0.06%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

AMPCI's Portfolio Managers also conduct extensive 'Bottom up' analysis to assess the risk profile of each individual credit issuer. AMPCI'S significant credit specialist resources allow us to analyse and research a large number of individual credit investments. This 'bottom up' analysis is undertaken by our credit analysts who are allocated companies along industry lines, and are responsible for making buy and sell investment recommendations and taking a view on the outlook for their various industries. The Portfolio Manager and credit analyst will then debate the various prospects of these companies and industries, which then feeds into the individual investment and industry weighting decisions. The 'Bottom up' process is broken down into three steps:

1. Screen for suitable credits: This step draws on the industry knowledge of the credit analysts and the output of an internally developed quantitative model. The aim of the process is to cut down the investment universe, and maximise time spent analysing those companies and industries which represent potential investment opportunities.
2. Assess individual credit risk: Individual credit analysis aims to determine the likelihood that a company will outperform or underperform the industry. Particular importance is given to the outlook on the company's cash flows, market position, operating efficiency, strategic direction, and capital structure.
3. Evaluation of individual bonds: This involves bond valuation by the Portfolio Manager, and focuses on the relative merits of a security when compared with other securities issued by that company, its peers, or intra-industry. The analysis takes into account the volatility of a security's credit spread, liquidity, entry and exit levels, covenant protection, and optimal position on the credit curve.

Where the debt is unrated, the process is unchanged, with analysis concentrating on determining a company's financial and business position, and then comparing it to others in its industry to determine its relative creditworthiness. The ultimate decision to approve unrated issues for inclusion in the portfolio rests with the Credit Investment Committee, which comprises directors and department heads of AMP Capital Investors.

Through the 'Top down' and 'Bottom up' process, which are not mutually exclusive, the Portfolio Manager has the tools to set the desired exposure to individual companies, industries, and overall credit exposure of the Fund.

#### *Credit Rating*

Credit rating is extremely important in accessing the default risk of a fixed interest Portfolio. The Portfolio Manager monitors the total credit rating of the Fund's holding against the Benchmark to access the tracking error of the Fund. The Fund does not invest in assets that are below investment grade. (Although we may hold onto a security that is downgrade to sub investment grade).

#### *Counterparty Risk*

We deal with a wide range of brokers when we trade securities to help minimise counterparty risk. We also require trade confirmation by t+1 in order to minimise the settlement risk of the trade.

#### *Collaterals*

The majority of Funds investment does not require significant collateral, however some collateral is kept for the Funds for derivative exposures, specifically for 10 year and 3 year bond futures. As at 31<sup>st</sup> May 2009, there was AUD18,558 in futures margins with Macquarie Bank. As at 31<sup>st</sup> May 2008, there was AUD394,030 in futures margins with Macquarie Bank.

#### *Impaired Assets*

The Fund does not have impaired assets.

#### *Concentrations of Credit risk*

The Portfolio Manager also manages the concentration of credit risk, at both sector level and at the credit issuer level. The AMPCI's Portfolio Managers use innovative risk management software such as the Hawk Eye consolidated report system to access the concentration of credit risk at each level of investment. The amount of the Fund exposure to each non government issuer is limited to reduce the amount of concentration risk for the Fund. Geographically all investments are based in Australian Dollars.

#### *Currency risk*

The Daiwa Australian Bond has no currency risk at the Fund level because the Fund's return are reports AUD and the Fund invests exclusively in fixed interest securities that are listed in AUD. However, currency risk may arise at investor level, when the Fund valuations are converted to the client native currency. AMPCI is not responsible for the management of this risk.

#### Euro Bond Fund (compiled by T. Rowe Price Global Investment Services Limited)

##### *Financial risk management*

The primary investment objective of the Sub-Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investments primarily structured in a diversified portfolio of Euro denominated investment grade fixed income products. The Sub-Fund's benchmark is the Barclays Capital Euro Aggregate Bond Index.

The Sub-Fund's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- Investments including fixed income securities that are held in accordance with the Sub-Fund's investment objective and policies;
- Cash and cash equivalents that arise directly from its investment activities; and
- Derivative transactions to manage the currency risks (e.g. foreign currency contracts) arising from the Sub-Fund's investment activities.

The Sub-Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, fair value interest rate risk, cash flow interest rate risk and other price risk), credit risk and liquidity risk. The Sub-Fund's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Sub-Fund's financial performance.

#### Market price risk

The Sub-Fund trades in a variety of instruments including government bonds, supranational agencies' bonds and corporate bonds which are listed or traded primarily on European and recognised Exchanges. At least 50% of the Sub-Fund's Net Assets must be invested in high quality Euro denominated Government bonds. The Sub-Fund trades as well in derivative contracts to manage currency risk arising from active investments. (Further details on derivatives in Currency risk section)

The Sub-Fund may not make short sales of securities or maintain a short position.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Sub-Fund's debt securities are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future prices of the instruments. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits. The construction of the portfolio operates within the overall risk control framework that is driven by the Sub-Fund guidelines and the Sub-Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Sub-Fund's Investment Manager.

The Sub-Fund is also defining risk by its deviation to expected performance versus the benchmark. The ex ante risk budget for country/duration, currency, sector/security selection is pre-defined within the investment process of the product. Sub-Fund Managers monitor and review Sub-Fund performance achieved against the benchmark and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

T. Rowe's Quantitative and Portfolio Analysis group provides an analysis of the ex ante Sub-Fund risk, resulting from the Sub-Fund's deviation from the benchmark (Tracking Error) on a regular basis. These figures are calculated using appropriate risk management tools (for example Wilshire Axiom and Barclays Capital Point) as well as in-house developments.

The Sub-Fund's market risk is affected by following main components: changes in actual market prices, interest rate movements and foreign currency movements. Interest rate and foreign currency movements are covered in sections below.

The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

If the Euro Bond market, as represented by the Barclays Capital Euro Aggregate Bond Index, at 31<sup>st</sup> May 2009 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately €351,956. These figures are based on a Net Asset Valuation of €7,568,940 as at 31<sup>st</sup> May 2009 and its underlying historical beta of 0.930<sup>1</sup>. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately €3,351,956 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31<sup>st</sup> May 2009.

Comparing to previous fiscal year ended 31<sup>st</sup> May 2008, if the Euro Bond market, as represented by the Barclays Capital Euro Aggregate Bond Index, at 31<sup>st</sup> May 2008 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately €471,766. These figures are based on a Net Asset Valuation of €8,909,656 as at 31<sup>st</sup> May 2008 and its underlying historical beta 1.059<sup>2</sup>. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately €471,766 based on the Sub-Fund's Net Assets as of 31<sup>st</sup> May

2008.

The limitation of a beta coefficient analysis is mainly due to its backward looking process. The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark, we calculate on a regular basis the ex-ante tracking error for the Sub-Fund. Tracking error risk is produced by positioning the portfolio differently than the benchmark (e.g. curve, sector, or issue selection bets). Despite its usefulness for asset managers, the tracking error suffers from some limitations too. Tracking error assumes a normal return distribution. As being showed by recent publications, return distributions are not normal and therefore, using tracking error can be misleading.

<sup>1</sup> Three year historical beta 0.93 - gross of fee fund performance vs. Barclays Capital Euro Aggregate bond Index as end of May 2009 (based on monthly performance data)

<sup>2</sup> Three year historical beta 1.059 - gross of fee fund performance vs. Barclays Capital Euro Aggregate bond Index as end of May 2008 (based on monthly performance data)

#### Interest rate risk

The majority of the Sub-Fund's financial assets and liabilities are interest bearing. As a result, the Sub-Fund is subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Interest rate risk is the risk resulting of changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rates are determined by fundamental and technical factors that are driving demand and supply in international fixed income and money markets. The Sub-Fund's interest-bearing financial assets and liabilities expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

The interest rate risk is managed on a relative basis versus the benchmark. Interest rate exposure reports are available to the Sub-Fund manager on a daily basis. Interest rate exposure is shown by duration breakdown and deviation from the benchmark detailed per maturity bucket, country and currency. Other reports, such as a breakdown and deviation by rating and sector are available to the Sub-Fund manager as well. The portfolio/benchmark deviation is also compared to the Sub-Fund's model portfolio.

Based on underlying bond holdings and market data as at 31<sup>st</sup> May 2009, an incremental impact of a parallel shift<sup>5</sup> in the yield curve of plus 50 basis points with all other variables remaining constant would result in a decrease in the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately 2.6% immediately, equivalent to €196,036 in bond price depreciation based on the Sub-Fund's Net Assets of € 7,568,940 and the Sub-Fund's effective duration of 5.18 as at 31<sup>st</sup> May 2009.

The incremental impact of a yield curve shift by minus 50 basis points would be an increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately 2.6% immediately. See table below for further information as at 31<sup>st</sup> May 2009.

Incremental Impact on Net Asset Valuation (as of 31<sup>st</sup> May 2009)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in euro
+ 50 Basis points	-2.6%	-196,036
+ 100 Basis points	-5.2%	-392,071
- 50 Basis points	+2.6%	196,036
- 100 Basis points	+5.2%	392,071

Please find below in addition the incremental Impact on the Net Asset Valuation as at 31<sup>st</sup> May 2008 using



same underlying yield curve shift assumption, but an effective duration of 5.51 as at 31<sup>st</sup> May 2008 and Sub-Fund's Net Assets of €8,909,656.

Incremental Impact on Net Asset Valuation (as of 31<sup>st</sup> May 2008)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in euro
+ 50 Basis points	-2.6%	-245,461
+ 100 Basis points	-5.1%	-490,922
- 50 Basis points	+2.6%	245,461
- 100 Basis points	+5.1%	490,922

There are limitations for using a single duration number to capture the risk inherited in a bond portfolio. While effective duration is a critical tool in portfolio analysis and risk management, it is important to recognise that this single duration number is an estimate of a bond's sensitivity to a parallel shift in interest rates. While effective duration is useful and convenient for many purposes, robust risk management requires the Investment Manager to recognise that although changes in interest rates are often highly correlated across the curve, in reality the slope and shape of the yield curve changes over time.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's overall interest sensitivity on a daily basis.

#### Credit risk/Counterparty risk

Fixed income assets, including government bonds by developed countries, are exposed to credit risk. The Sub-Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty or issuer will be unable to pay amounts in full when due. Credit research is generally defined by sector-specific investment grade (Corporate bond market) analysis.

Within the investment process the Investment Management team focus on rigorous credit research to identify investment opportunities within the Sub-Fund's investment universe. The investment decision is based on financial statement analysis and discussion with company management. Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in the portfolio, issuers in the benchmark, and issuers we do not own but might consider owning.

The Sub-Fund's guideline requires that investments must be rated BBB-/Baa3 or higher by S&P or Moody's. The average weighted rating of the Sub-Fund is maintained at AA-/AA3 or higher and a maximum of 10% of the Sub-Fund's Net Asset Value may be invested in securities rated BBB/Baa3.

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31<sup>st</sup> May 2009)

weight (%)	Portfolio	Index	Difference
AAA	51.3	54.7	-3.3
AA	24.3	27.7	-3.4
A	17.8	13.7	4.1
BAA	5.6	3.9	1.7
BA	0.0	0.0	0.0
Cash	1.0	0.0	1.0
	100.0	100.0	

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31<sup>st</sup> May 2008)

weight (%)	Portfolio	Index	Difference
AAA	51.16	57.10	-5.94
AA	25.88	28.46	-2.58
A	18.13	10.51	7.62
BAA	3.96	3.93	0.03
Cash	0.87	0.00	0.87
Sum	100.00	100.00	

The Sub-Fund's main credit risk concentration is held with debt securities. The Sub-Fund may not hold more than 10% of any class of security issued by any single issuer and a maximum of 5% of the Sub-Fund's Net Assets can be invested in the securities of a single corporate issuer at the time of obtaining the assets.

The credit concentration is monitored on a daily basis by the portfolio management and by the credit analysis team. Credit exposure can be monitored by customised requirements and criteria. Detailed breakdown and exposure reports such as Sector/Rating, Sector/Duration and Issuer and Industry reports are available and are monitored on a regular basis.

The credit risk associated with counterparty risk is limited. Counterparty risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause financial losses to the Sub-Fund. All Sub-Fund transactions are completed and settled using approved brokers with a 3 to 5 day settlement period. The risk of settlement default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

On a regular basis the Investment Manager runs counterparty risk reports on our FX-Forward position, showing us exposure to different counterparties. These reports are designed to limit the risk associated with a default of the counterparty.

The manager minimises counterparty risk on the fund by only dealing with counterparties which have been

prior approved by Daiwa. Furthermore, all foreign exchange forward contracts are executed with the custodian. As per the Investment Prospectus, the counterparties must meet the following requirements;

- a) the counterparty must have shareholders' funds in excess of EUR 125 million or equivalent in foreign currency
- b) the name of the counterparty is disclosed in the half-yearly/annual report issued by the Fund
- c) the manager is satisfied that the counterparty has agreed to value the transaction at least weekly and will close out the transaction at the request of the manager at a fair value; and
- d) initial outlay in respect to OTC derivatives to any one counterparty must not exceed 5% of the net asset value of the Fund.

#### Liquidity risk

Liquidity risk in general represents the risk that the Sub-Fund cannot meet or generate sufficient cash resources to meet its payment obligations in full as they fall due, or can only do so on materially disadvantageous terms. Liquidity risk can apply as well if a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption.

The Sub-Fund is exposed to daily cash redemptions of redeemable shares. The Sub-Fund's securities are readily realisable (T+2) as they are listed on European and Recognised Exchanges. The Sub-Fund doesn't hold any illiquid securities.

The Sub-Fund has the ability to borrow in the short term to ensure settlement (borrowing must not exceed 10% of Net Asset Value of the Fund). No such borrowings have arisen during the period. Although futures and options are permissible, the Sub-Fund does not invest in these types of securities as at 31<sup>st</sup> May 2009. Foreign exchange forwards are limited to be permitted in order to hedge the assets of the Sub-Fund.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's liquidity position on a daily basis.

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2009 was:

	Less than 1 Month	1 month - 1 year	1 year - 5 years	No stated maturity	Total
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Liabilities					
Creditors	191,105	-	-	-	191,105
Financial Liabilities as fair value through profit or loss	-	1,203	-	-	1,203
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	7,607,735	-	-	-	7,607,735
Total Liabilities	<u>7,798,840</u>	<u>1,203</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>7,800,043</u>

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2008 was:

	Less than 1 Month	1 month - 1 year	1 year - 5 years	No stated maturity	Total
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Liabilities					
Creditors	72,195	-	-	-	72,195
Financial Liabilities as fair value through profit or loss	-	23,400	-	-	23,400
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	8,909,656	-	-	-	8,909,656
Total Liabilities	<u>8,981,851</u>	<u>23,400</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>9,005,251</u>

#### Currency risk

The Sub-Fund is exposed to currency risk as it holds assets denominated in currencies other than Euro. The value of securities denominated in other currencies will fluctuate with changes in exchange rates.

Investments in European currencies and assets denominated in currencies other than Euro are limited to 15% of the Sub-Fund's Net Asset Value at time of purchase.

Hedging back to euro through currency forwards and options is permitted. As at 31<sup>st</sup> May 2009, the Sub-Fund holds an FX-forward contract to sell a position in Polish zloty in the future (position was initiated to hedge the currency exposure due to the Sub-Fund's bond exposure to Polish government bonds). The FX-forward position size was 2.0%, matching our percentage positioning in Polish government bonds.

The Sub-Fund was engaged in active currency decision as at 31<sup>st</sup> May 2009 and currency fluctuations might impact Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares.

Portfolio by Currency Break Down (%) (As at 31<sup>st</sup> May 2009)

weight (%)	Portfolio	Index	Difference
EURO	96.4	100.0	-3.6
BRITISH POUNDS	1.1	0.0	1.1
NORWEGIAN KRONE	1.5	0.0	1.5
POLISH ZLOTY	0.0	0.0	0.0
SWEDISH KRONA	1.1	0.0	1.1
	100.00	100.00	

Portfolio by Currency Break Down (%) (As at 31<sup>st</sup> May 2008)

weight (%)	Portfolio	Index	Difference
EURO	96.4	100.0	-3.6
NORWEGIAN KRONE	1.5	0.0	1.5
SWEDISH KRONA	2.0	0.0	2.0
	100.0	100.0	

In accordance with the Sub-Funds policy, the Investment Manager monitors the Sub-Funds currency position on a daily basis.

The currency exposure of the Sub-Fund can be found on page 77.

Canada Bond Fund (compiled by T. Rowe Price Global Investment Services Limited)

## Financial Risk Management

The primary investment objective of the Sub-Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investing in investment grade fixed income products denominated in Canadian Dollars. The Sub-Fund's benchmark is the Barclays Capital Canadian Issues 300MM Index.

The Sub-Fund's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- Investments including fixed income securities that are held in accordance with the Fund's investment objective and policies;
- Cash and cash equivalents that arise directly from its investment activities.

The Sub-Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (fair value interest rate risk, cash flow interest rate risk and other price risk), credit risk and liquidity risk. The Sub-Fund's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Sub-Fund's financial performance.

## Market price risk

The Sub-Fund trades in a variety of instruments including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds, bonds issued by the governments of the Canadian provinces or asset-backed securities listed or traded primarily on a Recognised Exchange and/or domestic Canadian bonds traded on a Recognised Exchange. At least 50% of the Sub-Fund's Net Assets must be invested in high quality Canadian Government bonds.

The Sub-Fund may not make short sales of securities or maintain a short position.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Sub-Fund's debt securities are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future prices of the instruments. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits. The construction of the portfolio operates within the overall risk control framework that is driven by the Sub-Fund guidelines and the Sub-Fund's overall market positions are monitored on a daily

basis by the Sub-Fund's Investment Manager.

The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark. The ex ante risk budget for country/duration and sector/security selection is pre-defined within the investment process of the product. Sub-Fund Managers monitor and review Sub-Fund performance achieved against the benchmark and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

T. Rowe's Quantitative and Portfolio Analysis group provides an analysis of the ex ante Sub-Fund risk, resulting from the Sub-Fund's deviation from the benchmark (Tracking Error) on a regular basis. These figures are calculated using appropriate risk management tools (for example Wilshire Axiom and Barclays Capital Point) as well as in-house developments.

The Sub-Fund's Market risk is affected by following main components: changes in actual market prices and interest rate movements. Interest rate movements are covered in sections below.

The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

If the Canadian bond market, as represented by the Barclays Capital Canadian Issues 300MM Bond Index, at 31<sup>st</sup> May 2009 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately CAD3,012,871. These figures are based on a Net Asset Valuation of CAD60,257,429 as of 31<sup>st</sup> May 2009 and its underlying historical beta of 1.0<sup>3</sup>. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately CAD3,012,871 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31<sup>st</sup> May 2009.

Comparing to previous fiscal year end (31<sup>st</sup> May 2008), if the Canadian bond market, as represented by the Barclays Capital Canadian Issues 300MM Bond Index, at 31<sup>st</sup> May 2008 had increased by 5% (including coupon payments) over the relevant time period, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately CAD3,794,834. These figures are based on a Net Asset Valuation of CAD73,614,634 as of 31<sup>st</sup> May 2008 and its underlying historical beta 1.031<sup>4</sup>. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately CAD3,794,834 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31<sup>st</sup> May 2008.

The limitation of a beta coefficient analysis is mainly due to its backward looking process. As the Sub-Fund is defining risk by its deviation to expected performance versus the benchmark, we are calculating on a regular basis the ex-ante tracking error for the Sub-Fund.

Tracking error risk is produced by positioning the portfolio differently than the benchmark (e.g. curve, sector, or issue selection bets). Despite its usefulness for asset managers, the tracking error suffers from some limitations too. Tracking error assumes a normal return distribution. As being showed by recent publications, return distributions are not normal and therefore, using tracking error can be misleading.

---

<sup>3</sup> Three year historical beta 1.0 - gross of fee fund performance vs. Barclays Capital Canadian Issus 300MM Bond Index as at 31<sup>st</sup> May 2009 (based on monthly performance data)

<sup>4</sup> Three year historical beta 1.031 - gross of fee fund performance vs. Barclays Capital Canadian Issue 300MM Bond Index as at 31<sup>st</sup> May 2008 (based on monthly performance data)

#### Interest rate risk

The majority of the Sub-Fund's financial assets and liabilities are interest bearing. As a result, the Sub-Fund is subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market

interest rates. Interest rate risk is the risk resulting of changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rates are determined by fundamental and technical factors that are driving demand and supply in international fixed income and money markets. The Sub-Fund's interest-bearing financial assets and liabilities expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

The interest rate risk is managed on a relative basis versus the benchmark. Interest rate exposure reports are available to the Sub-Fund manager on a daily basis. Interest rate exposure is shown by duration breakdown and deviation from the benchmark detailed per maturity buckets.

Other reports, such as a breakdown and deviation by rating and sector are available to the Sub-Fund manager as well. The portfolio/benchmark deviation is as well compared to the Sub-Fund's model portfolio.

Based on underlying bond holdings and market data as of 31<sup>st</sup> May 2009, an incremental impact of a parallel shift<sup>5</sup> in the yield curve of plus 50 basis points with all other variables remaining constant would result in a decrease in the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately 3.2% immediately, equivalent to CAD1,907,148 in bond price depreciation based on the Sub-Fund's Net Assets of CAD60,257,429 and the Sub-Fund's effective duration of 6.33 as of 31<sup>st</sup> May 2009.

The incremental impact of a yield curve shift by minus 50 basis points would be an increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Shares by approximately 3.2% immediately. See table overleaf for further information as at 31<sup>st</sup> May 2009.

#### Incremental Impact on Net Asset Valuation (as of 31<sup>st</sup> May 2009)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in Canadian Dollar
+ 50 Basis points	-3.2%	-1,907,148
+ 100 Basis points	-6.3%	-3,814,295
- 50 Basis points	+3.2%	1,907,148
- 100 Basis points	+6.3%	3,814,295

Please find below as well the incremental Impact on the Net Asset Valuation as at 31<sup>st</sup> May 2008 using same underlying yield curve shift assumption with the Sub-Fund's effective duration of 6.48 as at 31<sup>st</sup> May 2008. The Sub-Fund's Net Asset valuation as at 31<sup>st</sup> May 2008 was CAD73,614,634.

#### Incremental Impact on Net Asset Valuation (as of 31<sup>st</sup> May 2008)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in Canadian Dollar
+ 50 Basis points	-3.2%	-2,385,114
+ 100 Basis points	-6.5%	-4,770,228
- 50 Basis points	+3.2%	2,385,114
- 100 Basis points	+6.5%	4,770,228

There are limitations for using a single duration number to capture the risk inherited in a bond portfolio. While effective duration is a critical tool in portfolio analysis and risk management, it is important to recognise that this single duration number is an estimate of a bond's sensitivity to a parallel shift in interest rates. While effective duration is useful and convenient for many purposes, robust risk management requires us to recognise that although changes in interest rates are often highly correlated across the

curve, in reality the slope and shape of the yield curve changes over time.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's overall interest sensitivity on a daily basis.

---

<sup>5</sup> A parallel shift in the yield curve refers to a shift in which the change in the yield on all bond maturities is the same.

#### Credit risk/Counterparty risk

Fixed income assets, including government bonds by developed countries, are exposed to credit risk. The Sub-Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty or issuer will be unable to pay amounts in full when due. Credit research is generally defined by sector-specific investment grade (Corporate Bond market) analysis.

Within the investment process the Investment Manager focus on a rigorous credit research to identify investment opportunities within the Sub-Fund's investment universe. The investment decision is based on financial statement analysis and discussion with company management. Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in the portfolio, issuers in the benchmark, and issuers we do not own but might consider owning.

The Sub-Fund's guideline requires that investments must be rated BBB-/Baa3 or higher by an international rating agency. The average weighted rating of the Sub-Fund is maintained at AA-/AA3 or higher and a maximum of 10% of the Sub-Fund's Net Asset Value may be invested in securities rated BBB/Baa3. At least 50% of the Sub-Fund is invested in high quality Canadian dollar denominated government bonds, rated no lower than A/A2 by an international rating agency.



Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31<sup>st</sup> May 2009)

weight (%)	Portfolio	Index	Difference
AAA	58.0	56.3	1.8
AA	27.8	30.8	-3.0
A	9.1	10.8	-1.8
BAA	4.0	2.1	1.9
Cash	1.2	0.0	1.2
	100.0	100.0	

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31<sup>st</sup> May 2008)

weight (%)	Portfolio	Index	Difference
AAA	60.5	54.1	6.4
AA	28.1	32.6	-4.5
A	6.9	11.0	-4.1
BAA	3.9	2.4	1.5
Cash	0.8	0.0	0.8
Sum	100.0	100.0	

The Sub-Fund's main credit risk concentration is held with debt securities. No more than 5% of the Sub-Fund's Net Asset Value can be invested in the securities of a single corporate issuer, excluding governments, at the time of obtaining the assets. Additionally, a maximum of 20% of the Sub-Fund may be invested in securities issued or guaranteed by any of the provincial governments of Canada.

The credit concentration is monitored on a daily basis by the portfolio management and by the credit analysis team. Credit exposure can be monitored by customised requirements and criteria. Detailed breakdown and exposure reports such as Sector/Rating, Sector/Duration and Issuer and Industry reports are available and are monitored on a regular basis.

The credit risk associated with counterparty risk is limited. Counterparty risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause financial losses to the Sub-Fund. All Sub-Fund transactions are completed and settled using approved brokers with a 3 to 5 day settlement period.

The risk of settlement default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

The manager minimises counterparty risk on the fund by only dealing with counterparties which have been prior approved by Daiwa. As per the Securities Registration Statement, the counterparties must meet the following requirements;

- a) the counterparty must have shareholders' funds in excess of EUR 125 million or equivalent in foreign currency
- b) the name of the counterparty is disclosed in the half-yearly/annual report issued by the Fund
- c) the manager is satisfied that the counterparty has agreed to value the transaction at least weekly and will close out the transaction at the request of the manager at a fair value; and
- d) initial outlay in respect to OTC derivatives to any one counterparty must not exceed 5% of the net asset value of the Fund.

## Liquidity risk

Liquidity risk in general represents the risk that the Sub-Fund cannot meet or generate sufficient cash resources to meet its payment obligations in full as they fall due, or can only do so at materially disadvantageous terms. Liquidity risk can apply as well if a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption.

The Sub-Fund is exposed to daily cash redemptions of redeemable shares, but is not obliged to any restrictions regarding cash flows. The Sub-Fund's securities are readily realisable (T+2) as they are listed on Recognised Exchanges. The Sub-Fund doesn't hold any illiquid securities.

The Sub-Fund has the ability to borrow in the short term to ensure settlement (borrowing must not exceed 10% of Net Asset Value of the Sub-Fund). No such borrowings have arisen during the period. Although futures and options are permissible, the Sub-Fund does not invest in these types of securities as at 31<sup>st</sup> May 2009.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's liquidity position on a daily basis. The table below analyses the Sub-Fund's assets and liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period to the bond's maturity date.

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2009 was:

	Less than 1 Month CAD	1 month - 1 year CAD	1 year - 5 years CAD	No stated maturity CAD	Total CAD
Liabilities					
Creditors	194,808	-	-	-	194,808
Total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	60,359,780	-	-	-	60,359,780
Total Liabilities	<u>60,554,588</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>60,554,588</u>

The maturity profile of the Sub-Fund's financial assets and financial liabilities as at 31<sup>st</sup> May 2008 was:

	Less than 1 Month CAD	1 month - 1 year CAD	1 year - 5 years CAD	No stated maturity CAD	Total CAD
Liabilities					
Creditors	425,144	-	-	-	425,144
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	73,614,634	-	-	-	73,614,634
Total Liabilities	<u>74,039,778</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>74,039,778</u>

## Currency risk

The Sub-Fund does not hold assets denominated in currencies other than the Canadian Dollar.

The currency exposure of all the Sub-Funds' investments and cash is as follows:

Euro Bond Fund	2009 EUR	2008 EUR
Hungarian Forint	-	(541,192)
Norwegian Krone	114,186	135,374
Polish Zloty	(2,091)	-
Swedish Krona	79,683	180,035
Sterling	79,396	35
Total	271,174	(225,748)

Australian Bond Fund	2009 AUD	2008 AUD
Euro	7	7
Total	7	7

Canada Bond Fund	2009 CAD	2008 CAD
Euro	5	4
Total	5	4

US Preferred Securities Fund	2009 US\$	2008 US\$
Euro	6	6
Japanese Yen	1,397	1,202
Total	1,403	1,208

## Interest rate profile

The interest rate profile of the Sub-Funds' financial assets (excluding short term debtors and creditors) was:

Sub-Fund	Total	Floating Rate	Fixed Rate
May 2009			
Euro Bond Fund (EUR)	7,647,252	424,581	7,222,671
Australian Bond Fund (AUD)	77,345,212	836,877	76,508,335
Canada Bond Fund (CAD)	59,143,783	1,405,848	57,737,935
US Preferred Securities Fund (US\$)	53,750,711	16,066,851	37,683,860
May 2008			
Euro Bond Fund (EUR)	8,829,406	354,961	8,474,445
Australian Bond Fund (AUD)	84,122,175	3,728,955	80,393,220
Canada Bond Fund (CAD)	73,826,591	1,735,144	72,091,447
US Preferred Securities Fund (US\$)	67,845,079	9,814,482	58,030,597

Sub-Fund	Fixed rate financial assets weighted average interest rate	Fixed rate financial assets weighted average year for which rate is fixed
May 2009	%	Years

Euro Bond Fund	4.79	7.45
Australian Bond Fund	6.55	4.50
Canada Bond Fund	5.14	9.87
US Preferred Securities Fund	4.52	22.59

	Fixed rate financial assets weighted average interest rate	Fixed rate financial assets weighted average year for which rate is fixed
May 2008	%	Years
Euro Bond Fund	4.75	8.53
Australian Bond Fund	6.83	6.06
Canada Bond Fund	5.88	9.86
US Preferred Securities Fund	7.01	18.06

There was no interest payable on the Sub-Funds' financial liabilities, except cash as at 31<sup>st</sup> May 2009, (31<sup>st</sup> May 2008: Nil).

Derivative financial instruments are generally based on the notional values, which are not recorded in the financial statements but represent the extent of each Sub-Fund's participation in these financial instruments. The notional or contractual amounts of all derivative financial instruments held at 31<sup>st</sup> May 2009 are shown in the Schedule of Investments.

Futures: A futures contract obligates one party to sell and the other party to purchase a specific instrument/commodity/security for an agreed price on an agreed future date. For open futures contracts, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains/losses by "marking to market" the value of the contract at the Statement of Assets and Liabilities date. The counterparty is Macquarie Bank Limited, Australia.

Forwards: When entering a forward currency contract each Sub-Fund agrees to receive or deliver a fixed quantity of a foreign currency for an agreed price upon an agreed future date. All forward currency contracts expire on or before 20<sup>th</sup> August 2009. The unrealised gain or loss on open forward currency contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. The counterparty is Brown Brothers Harriman & Co.

All gains and losses from trading in financial assets for the year ended 31<sup>st</sup> May 2009 are included in the Statements of Operations.

## 5. CASH INCLUDING FOREIGN CURRENCY

Cash balances are held with Brown Brothers Harriman & Co. and margin cash in the Australian Bond Fund AUD18,558 (31<sup>st</sup> May 2008: AUD394,030) is held with Macquarie Bank Limited, Australia. Margin cash on futures contracts may be subject to withdrawal restrictions until such time as the Fund closes these positions.

## 6. DEBTORS

	2009 EUR	2009 AUD	2009 CAD	2009 US\$
Receivable for investments sold	-	-	155,737	-
Receivable for fund units sold	-	22,395	-	571,000
Interest receivable	17	797	53	422
Other assets	-	-	101,042	-

	17	23,192	256,832	571,422
	2008 EUR	2008 AUD	2008 CAD	2008 US\$
Receivable for investments sold	-	1,157,638	262,450	-
Receivable for fund units sold	-	-	4,950	-
Interest receivable	348	-	-	-
Other assets	-	-	117,808	94,631
	348	1,157,638	385,208	94,631

## 7. CREDITORS - due within one year

	2009 EUR	2009 AUD	2009 CAD	2009 US\$
Payable for fund units repurchased	108,698	105,729	87,844	134,548
Payable for investments purchased	68,465	-	-	-
Provision for fees payable (Note 9)	(966)	148,295	106,964	100,800
Dividend distributions payable	14,908	320,323	-	386,728
	191,105	574,347	194,808	622,076

	2008 EUR	2008 AUD	2008 CAD	2008 US\$
Payable for fund units repurchased	-	76,822	275,159	79,719
Payable for investments purchased	31,610	-	-	-
Provision for fees payable (Note 9)	22,592	176,372	149,985	173,088
Dividend distributions payable	17,993	358,111	-	314,494
	72,195	611,305	425,144	567,301

## 8. REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund	US Preferred Securities Fund
	2009	2009	2009	2009
Number of Units outstanding as at beginning of year	947,030	9,422,600	7,452,580	8,062,050
Number of Units issued	3,000	128,750	1,850	2,984,950
Number of Units redeemed	(165,420)	(1,337,950)	(1,251,470)	(1,130,880)
Number of Units outstanding as at end of year	784,610	8,213,400	6,202,960	9,916,120
	2008	2008	2008	2008
Number of Units outstanding as at beginning of year	1,046,460	10,769,310	8,669,100	9,227,740
Number of Units issued	300	19,650	1,250	27,330
Number of Units redeemed	(99,730)	(1,366,360)	(1,217,770)	(1,193,020)
Number of Units outstanding as at end of year	947,030	9,422,600	7,452,580	8,062,050

[次へ](#)

## 9. FEES AND EXPENSES

Each Sub-Fund pays the Manager a monthly fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund and Monthly Dividend Australian Bond Fund at an annual rate of 0.60% of the Net Asset Value.

Monthly Dividend Canada Bond Fund

Net Asset Value equal to or less than CAD100,000,000: 0.61%

Net Asset Value greater than CAD100,000,000: 0.67%

Monthly Dividend US Preferred Securities Fund

Net Asset Value equal to or less than US\$100,000,000: 0.60%

Net Asset Value greater than US\$100,000,000 and less than US\$500,000,000: 0.61%

Net Asset Value greater than US\$500,000,000 and less than US\$1,000,000,000: 0.66%

Net asset Value greater than US\$1,000,000,000: 0.71%

The Manager pays out of its own fee the fees of the Distributor and Agent Company. The Agent Company receives a fee at an annual rate of 0.10% and the Distributor receives the balance.

The Manager also receives out of the assets of each Sub-Fund an annual administration fee, accrued daily and payable monthly in arrears as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund

Net Asset Value less than €100,000,000: 0.13%

Net Asset Value greater than €100,000,000 and less than €1,000,000,000: 0.115%

Net Asset Value greater than €1,000,000,000: 0.10%

Monthly Dividend Australian Bond Fund

Net Asset Value less than AUD200,000,000: 0.13%

Net Asset Value greater than AUD200,000,000 and less than AUD1,000,000,000: 0.115%

Net Asset Value greater than AUD1,000,000,000: 0.10%

Monthly Dividend Canada Bond Fund

Net Asset Value equal to or less than CAD100,000,000: 0.12%

Net Asset Value greater than CAD100,000,000: 0.11%

Monthly Dividend US Preferred Securities Fund

Net Asset Value equal to or less than US\$100,000,000: 0.11%

Net Asset Value greater than US\$100,000,000: 0.10%

The Manager pays the Trustee out of the assets of each Sub-Fund an annual fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at a rate of 0.06% of the Net Asset Value of the Sub-Fund. The Trustee is entitled to be repaid out of the assets of the Sub-Fund any out-of-pockets expenses incurred in the performance of its duties.

The Manager pays out of the assets of the Sub-Fund an annual fee to the Investment Manager, based on Sub-Fund's Net Asset Value, accrued daily and payable monthly in arrears as follows:

## Monthly Dividend Euro Bond Fund

Net Asset Value less than €250,000,000: 0.50%

Net Asset Value greater than €250,000,000 and less than €500,000,000: 0.45%

Net asset Value greater than €500,000,000: 0.40%

## Monthly Dividend Australian Bond Fund

Net Asset Value less than AUD500,000,000: 0.50%

Net Asset Value greater than AUD500,000,000 and less than AUD1,000,000,000: 0.45%

Net asset Value greater than AUD1,000,000,000: 0.40%

## Monthly Dividend Canada Bond Fund

Net Asset Value equal to or less than CAD100,000,000: 0.50%

Net Asset Value greater than CAD100,000,000: 0.45%

## Monthly Dividend US Preferred Securities Fund

Net Asset Value equal to or less US\$500,000,000: 0.60%

Net Asset Value greater than US\$500,000,000 and less than US\$1,000,000,000: 0.55%

Net Asset Value greater than US\$1,000,000,000: 0.50%

The Investment Manager out of its fee pays any Investment Adviser appointed by the Investment Manager with the approval of the Manager.

The Manager is entitled to be repaid all of its administration expenses out of the assets of the Sub-Fund, which includes printing fees, audit fees, legal fees, courier's fees, reasonable travel expenses of the Investment Manager and telecommunication costs and expenses. Investors are advised that the total of all such expenses, which will be charged at normal commercial rates, may constitute a significant charge to the Sub-Fund.



The fees payable are as follows:

	2009 EUR	2009 AUD	2009 CAD	2009 US\$
Trustee fees	395	4,016	3,116	2,809
Distributor fees	3,291	33,468	26,491	23,406
Agent Company fees	658	6,694	5,194	4,681
Investment Manager fees	1,975	33,468	15,583	28,087
Investment Adviser fees	1,317	-	10,388	-
Administration fees	856	8,702	6,233	5,149
Sub-custody expenses	1,456	2,362	-	232
Audit fees	1,991	36,175	16,191	26,438
Other expenses	(12,905)	23,410	23,768	9,998
	(966)	148,295	106,964	100,800

	2008 EUR	2008 AUD	2008 CAD	2008 US\$
Trustee fees	461	4,416	3,795	3,644
Distributor fees	3,841	36,798	32,254	30,365
Agent Company fees	768	7,360	6,324	6,073
Investment Manager fees	2,305	36,799	18,973	36,437
Investment Adviser fees	1,536	-	12,649	-
Administration fees	999	9,568	7,589	6,680
Sub-custody expenses	1,406	371	-	640
Audit fees	2,769	27,606	22,484	23,912
Other expenses	8,507	53,454	45,917	65,337
	22,592	176,372	149,985	173,088

## 10. NET GAIN/(LOSS) ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT AND LOSS

The net gain/(loss) on investment activities for the year ended 31<sup>st</sup> May 2009 are as follows:

	2009 EUR	2009 AUD	2009 CAD	2009 US\$
Net realised gain/(loss) from:				
- Dividend income	-	-	-	330,041
- Interest income	377,764	5,414,270	3,257,209	3,542,760
- Investments and currencies	(74,404)	846,770	690,592	(12,500,374)
- Net Income Equalisation	(9,545)	(28,206)	(88,523)	208,642
- Net Capital Equalisation	85,472	226,282	78,725	-
- Futures contracts	-	(33,952)	-	-
- Forward currency contracts	(22,326)	-	-	-
- Other income	1,519	-	-	6,223
	<u>358,480</u>	<u>6,425,164</u>	<u>3,938,003</u>	<u>(8,412,708)</u>
Net change in unrealised gain/(loss) from:				
- Investments and currencies	342,451	3,401,980	(1,149,257)	(8,500,664)
- Futures contracts	-	-	-	-
- Forward currency contracts	(23,490)	-	-	-
	<u>318,961</u>	<u>3,401,980</u>	<u>(1,149,257)</u>	<u>(8,500,664)</u>
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	<u>677,441</u>	<u>9,827,144</u>	<u>2,788,746</u>	<u>(16,913,372)</u>

The net gain/(loss) on investment activities for the year ended 31<sup>st</sup> May 2008 are as follows:

	2008 EUR	2008 AUD	2008 CAD	2008 US\$
Net realised gain/(loss) from:				
- Dividend income	-	-	-	175,634
- Interest income	407,186	5,952,901	3,963,090	4,842,187
- Investments and currencies	(161,047)	(1,392,949)	423,150	(2,977,651)
- Net Income Equalisation	(4,468)	(30,159)	(150,246)	(212,979)
- Net Capital Equalisation	38,933	675,136	173,776	-
- Futures contracts	-	(32,435)	-	-
- Forward currency contracts	(27,279)	(124)	(481)	(312)
- Other income	1,079	-	-	-
	254,404	5,172,370	4,409,289	1,826,879
Net change in unrealised gain/(loss) from:				
- Investments and currencies	31,259	(1,958,743)	873,660	(5,029,361)
- Futures contracts	-	9,075	-	-
- Forward currency contracts	(24,027)	-	-	-
	7,232	(1,949,668)	873,660	(5,029,361)
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	261,636	3,222,702	5,282,949	(3,202,482)

## 11. RELATED PARTY TRANSACTIONS

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Investment Manager and related companies are deemed to be related parties under Financial Reporting Standard (FRS) 8. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 9.

## 12. DIVIDEND POLICY

The Manager intends to declare distributions monthly, out of all net interest, dividends and other income received by each Sub-Fund subject to such adjustments as may be appropriate pursuant to the provisions of the Trust Deed. The Manager may also distribute to the Unitholders monthly or at such other times as it may determine, the realised and unrealised capital gains less realised and unrealised capital losses of each Sub-Fund.

Distributions are declared as at the last business day of each month and are paid on the second business day immediately following the distribution date to the Distributor in respect of Units distributed in Japan for each of the Sub-Funds except for the Canada Bond Fund when distributions are declared on the 15<sup>th</sup> day of each month or if such day is not a business day the preceding business day and are paid on the business day immediately following the distribution date. Distributions are made to Unitholders entered on the register at the close of business on the business day preceding the distribution date.

Distributions for the year ended 31<sup>st</sup> May 2009 were as follows:

	Dividend per Unit EUR	Dividend Amount EUR	Dividend per Unit AUD	Dividend Amount AUD
June 2008	0.019	17,790	0.038	354,317
July 2008	0.019	17,390	0.041	379,817
August 2008	0.019	17,183	0.040	367,446

September 2008	0.019	16,565	0.041	372,267
October 2008	0.019	16,239	0.041	369,050
November 2008	0.019	16,081	0.038	340,678
December 2008	0.019	15,981	0.035	312,455
January 2009	0.019	15,929	0.041	359,319
February 2009	0.019	15,855	0.041	353,731
March 2009	0.019	15,473	0.041	345,270
April 2009	0.019	15,270	0.038	314,853
May 2009	0.019	14,908	0.039	320,322
Total		<u>194,664</u>		<u>4,189,525</u>

	CAD	CAD	US\$	US\$
June 2008	0.034	250,682	0.039	311,895
July 2008	0.034	246,986	0.039	306,210
August 2008	0.034	244,395	0.039	301,702
September 2008	0.034	241,201	0.039	298,707
October 2008	0.034	235,888	0.039	295,326
November 2008	0.034	233,883	0.039	293,295
December 2008	0.034	231,295	0.039	290,300
January 2009	0.034	228,268	0.039	287,017
February 2009	0.034	225,716	0.039	283,546
March 2009	0.034	221,919	0.039	282,778
April 2009	0.034	216,140	0.039	387,091
May 2009	0.034	212,540	0.039	386,728
Total		<u>2,788,913</u>		<u>3,724,595</u>

Distributions for the year ended 31<sup>st</sup> May 2008 were as follows:

	Dividend per Unit	Dividend Amount	Dividend per Unit	Dividend Amount
	EUR	EUR	AUD	AUD
June 2007	0.019	19,774	0.041	435,660
July 2007	0.019	19,652	0.041	430,817
August 2007	0.019	19,426	0.041	428,628
September 2007	0.019	19,177	0.040	414,916
October 2007	0.019	18,949	0.040	408,243
November 2007	0.019	18,871	0.037	375,010
December 2007	0.019	18,827	0.037	373,558
January 2008	0.019	18,615	0.041	406,762
February 2008	0.019	18,405	0.035	341,783
March 2008	0.019	18,331	0.040	385,941
April 2008	0.019	18,125	0.037	354,027
May 2008	0.019	17,994	0.038	358,111
Total		<u>226,146</u>		<u>4,713,456</u>
	CAD	CAD	US\$	US\$
June 2007	0.034	293,598	0.039	353,119
July 2007	0.034	289,081	0.039	347,267
August 2007	0.034	285,069	0.039	343,130
September 2007	0.034	281,118	0.039	339,951
October 2007	0.034	276,433	0.039	335,620
November 2007	0.034	272,611	0.039	331,095
December 2007	0.034	268,955	0.039	327,175
January 2008	0.034	267,200	0.039	322,780
February 2008	0.034	263,751	0.039	320,284
March 2008	0.034	260,774	0.039	317,949
April 2008	0.034	258,057	0.039	316,216
May 2008	0.034	255,472	0.039	314,494
Total		<u>3,272,119</u>		<u>3,969,080</u>

## 13. NET ASSET VALUE HISTORY

	EUR	AUD	CAD	US\$
2009				
Net Asset Value	7,607,735	78,148,694	60,359,780	56,927,209
Number of Units	784,610	8,213,400	6,202,960	9,916,120
Net Asset Value per Unit	9.70	9.51	9.73	5.74
2008				
Net Asset Value	8,909,656	85,477,346	73,614,634	70,303,993
Number of Units	947,030	9,422,600	7,452,580	8,062,050
Net Asset Value per Unit	9.41	9.07	9.88	8.72
2007				
Net Asset Value	10,026,089	101,320,850	84,696,059	89,282,704
Number of Units	1,046,460	10,769,310	8,669,100	9,227,740
Net Asset Value per Unit	9.58	9.41	9.77	9.68

## 14. TAXATION

The Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997. It is not chargeable to Irish tax on its income and gains.

Tax may arise on the happening of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution payments to unitholders or any encashment, redemption or transfer of units. No tax will arise on the Fund in respect of chargeable events in respect of:

- 1) a unitholder who is not Irish resident and not ordinarily resident in Ireland at the time of the chargeable event, provided the necessary signed statutory declarations are held by the Fund; and
- 2) certain exempted Irish resident investors who have provided the Fund with the necessary signed statutory declarations.

Dividend income, interest income and capital gains, if any, received by the Fund may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin.

## 15. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Fund does not have any soft commission arrangements.

## 16. COMPARATIVES

The comparative figures are for the year ended 31<sup>st</sup> May 2008.

## 17. POST BALANCE SHEET EVENTS

There were no other events subsequent to the year ended which require disclosure in the financial statements.

Daiwa Bond Fund Series  
Monthly Dividend Euro Bond Fund  
Schedule of Investments  
31<sup>st</sup> May 2009

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities			
Australia			
Aust & New Zealand Banking Group 5.25% 20-May-13	50,000	51,749	0.68
National Australia Bank FRN 23-Jun-16	20,000	18,460	0.24
Westpac Banking Corp 4.875% 28-Sep-12	50,000	51,107	0.67
		<u>121,316</u>	<u>1.59</u>
Austria			
Austria Republic 5.25% 04-Jan-11	260,000	275,671	3.62
Telekom Finance 6.375% 29-Jan-16	12,000	12,457	0.16
		<u>288,128</u>	<u>3.78</u>
Belgium			
Anheuser-Busch 8.625% 30-Jan-17	50,000	56,200	0.74
Belgium Government Bond 5% 28-Mar-35	68,000	70,340	0.92
Belgium Kingdom 5% 28-Sep-12	193,000	209,121	2.75
		<u>335,661</u>	<u>4.41</u>
Canada			
Xstrata Finance Canada 5.25% 13-Jun-17	50,000	40,361	0.53
		<u>40,361</u>	<u>0.53</u>
Cayman Islands			
Bes Finance Ltd 6.25% 17-May-11	26,000	26,257	0.35
		<u>26,257</u>	<u>0.35</u>
Czech Republic			
CEZ AS 4.125% 17-Oct-13	50,000	48,320	0.64
		<u>48,320</u>	<u>0.64</u>
France			
BNP Paribas 4.75% 04-Apr-11	25,000	26,157	0.34
Casino Guichard Perrach 6% 27-Feb-12	7,000	7,255	0.10
Credit Agricole 5.971% 01-Feb-18	50,000	51,656	0.68
CSE Damort Dette 3.62% 25-Apr-15	57,000	57,789	0.76
Electricite De France 6.25% 25-Jan-21	50,000	54,350	0.71
France Government Bond 4% 25-Apr-13	335,000	353,030	4.64
France Government Bond 4% 25-Oct-14	215,000	224,987	2.96
France Government Bond 4.25% 25-Oct-17	51,000	52,949	0.70
France Government Bond OAT 6% 25-Oct-25	120,000	141,676	1.86
France Government Bond OAT 5.75% 25-Oct-32	116,000	135,468	1.78
France Telecom 7.25% 28-Jan-13	14,000	15,833	0.21
GDF Suez 5.62% 18-Jan-16	5,000	5,279	0.07
PPR SA 8.62% 03-Apr-14	5,000	5,356	0.07
RCI Banque 8.12% 15-May-12	4,000	4,107	0.05
Sanofi Aventis 4.5% 18-May-16	5,000	5,016	0.06
SFEF 3% 07-Apr-14	68,000	67,557	0.89

## Schedule of Investments (Continued)

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)			
France (continued)			
Veolia Environnement 5.875% 01-Feb-12	22,000	23,233	0.31
		<u>1,231,698</u>	<u>16.19</u>
Germany			
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	15,000	15,532	0.20
Deutsche Genossen Hypobk 4% 31-Oct-16	100,000	100,353	1.32
Eurohypo AG 4.5% 21-Jan-13	45,000	47,083	0.62
Germany Federal Republic 3.75% 04-Jan-15	41,000	42,891	0.56
Germany Federal Republic 4% 04-Jan-18	139,000	144,456	1.90
Germany Federal Republic 6.25% 04-Jan-24	19,000	23,226	0.31
Germany Federal Republic 4% 04-Jan-37	136,000	127,209	1.67
Germany Government 5% 04-Jan-12	405,000	438,669	5.77
Germany Government 3.5% 12-Apr-13	30,000	31,306	0.41
Germany Government 3.75% 04-Jul-13	14,000	14,726	0.19
Germany Government 3.5% 04-Jan-16	172,000	176,109	2.31
Germany Government 3.75% 04-Jan-19	75,000	76,234	1.00
Hypothekenbank In Essen 3.875% 21-Nov-13	18,000	18,442	0.24
KfW - Kreditanstalt fuer Wiederaufbau 4.625% 12-Oct-12	125,000	133,847	1.77
Man Ag 7.25% 20-May-16	3,000	3,141	0.04
Merck Financial Services 4.87% 27-Sep-13	3,000	3,115	0.04
		<u>1,396,339</u>	<u>18.35</u>
Greece			
Greece Republic 6.5% 11-Jan-14	129,000	142,926	1.88
Hellenic Republic 4.3% 20-Jul-17	195,000	186,248	2.45
		<u>329,174</u>	<u>4.33</u>
Guernsey			
Credit Suisse 6.37% 07-Jun-13	40,000	41,621	0.55
		<u>41,621</u>	<u>0.55</u>
Ireland			
Bank of Ireland 6.45% 10-Feb-10	15,000	15,167	0.20
		<u>15,167</u>	<u>0.20</u>
Italy			
Banca Monte dei Paschi di Siena SPA FRN 24-Sep-15	25,000	24,684	0.32
Buoni Poliennali Del Tes 5% 01-Feb-12	245,000	261,659	3.44
Italy Government 3.5% 15-Mar-11	106,000	109,386	1.44
Italy Government 5.25% 01-Aug-17	185,000	199,774	2.63
Italy Government 6% 01-May-31	392,000	424,119	5.57
Italy Government 4% 01-Feb-37	35,000	28,870	0.38
		<u>1,048,492</u>	<u>13.78</u>
Jersey C.I.			
UBS AG Jersey FRN 16-Sep-19	40,000	31,475	0.41
		<u>31,475</u>	<u>0.41</u>



## Schedule of Investments (Continued)

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)			
Luxembourg			
Finmeccanica Fin 8.12% 03-Dec13	50,000	54,179	0.71
Gaz Capital 5.36% 31-Oct-14	50,000	42,250	0.56
Michelin Luxembourg 8.62% 24-Apr-14	3,000	3,264	0.04
Sogerim 7.25% 20-Apr-11	13,000	13,750	0.18
Telecom Italia 6.87% 24-Jan-13	18,000	18,940	0.25
		<u>132,383</u>	<u>1.74</u>
Netherlands			
Bank Nederlandse Gemeenten 4.625% 13-Sep-12	141,000	149,707	1.97
Daimler International Finance 8% 17-Jun-10	50,000	52,238	0.69
Deutsche Telekom 6% 20-Jan-17	15,000	15,572	0.20
Deutsche Telekom International 8.125% 29-Ma-y12	10,000	11,323	0.15
E.On International Finance 5.125% 02-Oct-12	10,000	10,635	0.14
E.On International Finance 5.5% 19-Jan-16	8,000	8,419	0.11
ING Bank 5.5% 04-Jan-12	15,000	15,058	0.20
Koninklijke 4.75% 17-Jan-17	50,000	49,163	0.65
Linde Finance 6.75% 08-Dec-15	8,000	8,690	0.11
Netherlands Government 4.5% 15-Jul-17	181,000	189,971	2.50
Rabobank Nederland 4.25% 16-Jan-17	25,000	24,826	0.32
		<u>535,602</u>	<u>7.04</u>
Norway			
Norway T-Bill 0% 17-Jun-09	1,016,000	114,030	1.50
		<u>114,030</u>	<u>1.50</u>
Poland			
Poland Government Bond 5% 24-Oct-13	700,000	150,262	1.98
		<u>150,262</u>	<u>1.98</u>
Portugal			
Portugal Government 5.45% 23-Sep-13	123,000	134,149	1.76
		<u>134,149</u>	<u>1.76</u>
South Korea			
Export Import Bank Korea 5.75% 22-May-13	50,000	49,184	0.65
		<u>49,184</u>	<u>0.65</u>
Spain			
Kingdom of Spain 4.4% 31-Jan-15	235,000	246,462	3.24
Spanish Government 5.75% 30-Jul-32	95,000	106,205	1.40
		<u>352,667</u>	<u>4.64</u>
Supranational			
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	100,000	105,853	1.39
		<u>105,853</u>	<u>1.39</u>
Sweden			
Swedish Export Credit 3.625% 27-May-14	60,000	59,964	0.79
Sweden T-Bill 0% 17-Jun-09	855,000	79,683	1.05
		<u>139,647</u>	<u>1.84</u>

## Schedule of Investments (Continued)

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)			
United Kingdom			
Barclays Bank Plc 5.25% 27-May-14	50,000	49,672	0.65
HBOS 4.375% 30-Oct-19	28,000	20,135	0.27
HSBC Holdings Bank Plc FRN 18-Mar-16	14,000	12,929	0.17
HSBC Holdings Plc 3.625% 29-Jun-20	10,000	8,484	0.11
Imperial Tobacco Finance 4.375% 22-Nov-13	50,000	47,774	0.63
Nationwide Building Society 17-Aug-06	30,000	24,663	0.32
Rolls-Royce Group Plc 4.5% 16-Mar-11	10,000	10,234	0.13
Standard Chartered Bank 5.875% 26-Sep-17	50,000	43,808	0.58
UK T-Bill 0% 13-Jul-09	69,000	78,570	1.03
		296,269	3.89
United States			
Bank of America 4.625% 18-Feb-14	20,000	19,046	0.25
BMW US Capital 6.375% 23-Jul-12	15,000	15,856	0.21
Citigroup Inc 3.5% 05-Aug-15	50,000	40,666	0.53
Citigroup Inc FRN 10-Feb-19	10,000	6,489	0.09
General Electrical Cap Corp 4.625% 15-Sept-66	50,000	29,000	0.38
Goldman Sachs Group 6.375% 02-May-18	20,000	19,661	0.26
Goldman Sachs Group 3.125% 04-Oct-12	20,000	19,164	0.24
Intesa BCI Capital 6.988% 12-Jul-11	10,000	6,800	0.09
JPM Chase And Co FRN 12-Nov-19	50,000	40,803	0.54
Merrill Lynch 4.625% 02-Oct-13	15,000	14,096	0.18
MPS Capital Trust 7.99% 07-Feb-11	6,000	3,960	0.05
New York Life 4.375% 19-Jan-17	50,000	40,735	0.54
Pemex Project 6.25% 05-Aug-13	20,000	20,550	0.27
Philip Morris International 5.875% 04-Sep-15	50,000	52,663	0.69
Roche Holdings 4.625% 04-Mar-13	4,000	4,243	0.06
Verizon Wireless Cap 8.75% 18-Dec-15	50,000	59,724	0.79
		393,456	5.17
Total Debt Securities		7,357,511	96.71

## Schedule of Investments (Continued)

	Notional Cost EUR	Unrealised Gain EUR	Unrealised Loss EUR
Forward currency contracts			
Hungarian Forint			
Long forward currency contracts	29,248	-	(640)
Short forward currency contracts	(28,045)	-	(563)
Polish Zloty			
Short forward currency contracts	(152,808)	454	-
Total long forward currency contracts		454	-
Total short forward currency contracts		-	(1,203)

Counterparty: Morgan Stanley &amp; Co. International plc

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2009年9月末日現在)

	ユーロ ( .を除く )	千円 ( .および .を除く )
. 資産総額	7,295,526.83	960,967
. 負債総額	37,266.53	4,909
. 純資産総額 ( - )	7,258,260.30	956,058
. 発行済口数	720,740口	
. 1口当たり純資産価格 ( / )	10.07	1,326円

## 第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
第一会計年度 (2002年12月19日～ 2003年5月31日)	□ 8,381,110	□ 8,381,110	□ 4,006,330	□ 4,006,330	□ 4,374,780	□ 4,374,780
第二会計年度 (2003年6月1日～ 2004年5月31日)	702,090	702,090	2,618,470	2,618,470	2,458,400	2,458,400
第三会計年度 (2004年6月1日～ 2005年5月31日)	244,010	244,010	898,120	898,120	1,804,290	1,804,290
第四会計年度 (2005年6月1日～ 2006年5月31日)	13,860	13,860	501,280	501,280	1,316,870	1,316,870
第五会計年度 (2006年6月1日～ 2007年5月31日)	3,700	3,700	274,110	274,110	1,046,460	1,046,460
第六会計年度 (2007年6月1日～ 2008年5月31日)	300	300	99,730	99,730	947,030	947,030
第七会計年度 (2008年6月1日～ 2009年5月31日)	3,000	3,000	165,420	165,420	784,610	784,610

(注) 第一会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

授權資本金は40万英ポンド（5,764万円）です。2009年9月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド（5,764万円）です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えています。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力します。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は特別な資格を要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時に取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができます。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数です。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入されます。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有しますが、定足数の上では2名とは計算されません。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決によります。

##### (3) 役員及び従業員の状況

（提出日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
ブライアン・ガイエット (Brian Guyett)	取締役	1979年 - 1988年 アライド・アイリッシュ・バンク 1988年 - 1990年 イーグル・スター生命保険会社 1990年 - 2004年 ダイワ・セキュリティーズ・トラ スト・アンド・バンキング (ヨーロッパ) ピーエルシー、 管理職 2004年 - 現在 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・ マネジャーズ・アイルランド・ リミテッド、最高業務責任者	0株

氏名	役職名	略歴	所有株式
ピーター・キャラハン (Peter Callaghan)	取締役	1991年 - 1997年 メイザー公認会計事務所、監査人・会計士 1997年 - 2001年 KPMGチャネル諸島、ファイナ ンシャル・サービス・アシュ ランス部門 2001年 - 2006年 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・ マネジャーズ・アイルランド・ リミテッド、ファンド・アカウ ンティング・コーポレートガバ ナンス部門 財務部長 2006年 - 現在 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・ マネジャーズ・アイルランド・ リミテッド、財務取締役 現在 アイルランド勅許会計士協会会員、英国 企業財務協会 (Association of Corporate Treasurers) 会員	0株
カール・マケネフ (Karl McEneff)	取締役	1972年 - 1983年 アライド・アイリッシュ・バンク 1983年 - 1990年 デビー・ストックブローカーズ 1990年 - 現在 ダイワ・セキュリティーズ・トラ スト・ヨーロッパ・リミテッ ド、アイルランド、マネージング ・ディレクター 多数の国際的ヘッジ・ファンド のインディペンデント・ディレ クター	0株

(注) 管理会社の秘書役はトゥダー・トラスト・リミテッドです。そのほか、管理会社には従業員はいません。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託業務を行うことを主たる目的とします。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理運用業務を行います。

管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社として T . ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッドを任命しています。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド金融規制当局が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。( ) 管理会社が清算手続（受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き）に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または( ) 十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または( ) 受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、( ) の場合には直ちに、( ) および( ) の場合は3か月経過後、（アイルランド金融規制当局の承認に基づき）後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。アイルランド金融規制当局は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができます。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社またはその副投資顧問会社の助言に基づく善意により行うことについて責任を負いません。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、（管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として）管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドに対し、賠償責任を負いません。

上記の管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います）。取締役はこれに従った責任を負います。

信託証書は、アイルランド金融規制当局の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

管理会社は、また、ファンドおよび各ポートフォリオのために管理会社の管理事務業務を遂行します。



2009年9月末日現在、管理会社は、以下の6本のファンドの管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ2,836,738,878.32米ドル、212,911,417.14ユーロ、1,666,390,690.25豪ドル、94,266,255.44カナダドル、1,154,283,483.22ニュージーランド・ドルです)。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額(通貨別)
アイルランド	MMF	1	2,144,631,463.93米ドル
			1,531,506,024.27豪ドル
			181,564,709.59ユーロ
			37,332,698.84カナダドル
			992,829,542.42ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	5	692,107,414.39米ドル
			134,884,665.98豪ドル
			31,346,707.55ユーロ
			56,933,556.60カナダドル
			161,453,940.80ニュージーランド・ドル

### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成21年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.72円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1) 【貸借対照表】

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 貸借対照表

2009年3月31日現在

	注記	2009年		2008年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	5	907,067	119,479	2,073,102	273,069
流動資産					
債権	6	2,953,029	388,973	4,567,197	601,591
現金および預金	7	7,730,431	1,018,252	9,395,964	1,237,636
		10,683,460	1,407,225	13,963,161	1,839,228
債務：1年以内支払期限到来金額	8	(2,816,108)	(370,938)	(5,087,515)	(670,127)
正味流動資産		7,867,352	1,036,288	8,875,646	1,169,100
債務引当金	9	(800,000)	(105,376)	-	-
純資産		7,974,419	1,050,390	10,948,748	1,442,169
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	10	492,338	64,851	492,338	64,851
損益勘定	11	7,482,081	985,540	10,456,410	1,377,318
株主持分	11	7,974,419	1,050,390	10,948,748	1,442,169

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

ピーター・キャラハン

取締役

ブライアン・ガイエット

取締役

2009年6月24日

## (2) 【損益計算書】

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 損益計算書

2009年3月31日終了年度

	注記	2009年		2008年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		17,846,974	2,350,803	26,393,993	3,476,617
管理事務費	2	(20,971,894)	(2,762,418)	(24,380,880)	(3,211,450)
利息および税金加減前経常(損)益		(3,124,920)	(411,614)	2,013,113	265,167
受取利息		266,555	35,111	241,656	31,831
税引前経常(損)益	3	(2,858,365)	(376,504)	2,254,769	296,998
経常損益に係る税金	4	(115,964)	(15,275)	(360,583)	(47,496)
当期(損)益		(2,974,329)	(391,779)	1,894,186	249,502

当社には、当期利益以外に認識される損益はない。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

ピーター・キャラハン

取締役

ブライアン・ガイエット

取締役

2009年6月24日

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 会計方針

2009年3月31日終了年度

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

## 作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

## 受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

## 取引高および管理事務費

取引高は、発生基準で会計処理される受取報酬から構成されている。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得しまたそれらプロバイダーに支払われた金額の純額を表示している。

## 現金

現金は、手許現金、および要求払い当座借越を除く要求払い預け金から成る。

## 外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ(€)で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートをを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

## 税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

## 有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年

メインフレーム機器 3年

パーソナル・コンピュータ 2年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

#### 従業員手当

確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

#### 簿外金融商品

先物契約のような簿外項目は、専らヘッジ目的で利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引に従って認識される。

#### 政府助成

受取支援金は、供与契約に概要が示されているように、供与期間にわたり損益計算書に計上される。

## ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

## 注記

(財務書類の一部を形成する。)

## 1 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務サービスの提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である株式会社大和証券グループ本社である。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

## 2 管理事務費

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
人件費	14,915,215	16,176,201
その他の管理事務費	6,056,679	8,204,679
	<u>20,971,894</u>	<u>24,380,880</u>
人件費は以下から構成される。		
賃金給料	9,757,938	9,923,725
社会福祉費	1,237,641	1,372,894
年金費用	786,061	857,580
その他の費用	3,133,575	4,022,002
	<u>14,915,215</u>	<u>16,176,201</u>

当年度中に当社が採用した従業員(取締役を含む)の平均人数は、202人であった(2008年:210人)。当社は、当期中ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド(「DETEL」)と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。リストラの費用に関する800,000ユーロの例外項目の金額は、人件費に計上されている。

## 3 税引前経常(損)益

税引前経常(損)益は、以下を控除後に算定された。

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
取締役報酬:		
報酬	-	-
年金拠出金を含むその他の報酬	931,662	1,370,287
監査人報酬		
監査報酬	36,340	36,340
その他	26,410	37,500
減価償却費	1,513,804	1,551,560
オペレーティング・リース賃借料	48,776	41,900
	<u>2,466,992</u>	<u>2,977,987</u>

## 4 経常損益に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
--	--------------	--------------

現行税		
当期利益に係るアイルランド法人税	23,529	460,123
繰延税金	92,435	(99,540)
税金費用合計	115,964	360,583

## (b) 現行税の調整

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
税引前経常（損）益	(2,858,365)	2,254,769
12.5%の標準税率に基づく法人税（2008年：12.5%）	(357,296)	281,846
前年度の（過剰）/不足引当金	(28,915)	181
資本引当金を超える減価償却費	83,178	93,043
控除できない費用を超える控除可能費用の（過剰）/不足	(80,061)	29,609
預金金利保持税控除	-	-
高税率から生じる差額	12,660	6,179
プレミアムに係る源泉税	52,444	49,265
返還グループ軽減額	129,119	-
繰越欠損金	212,400	-
	23,529	460,123

## 5 有形固定資産

2009年3月31日

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2008年3月31日現在	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
期中付加	129,819	59,777	158,173	347,769
期中除却	-	-	-	-
2009年3月31日現在	1,565,266	3,248,324	1,186,296	5,999,886
減価償却費				
2008年3月31日現在	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
期中償却額	257,274	1,037,855	218,675	1,513,804
期中除却	-	-	-	-
2009年3月31日現在	929,888	3,174,769	988,162	5,092,819
正味簿価				
2009年3月31日現在	635,378	73,555	198,134	907,067



2008年3月31日

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2007年3月31日現在	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
期中付加	143,582	18,070	198,098	359,750
期中除却	(23,202)	(3,680)	-	(26,882)
2008年3月31日現在	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
減価償却費				
2007年3月31日現在	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
期中償却額	243,375	1,042,995	265,190	1,551,560
期中除却	(17,118)	(2,862)	-	(19,980)
2008年3月31日現在	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
正味簿価				
2008年3月31日現在	762,833	1,051,633	258,636	2,073,102

## 6 債権：1年以内に期限到来の金額

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
報酬未収金	2,076,781	3,334,010
前払金その他の資産	869,143	1,133,647
繰延税金	7,105	99,540
	2,953,029	4,567,197

さらに、当社には787,384ユーロの未計上の繰延税金がある(2008年：なし)。これは繰延税金が実現して将来の課税対象利益の可能性および時期にわたる不確実性のゆえに計上されていない。

## 7 現金および預金

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
現金および現金等価物	7,730,431	9,395,964
	7,730,431	9,395,964

## 8 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
未払費用	1,716,236	4,112,753
買掛金	253,603	312,889
法人税	497	68,856
親会社に対する債務	322,738	351,420
関連会社に対する債務	523,034	241,597
	<u>2,816,108</u>	<u>5,087,515</u>

親会社に対する債務には、管理運用業務契約に概要が示されているように、管理運用業務に関連した残高が含まれている。残高は、無担保かつ無利子である。

## 9 債務引当金

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
期首残高	-	-
期中繰入額	800,000	-
期末残高	<u>800,000</u>	<u>-</u>

引当金は、リストラの費用に関するものであり、人件費に計上されている（注2を参照）。

## 10 払込請求済株式資本

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
授權資本：		
額面1スターリング・ポンドの普通株式400,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1スターリング・ポンドの普通株式400,000株	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

## 11 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
期首株主持分	10,948,748	9,054,562
当期（損）益	<u>(2,974,329)</u>	<u>1,894,186</u>
期末株主持分	<u>7,974,419</u>	<u>10,948,748</u>
	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
期首損益勘定	10,456,410	8,562,224
当期（損）益	<u>(2,974,329)</u>	<u>1,894,186</u>
期末損益勘定	<u>7,482,081</u>	<u>10,456,410</u>

## 12 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2009年		2008年	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	-	49,117	-	-
2年～5年で満期	-	-	-	48,971
5年超に満期	898,089	-	898,089	-
	898,089	49,117	898,089	48,971

契約に基づき、当社はダイワ・ヨーロッパ・トラステイズ・アイルランド・リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または調達する義務を負っている。対価として、当社は提供されたサービスに関して支払うことに同意している。

## 13 年金費用

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
当期年金費用	786,061	857,580
期末現在未払年金費用	56,837	63,935

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

## 14 利害関係者

取締役は、アイルランド共和国で設立された親会社であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの財務書類に当社の実績が連結されているので、利害関係者間取引を開示しないという財務報告基準第8号の普通株式資本の90%以上を親会社が所有することで連結される会社に関する「利害関係者の開示」に含まれる免除規定を享受している。

## 15 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、公けに入手可能な親会社である大和証券グループ本社の財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号に含まれる免除規定を享受している。

## 16 最終的親会社

当社の最終的親会社は、日本において設立された大和証券グループ本社である。当社の実績が連結される最大グループは、大和証券グループ本社が筆頭となっている。大和証券グループ本社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-6751日本国東京都千代田区丸の内1丁目9-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが筆頭となっている。

## 17 後発事象

会社に影響を及ぼす、重大な後発事象は生じなかった。

## 18 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2009年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル

購入：ユーロ

未実現（損）益

\$ 7,405,000	€5,277,716	€(286,607)
売却：日本円		
¥ 216,700,000	€1,550,958	€(101,096)
売却：豪ドル		
\$ 970,000	€376,098	€25,211
		€(362,492)

これらのヘッジは、2009年4月1日から2010年3月31日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現利益および損失は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる利益および損失は、対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2008年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 17,820,000	€12,322,215	€1,052,293
売却：日本円		
¥ 358,200,000	€2,382,382	€106,218
売却：豪ドル		
\$ 2,080,000	€1,202,401	€2,447
		€1,160,958

#### 19 1986年アイルランド会社法（改訂済）による保証

1986年アイルランド会社法（改訂済）の第17条に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、従って、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドは、法の第17条に準拠して、2009年3月31日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

#### 20 偶発債務

当社は、一定の従業員費用に関して支援金を受領している。一定の条件が継続ベースで満たされない場合に、当社は契約上、支援金の全部または一部を返済する義務がある。

#### 21 財務書類の承認

当財務書類は、2009年6月24日に取締役会によって承認された。

## Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Balance sheet  
at 31 March 2009

	Note	2009 €	2008 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	5	907,067	2,073,102
Current assets			
Debtors	6	2,953,029	4,567,197
Cash at bank and in hand	7	7,730,431	9,395,964
		10,683,460	13,963,161
Creditors: amounts falling due within one year	8	(2,816,108)	(5,087,515)
Net current assets		7,867,352	8,875,646
Provision for liabilities and charges	9	(800,000)	-
Net assets		7,974,419	10,948,748
Capital and reserves			
Called up share capital	10	492,338	492,338
Profit and loss account	11	7,482,081	10,456,410
Equity shareholder's funds	11	7,974,419	10,948,748

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

24 June 2009

Peter Callaghan

Brian Guyett

Director

Director

## Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Profit and loss account  
for the year ended 31 March 2009

	Note	2009 €	2008 €
Turnover		17,846,974	26,393,993
Administrative expenses	2	<u>(20,971,894)</u>	<u>(24,380,880)</u>
(Loss)/profit on ordinary activities before interest and taxation		(3,124,920)	2,013,113
Interest income		<u>266,555</u>	<u>241,656</u>
(Loss)/profit on ordinary activities before taxation	3	(2,858,365)	2,254,769
Taxation on loss/profit on ordinary activities	4	<u>(115,964)</u>	<u>(360,583)</u>
(Loss)/profit for the year		<u>(2,974,329)</u>	<u>1,894,186</u>

The company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

24 June 2009

Peter Callaghan  
Director

Brian Guyett  
Director

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Statement of accounting policies  
for the year ended 31 March 2009

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown net of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non- group service providers.

Cash

Cash comprises cash in hand and deposits repayable on demand, less overdrafts payable on demand.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

#### Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of the deferred tax assets is assessed annually by the directors.

#### Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of the business are not depreciated until they are brought into use.

#### Employee benefits

Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

#### Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging purposes. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

#### Government grants

Grant income is recognised in the profit and loss account over the term of the grant as outlined in the grant agreement.



## Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

## Notes

forming part of the financial statements

## 1 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

## 2 Administrative expenses

	2009 €	2008 €
Staff costs	14,915,215	16,176,201
Other administrative expenses	6,056,679	8,204,679
	<u>20,971,894</u>	<u>24,380,880</u>
Staff cost comprise:		
Wages and salaries	9,757,938	9,923,725
Social welfare costs	1,237,641	1,372,894
Pension Costs	786,061	857,580
Other costs	3,133,575	4,022,002
	<u>14,915,215</u>	<u>16,176,201</u>

The average number of persons employed by the company (including directors) during the year was 202 (2008:210). The Company shared the use of facilities with Daiwa Europe Trustees Ireland Limited ( "DETIL" ) during the year. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements. An exceptional item amount of € 800,000 relating to costs of restructuring, is included in staff costs.

## 3 Profit on ordinary activities before taxation

The profit on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	2009 €	2008 €
Directors' remuneration:		
Fees	-	-
Other remuneration including pension contributions	931,662	1,370,287
Auditor's remuneration		
Audit Fees	36,340	36,340
Other	26,410	37,500
Depreciation	1,513,804	1,551,560
Operating lease rentals	48,776	41,900
	<hr/>	<hr/>

## 4 Taxation on profit on ordinary activities

## (a) Analysis of charge in year

	2009 €	2008 €
Current tax		
Irish corporation tax on profit for year	23,529	460,123
Deferred tax	92,435	(99,540)
Total tax charge	<hr/> 115,964 <hr/>	<hr/> 360,583 <hr/>

## (b)Current tax reconciliation

	2009 €	2008 €
Profit / (Loss) on ordinary activities before taxation	(2,858,365)	2,254,769
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (2008: 12.5%)	(357,296)	281,846
(Over)/under provision in prior year	(28,915)	181
Excess of depreciation over capital allowances	83,178	93,043
Deficiency/(excess) of deductible over non-deductible expenses	(80,061)	29,609
DIRT credit	-	-
Differences arising from tax at the higher rate	12,660	6,179
Withholding tax on premiums	52,444	49,265
Group relief surrendered	129,119	
Losses carried forward	212,400	-
	<u>23,529</u>	<u>460,123</u>

## 5 Tangible Fixed Assets

As at 31 March 2009

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2008	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
Additions during year	129,819	59,777	158,173	347,769
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2009	<u>1,565,266</u>	<u>3,248,324</u>	<u>1,186,296</u>	<u>5,999,886</u>
Depreciation				
At 31 March 2008	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
Depreciation for year	257,274	1,037,855	218,675	1,513,804
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2009	<u>929,888</u>	<u>3,174,769</u>	<u>988,162</u>	<u>5,092,819</u>
Net book value at 31 March 2009	<u>635,378</u>	<u>73,555</u>	<u>198,134</u>	<u>907,067</u>

As at 31 March 2008

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2007	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
Additions during year	143,582	18,070	198,098	359,750
Disposals during year	(23,202)	(3,680)	-	(26,882)
At 31 March 2008	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
Depreciation				
At 31 March 2007	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
Depreciation for year	243,375	1,042,995	265,190	1,551,560
Disposals during year	(17,118)	(2,862)	-	(19,980)
At 31 March 2008	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
Net book value at 31 March 2008	762,833	1,051,633	258,636	2,073,102

## 6 Debtors: amounts falling due within one year

	2009 ?	2008 ?
Fee debtors	2,076,781	3,334,010
Prepayments and other assets	869,143	1,133,647
Deferred tax	7,105	99,540
	2,953,029	4,567,197

In addition, the Company has unrecognised deferred tax of € 787,384 (2008: nil). This has not been recognised due to uncertainty over the availability and timing of future taxable profits against which the deferred tax will reverse.

## 7 Cash at bank and in hand

	2009 €	2008 €
Cash and cash equivalents	7,730,431	9,395,964
	7,730,431	9,395,964

## 8 Creditors: amounts falling due within one year

	2009 €	2008 €
Accruals	1,716,236	4,112,753
Trade creditors	253,603	312,889
Corporation tax	497	68,856
Amount owed to parent	322,738	351,420
Amount owed to related companies	523,034	241,597
	<u>2,816,108</u>	<u>5,087,515</u>

The amount owed to the parent company includes a balance relating to management services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free.

## 9 Provision for liabilities and charges

	2009 €	2008 €
Opening balance	-	-
Charge for the year	800,000	-
Closing Balance	<u>800,000</u>	<u>-</u>

The provision relates to costs of restructuring, which is included within staff costs (see Note 2).

## 10 Called up share capital

	2009 €	2008 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

## 11 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account

	2009 €	2008 €
Shareholder's funds at beginning of year	10,948,748	9,054,562
(Loss) / profit for the financial year	(2,974,329)	1,894,186
Shareholder's funds at end of year	<u>7,974,419</u>	<u>10,948,748</u>

	2009 €	2008 €
Profit and loss account at beginning of year	10,456,410	8,562,224
(Loss) / profit for the year	(2,974,329)	1,894,186
Profit and loss account at end of year	<u>7,482,081</u>	<u>10,456,410</u>

## 12 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	2009		2008	
	Land and buildings €	Other €	Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	-	49,117	-	-
In the second to fifth years inclusive	-	-	-	48,971
Over five years	898,089	-	898,089	-
	<u>898,089</u>	<u>49,117</u>	<u>898,089</u>	<u>48,971</u>

Under an agreement, the company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to Daiwa Europe Trustees Ireland Limited. In return, the company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

## 13 Pension costs

	2009 €	2008 €
Pensions charge for year	<u>786,061</u>	<u>857,580</u>
Pension charge payable at end of year	<u>56,837</u>	<u>63,935</u>

The company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

## 14 Related parties

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 8 “Related Party Disclosures” for companies consolidated by a parent owning more than 90% of the ordinary share capital not to disclose related party transactions as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent company, Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland.

#### 15 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 not to prepare a cashflow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Daiwa Securities Group Inc., which are publicly available.

#### 16 Ultimate parent company

The Company's ultimate parent undertaking is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Group Inc. Copies of the financial statements of Daiwa Securities Group Inc. are available to the public and may be obtained from 9-1 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6751, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Trust Europe Limited.

#### 17 Post balance sheet events

There were no significant post balance sheet events affecting the company.

#### 18 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2009.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$7,405,000	€ 5,277,716	(€ 286,607)
Sell Japanese Yen		
216,700,000	€ 1,550,958	(€ 101,096)
Sell Australian Dollar		
\$970,000	€ 376,098	€ 25,211
		(€ 362,492)

These hedges will settle quarterly over the period 1 April 2009 to 31 March 2010.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams. In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2008.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$17,820,000	€ 12,322,215	€ 1,052,293
Sell Japanese Yen		
358,200,000	€ 2,382,382	€ 106,218
Sell Australian Dollar		
\$2,080,000	€ 1,202,401	€ 2,447
		€ 1,160,958

#### 19 Guarantee under Irish Companies (Amendment) Act, 1986

Under Section 17 of the Irish Companies (Amendment) Act, 1986 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and consequently, Daiwa Securities Trust Europe Limited, has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 31 March 2009, in accordance with Section 17 of the Act.

#### 20 Contingent liabilities

The Company is in receipt of grant assistance in respect of certain employment costs. The Company is contractually liable to repay all or part of the grant assistance in the event of certain conditions not being fulfilled on an ongoing basis.

#### 21 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 24 June 2009.



#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社または受益者以外の第三者の利益のために管理会社によりなされた取引のような、ファンドの受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する管理会社のあらゆる取引は、禁止されています。

管理会社、投資運用会社、受託会社および各社の関連会社、執行役員および受益者（総称して「関係者」といいます）は、時にファンドの運用との利益相反を引き起こすその他の金融取引、投資活動および専門的活動に参加し、または参加することができます。かかる活動には、その他のファンドの運用、証券の売買、投資運用相談、仲介業務、受託業務、保管業務、その他のファンドもしくは企業（ファンドの投資先企業を含みます）の取締役、執行役員、顧問もしくは代理人としての業務などを含みます。特に、投資運用会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドの投資運用または投資助言に参加する可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある場合、投資機会の配分に際して、ファンドとその他のクライアントとの間で公正に活動するものとし、利益相反が発生した場合、管理会社の取締役会は受益者の利益に適うよう公正に解決するべく努力するものとし、関係者がソフト・コミッション契約を締結する場合、関係者は

- ( ) かかる契約の相手方当事者またはブローカーがファンドに最善の履行を提供することに同意していること、
  - ( ) かかる契約の利益は、ファンドにサービスを提供する上での助けとなること、
  - ( ) ファンドに関して発行される定期的報告書の中で十分に開示されていること、
- を確認しなければなりません。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の条項およびアイルランド金融規制当局の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド金融規制当局によって承認された別のアイルランドの法人に更改および譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続します。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、( ) アイルランド高等法院の命令により、または( ) 株主総会の特別決議によって解散されます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド（「投資運用会社」）（T. Rowe Price Global Investment Services Limited）

#### 資本金の額

2009年9月末日現在、6,220万米ドル（約5,611百万円）

（注）米ドルの円換算は、平成21年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝90.21円）によります。

#### 事業の内容

T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッドは、2000年3月23日、英国において設立された株式会社であり、登記上の事務所をロンドン EC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有します。投資運用会社は、T・ロウ・プライス・グループ・インクの全額出資子会社です。投資運用会社は、英国金融サービス機構（The Financial Services Authority）により規制されています。また、投資運用会社は、2009年9月末日現在、運用資産として333億米ドルを保有していました。

T・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の持株会社で、とりわけ、ミューチュアル・ファンド、国際的なアカウントおよび大口顧客にサービスを提供する多くの関係投資運用会社を保有しています。

投資運用会社は、T・ロウ・プライス・グループの運用技術と調査能力に完全にアクセスすることができます。

- (2) 大和住銀投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

#### 資本金の額

2009年9月末日現在、20億円

#### 事業の内容

投資顧問会社は、1973年6月1日に日本で設立され、〒103-0027東京都中央区日本橋2丁目7-9に本社を有します。投資顧問会社の授権株式数1,280万株のうち、385万株が払込済み株式です。

投資顧問会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）と大和証券株式会社（現大和証券グループ本社）の戦略的提携により、平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社、住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併し商号を「大和住銀投信投資顧問株式会社」と改称しました。

投資顧問会社は、主として大和証券グループ本社、株式会社三井住友銀行およびそのグループ会社ならびにTRPHコーポレーション（T・ロウ・プライスのグループ会社）により出資されています。その主要業務は、投資信託の投資運用業です。

投資顧問会社は、日本における投資運用業者として、証券投資信託の設定、運用、管理等の業務を行っています。また、投資運用業および投資助言・代理業の登録を受け、年金、一般法人、機関投資家等に対する投資運用業務および助言業務を行っています。

- (3) ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド（Daiwa Europe Trustees Ireland Limited）（「受託会社」）

#### 資本金の額

2009年9月末日現在、2.50ユーロ（約329円）および12万英ポンド（約1,729万円）

#### 事業の内容

ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド（登記上の住所および営業上の住所 - アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ストリート、ハーコート・センター、ブロック5）は、1993年1月、アイルランドの法律に基づき設立された法人であり、ダイワ・セキュリティーズ・トラ

スト・ヨーロッパ・リミテッドの100%子会社であり、信託業務を行っています。その負債および債務は、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが発行する保証状により保証されています。

(4) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2009年9月末日現在、約1,000億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発行の受益証券の販売・買戻しを取扱っています。

## 2【関係業務の概要】

(1) T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド(「投資運用会社」)(T. Rowe Price Global Investment Services Limited)

投資運用会社として管理会社に対してファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供します。

(2) 大和住銀投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が締結され、これに基づき後者が、投資運用会社に対してファンドの適切な投資に関して一般的な投資助言および調査業務を提供しています。

(3) ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド(Daiwa Europe Trustees Ireland Limited)(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託業務、ファンドの保管業務および支払業務を行います。

(4) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンド証券の募集に関し、販売業務および代行業務を行います。

## 3【資本関係】

管理会社、受託会社および投資顧問会社の最終的親会社は大和証券グループ本社です。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法（「1972年ユニット・トラスト法」）の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく通達（「1990年ユニット・トラスト法」）により代替された。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定、固定資本および変動資本を有する会社型ファンドおよび一般契約型ファンドの設立が認められている。

#### 2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611 EEC）（「1985年通達」）を履行して、施行された。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。

1985年通達の改正は、2002年2月13日に効力が発生した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（「管理会社通達」）および（2001/108/EC）（「商品通達」）（以下「UCITS通達」と総称する。）が効力を生じた。

2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）改正規則（法令2003年第212号）により変更されたUCITS規則に基づき、商品通達はアイルランドにおいて規則として施行された（以下それぞれを「アイルランド商品規則」といい、UCITS規則およびアイルランド管理規則（下記に定義される。）とともに「アイルランド規則」と総称する。）。

EU加盟国は2002年2月13日現在で設定されていたUCITSについて「グランドファーザー条項」を規定することができ、アイルランド商品規則はグランドファーザー条項を含んでいた。アイルランド商品規則は二重制度を定めており、このためUCITS規則に基づく制度は、2007年2月13日までのアイルランド商品規則遵守の最終期限を過ぎるまで、アイルランド商品規則下の制度と併用されていた。

2002年2月13日までに設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならなかったが、当該日前にアイルランド商品規則に従うこともできた。2002年2月13日後に設定されたUCITSは、2004年2月13日までに新制度に従わなければならなかった。アイルランド商品規則が制定されてから2004年2月13日までに設定されたUCITSは、直ちに新制度に従うかまたは2004年2月13日までに従うか選択することができた。

2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第2回改正（法令2003年第497号）により変更されたUCITS規則（アイルランド商品規則により改正済）に従い、アイルランドにおける規則の方式で管理会社通達が施行されている。2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第2回改正（法令2003年第497号）は、2003年11月21日、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第3回改正（法令2003年第623号）により変更され、2003年12月22日、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第3回改正（法令2003年第623号）は、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投

資信託)規則第4回改正(法令2003年第737号)(これらを包括的に「アイルランド管理規則」といい、UCITS規則およびアイルランド商品規則とともに「アイルランド規則」と総称する。)により廃止された。

1985年通達に基づき2004年2月13日前に認可された管理会社は、アイルランド管理規則上、認可されているとみなされたが、管理会社は、当該業務を引きつぐため、(アイルランド規則第17条および付属書類6に規定されるように)アイルランド規則第15条Aに定められたものと同等の条件に従わなければならなかった。2004年2月13日前に認可された管理会社で、上記に含まれないものは当該業務を継続することができたが、かかる管理会社は、2007年2月13日までに、また適用される要件に従い、アイルランド規則の規定に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなればならなかった。2004年2月13日前に認可された自己運用型の会社型投資信託もまた、UCITS規則に基づき当該業務を継続することができたが、かかる会社型投資信託は、2007年2月13日までに、適用される要件に従い、アイルランド管理規則に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなればならなかった。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、アイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- (a) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つUCITS規則またはアイルランド規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託(以下「UCITS」という。)
- (b) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト(以下「NON-UCITSの契約型投資信託」という。)
- (c) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- (d) 1990年会社法パート(改正済)により認可される会社型投資信託
- (e) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)により設定されるNON-UCITSの一般契約型投資信託

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合(「EU」)のいずれか一つの加盟国(「EU加盟国」)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、1985年通達(改正済)が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) UCITS規則第3条(2)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(5)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および
- (b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しに相当すると見做される。

アイルランド商品規則は、UCITS規則第3条(2)(a)を削除して以下と差し替えることにより、同第3条(2)(a)を変更している。

- (a) 公衆から調達した投資元本を( )譲渡性のある証券および( )規則第45条に記載される、その他の流動性のある金融資産の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託

アイルランド商品規則はさらに、UCITS規則における「譲渡性のある証券」の定義を変更し、短期金融市場証券の定義を以下のように定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第48条Aに記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当するその他の証券(「株式」)
- 債券およびその他の形態の証券化債務(「債務証券」)
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

- (B)(1) アイルランド規則第3条(5)は、同条(2)の定義に該当するが、アイルランド規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。
- (a) クローズド・エンド型のファンド
  - (b) EUまたはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
  - (c) 信託証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(2) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- ( ) 契約型投資信託 (Unit Trusts)
- ( ) 有限責任組合理型投資信託 (Investment Limited Partnership)
- ( ) 会社型投資信託 (Investment Companies)
  - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
  - (b) 固定資本を有する会社型投資信託
- ( ) 一般契約型投資信託 (Common Contractual Fund)

UCITSは契約型投資信託、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSの契約型投資信託およびUCITSの一般契約型投資信託はアイルランド規則に従い、UCITSの会社型投資信託はアイルランド規則および1963 - 2005年アイルランド会社法(以下「会社法」という。)に従い、NON-UCITSの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきファイナンシャル・レギュレーター(the Financial Regulator)(以下「アイルランド金融規制当局」という。)が発行した通達に従って設定することができ、NON-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は1990年会社法パート(改正済)および同法に基づきアイルランド金融規制当局が発行した通達に基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合理型投資信託は、1994年有限責任組合法および同法に基づきアイルランド金融規制当局が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

(C)(1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

(2) UCITSおよびNON-UCITSの認可された契約型投資信託、UCITSおよびNON-UCITSの認可された一般契約型投資信託およびNON-UCITSの認可された有限責任組合理型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主/受益者がいない場合およびこれに関して各株主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

(3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主/受益者がいない場合およびこれに関して各株主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

(4) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則第6条に従って認可されたUCITS契約型投資信託、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、1990年会社法パート(改正済)に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合法に基づく有限責任組合理型投資信託および2005年法に基づくNON-UCITSの一般契約型投資信託についてはアイルランド金融規制当局が規制している。

### 3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

#### (A) ユニット・トラスト

契約型投資信託は、共有資産(「ファンド」)、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

##### (1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS型ユニット・トラストの場合はアイルラ

ンド規則に従い、またNON-UCITS型ユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づき、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

## (2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストの場合にはアイルランド規則第63条の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストに関しては、アイルランド規則第59条に基づいている。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

## (3) UCITS型ユニット・トラストに関する諸規則

アイルランド規則第11条および第13条により、一定の要件およびアイルランド金融規制当局による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITS型ユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に2度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されること。
  - ( ) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
  - ( ) 提案されている特定の目的に従った投資方針
  - ( ) 分配方針
  - ( ) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
  - ( ) 公告に関する規定
  - ( ) ファンドの会計年度
  - ( ) 信託証書変更手続
  - ( ) 受益証券発行手続
  - ( ) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

## (4) 投資制限

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

### ( ) UCITSの投資制限

2002年2月13日以前に設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならない。2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならない。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、設定時に本新制度に従わなければならない。2002年2月13日以前に認可された「グランドファーザー条項」の規定を利用するファンドの投資制限は、UCITS規則第7章に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (a) UCITSは、( ) EU加盟国の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券、( ) EU加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券、( ) EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券(ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もし

くは会社型投資信託の定款に規定されているものとする)、および( )発行後間もない譲渡性のある証券で(a)証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行なわれ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており(ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする)、かつ(b)かかる上場または取引が発行から1年以内に保証されている譲渡性のある証券を除く譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。UCITSは、上記( )に記載された発行後間もない譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。かかる制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資に関しては適用されない。ただし、以下の場合を除く。

- 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
  - 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格でまたはおおよその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができるとき。
- (b) UCITSは、その性質上、譲渡性のある証券と同様と見做され、とりわけ譲渡性、換金性があり、いつでも(少なくとも月に二度)正確に評価額が決定される債務証書に、その資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、アイルランド金融規制当局は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。
- (c) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。
- (d) UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。
- (e) UCITSは、アイルランド金融規制当局が定める条件に従い、かつその定める制限の範囲内で譲渡性のある証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。
- (f) UCITSは、その資産と負債の管理において為替リスクに対する保護を目的とした技法および手段を用いることができる。
- (g) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。
- (h) 会社型投資信託、または管理会社が運営し、UCITS規則に規定するすべての契約型投資信託に関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することができない。

(注)上記(g)の制限にもかかわらず、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券に、UCITSはその資産の35%まで投資することができる。

UCITSはEU加盟国にその登記上の事務所をおき、法により債券所持人を保護するための特別な公的監督に服する信用機関が発行する債券に、純資産総額の25%まで投資することができる。

ただし、UCITSが単一の発行体が発行するかかる債券にその資産の5%を超えて投資する場合は、かかる投資の総額はUCITSの資産の80%を超えてはならない。

アイルランド金融規制当局は、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する複数の譲渡性のある証券に、その資産の100%を限度としてリスク分散の原則に従い投資する権限を、UCITSに付与することができる。

かかる場合、UCITSは、(a)少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b)ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または約款に明記しなければならず、また(c)アイルランド金融規制当局の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論



見書および販売促進文書に含まなければならない。

- (i) UCITSは、UCITS規則第3条(2)に規定されたオープン・エンド型の他の投資信託の受益証券にその資産の5%を超えて投資することができない。

(注) 同一の管理会社によって管理されている契約型投資信託、または管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係に有する他の会社によって管理されている契約型投資信託の受益証券への投資は、その信託証書に従い特定の地域または経済分野への投資を専門としている投資信託で、かかる投資がアイルランド金融規制当局に認可されている場合にのみ認められる。

管理会社は、当該投資信託の資産が同一の管理会社によって管理されているかまたは共通の管理・支配もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社によって管理されている他の契約型投資信託の受益証券に投資される場合、当該投資信託の取引に関しては、報酬またはその他の費用を請求してはならない。

- (j) UCITSは、同一発行体の発行する無議決権株式の10%を超えて取得することができない。

- (k) UCITSは、同一発行体の発行する債務証券の10%を超えて取得することができない。

- (l) UCITSは、UCITS規則第3条(2)が適用される単一の他のUCITSの受益証券の10%を超えて取得することができない。

(注) 上記(k)および(l)の制限は、取得時において債務証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。上記(h)、(j)、(k)および(l)の制限は、UCITS規則の定める一定の場合は適用されない。

- (m) UCITSは、会社型投資信託または契約型投資信託のいずれの場合でも、その資産の10%を限度として借入れをすることができるが、借入れは暫定的なものとする。

- (n) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができるが、これはUCITS規則で定める借入れには該当しない。

- (o) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、第三者のために貸付を行うかまたは保証をしてはならない。

(注) 上記制限は、UCITSが全額払込済ではない譲渡性のある証券を取得することを妨げない。

- (p) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、譲渡性のある証券の空売りを行ってはならない。

2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならなかった。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、アイルランド商品規則に規定される投資制限に従わなければならない。アイルランド商品規則に基づき認可された投資対象は以下のとおりである。

- (a) UCITSは、以下の譲渡性のある証券および短期金融市場証券以外の流動性のある証券および短期金融市場証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。

( ) 通達(93/22/EEC)第1条(13)に該当する規制された市場に上場されているかもしくはかかる市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券

( ) EU加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券

( ) EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券  
(ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。)

( ) 発行後間もない譲渡性のある証券で(a)証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており(ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。)、かつ  
(b)かかる上場または取引が発行から1年以内に保証されているもの

- (b) E U加盟国に所在すると否とに関わらず1985年通達(1988年3月22日理事会通達(88/220/EEC)、1995年6月29日付欧州議会および理事会通達(95/26/EEC)、および2002年1月21日付欧州議会および理事会通達(2001/108/EEC)によって改正済)(以下「本通達」)に従い認可されたUCITSおよび/またはアイルランド商品規則第3条(2)(a)および(b)に該当するその他の投資信託の受益証券(ただし、(1)かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド金融規制当局がみなす監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、(2)他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同様であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則がUCITS通達の要件と等しいものとし、(3)他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、(4)取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その規則または設立証書に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。)
- (c) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月未満の金融機関への預金(ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置いているものとし、またはその登記上の事務所がEU非加盟国に所在している場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド金融規制当局がみなす慎重な規則に服するものとする。)
- (d) 上記( )、( )および( )に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに/または店頭市場で取引される金融派生商品(「OTC派生商品」)(ただし、(1)裏付け商品は、本(a)項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または基本定款および通常定款ならびに目論見書に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、(2)OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド金融規制当局の承認したカテゴリーに属するものとし、(3)OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。)
- (e) 規制された市場で取引されるものを除く、アイルランド商品規則で定義された短期金融市場証券(ただし、当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されているものとする。さらに当該証券は(1)EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合または欧州投資銀行、EU非加盟国または連邦国家の場合に連邦を構成する一メンバーまたは一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、(2)その証券が上記( )、( )または( )に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、(3)共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であると監督当局のみなす慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、(4)アイルランド金融規制当局の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとするが、当該証券への投資は、上記(1)、(2)または(3)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに通達(78/660/EEC)によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。)
- (f) UCITSは、事業のために必要な不動産および動産を取得することができる。
- (g) UCITSは、貴金属または貴金属を表象する証券を取得することができない。
- (h) UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。
- (i) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定する

ことを可能とするリスク管理手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、O T C派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、アイルランド金融規制当局に対し定期的に、またアイルランド金融規制当局が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的リスク、数量制限および各運用中のU C I T Sに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。

U C I T Sは、(一般的にまたは特定のU C I T Sについて)アイルランド金融規制当局が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に関係する場合、本条件および制限はアイルランド商品規則で規定された条項と一致しなければならない。

かかる運用は、いかなる場合においても、U C I T Sをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。

(j) U C I T Sは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。

エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。

U C I T Sは、その投資方針の一環として、またアイルランド規則第49条に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に投資することができるが、裏付資産のエクスポージャーは総額で、アイルランド規則第49条に規定される投資制限を超えないものとする。U C I T Sが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、かかる商品はアイルランド規則第49条に規定される制限と合算する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融市場証券が派生商品を組み込んでいる場合、派生商品は、アイルランド規則の要件を遵守する際には、考慮されなければならない。

(k) ( ) U C I T Sは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、U C I T Sがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。

本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするO T C派生商品取引には適用されない。

( ) U C I T Sは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。

( ) O T C派生商品取引におけるU C I T Sの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。

- 取引相手方がアイルランド商品規則第45条(h)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
- その他の場合、その資産の5%

(l) (k)項に規定される個別制限に関わらず、U C I T Sは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。

- 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
- 預金
- O T C派生商品取引から発生するエクスポージャー

(m) アイルランド金融規制当局は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がE U加盟国、その地方公共団体、E U非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている場合、(k)項第一文に規定された10%制限を最大35%まで引き上げることができる。

(n) (k)項および(l)項に関わらず、U C I T Sはその資産の25%を限度に、E U加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券所持人を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全

有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払に優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を(n)項に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。

アイルランド金融規制当局は、加盟国で有効な(k)項に記載される法律および監督上の取決めに従い、(k)項に規定される基準に応じて債券を発行することを授權された発行体のリストを委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。

(o) (m)項および(n)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(k)項に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。

(k)項、(l)項、(m)項および(n)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(k)項、(l)項、(m)項および(n)項に従い同一の発行体により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券または(k)項、(l)項、(m)項および(n)項に従い実行される預金もしくは派生商品取引の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。

通達(83/349/EEC)に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、本条に規定される制限の計算上、同一発行体とみなされる。

EU加盟国は、20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への累積投資を認めることがあるが、かかる投資はアイルランド規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

(p) アイルランド規則第53条、第54条および第55条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド金融規制当局により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を模写することを目指す場合、(k)項の制限は、同一発行体の株式および/または債務証券への投資について20%まで引き上げられる。

- 指数の構成が十分に分散されていること
- 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしていること
- 指数が適当な方法で公開されていること

アイルランド金融規制当局は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、(k)項に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。

(q) 受益者がアイルランド規則第49条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド金融規制当局が納得している場合、アイルランド金融規制当局は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授權することができる。

かかる場合、UCITSは、(a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または定款に明記しなければならない、また(c) アイルランド金融規制当局の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書および販売促進文書に含まなければならない。

(r) UCITSは、UCITSおよび/またはアイルランド規則第45条(e)に規定されるその他の投資信託の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、同一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。

UCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、アイルランド規則第49条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。

UCITSが、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社により管理されている他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に投資する場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求することはできない。

その資産の相当部分を他のUCITSおよび/または投資信託に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSおよび/または投資信託に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSは、その年次報告書において、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSおよび/または他の投資信託に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。

- (s)  UCITSは、同一発行体の無議決権株式の10%を超えて取得することができない。  
 UCITSは、同一発行体の債務証券の10%を超えて取得することができない。  
 UCITSは、アイルランド規則第3条(2)(a)項および(b)項に該当する単一のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券の25%を超えて取得することができない。  
 UCITSは、同一発行体の短期金融市場証券の10%を超えて取得することができない。  
(注) 上記( )、( )および( )の制限は、取得時において債務証券もしくは短期金融市場証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。

( ) NON-UCITSの投資信託の投資制限

NON-UCITSのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている。

- (a) NON-UCITSの契約型投資信託は、信託証書に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に応じてアイルランド金融規制当局により課せられることがある。
- (b) NON-UCITSの契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。NON-UCITSの契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。
- ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。
- ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。
- 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで引上げられる。
- (aa) EUの信用機関
- (bb) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)により認可された銀行
- (cc) EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)によって認可されている銀行
- (dd) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された銀行
- (ee) 受託会社
- (ff) 受託会社に随時関係する会社
- 関係会社および関係機関は、本(b)の目的においては同一の発行体とみなされる。

- (c) NON - U C I T Sの契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。
- (d) 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- (e) NON - U C I T Sの契約型投資信託は、アイルランド金融規制当局の認可を条件に国家、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国家がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。
- (f) NON - U C I T Sの契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。
- ( ) ファンドの純資産の20%までの投資であること。
  - ( ) NON - U C I T Sの契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。
  - ( ) 他の投資信託の受益証券に投資したことによりNON - U C I T Sの契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該NON - U C I T Sの契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。

#### (5) 管理会社

- ( ) (A) ( ) U C I T S規則第16条、第17条および第22条ならびにアイルランド金融規制当局のU C I T Sに関する通達により、U C I T Sの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
- (a) ( ) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
    - ( ) 常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持していること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。
    - ( ) 契約型投資信託および会社型投資信託の管理ならびに管理会社の保有財産を管理するための付随的な業務以外の業務に従事しないこと。
    - ( ) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立に受益者の利益のみのために行うなければならないとの観点から、同一U C I T Sについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任しないこと。
    - ( ) 管理会社の取締役は、管理会社が業務を提供するU C I T Sの受託会社の取締役を兼任してはならないこと。
    - ( ) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。
    - ( ) 管理会社の取締役の任命はアイルランド金融規制当局の事前の承認を要すること。取締役の解任は直ちにアイルランド金融規制当局に通知しなければならないこと。
  - ( ) (A) ( ) アイルランド管理規則第17条により、U C I T Sの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
    - (a) ( ) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
      - ( ) 最低125,000ユーロの当初資本額を有すること。
      - ( ) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのU C I T Sについて十分な経験を有すること。管理会社の業務遂行は、かかる条件を満たす最低二名の者が決定しなければならないこと。
    - (b) 上記(a) ( )に基づき、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は直ちにアイルランド金融規制当局に通知しなければならないこと。
    - (c) ( ) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド金融規制当局は、かかる関係がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うこと。

- ( ) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド金融規制当局は、認可を拒否すること。
- ( ) 本パラグラフにおいて、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有すること。
- (d) 管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供しなければならないこと。
- (e) 上記(d)に関わらず、当初資本金と(d)に基づき管理会社が保持するべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないこと。
- (f) 上記(d)に関わらず、管理会社の自己資金は、1993年3月15日の理事会通達(93/6/EEC)別紙の条項に従いアイルランド金融規制当局が定めた額を下回らないものとする事。
- (g) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(d)に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はないこと。
- (h) 上記(g)の金融機関または保険会社は加盟国に登記上の事務所を置くことを要するが、非加盟国にその登記上の事務所を置くこともできること。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド金融規制当局が判断した慎重な規則に従わなければならないこと。
- (i) 上記(d)において、下記のポートフォリオが管理会社のポートフォリオとみなされること。
- ( ) 管理会社が運用するユニット・トラストおよび契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- ( ) 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
- ( ) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (j) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に明記された条件の継続的な遵守を監視するためアイルランド金融規制当局が要求する情報の提供を管理会社に義務づけること。
- (k) 管理会社は、許可を取得次第速やかに業務を開始できること。
- ( ) (B) アイルランド規則第16条および付属書類5により、管理会社は以下の業務を行うことができる。
- (a) アイルランド規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、アイルランド規則により付与されたUCITSの運用ならびにアイルランド規則が適用されないその他の投資信託および管理会社が慎重な監督に服するが、UCITS通達に基づき別の加盟国の市場で販売され得ない他の投資信託の運用を除き、いかなる業務にも従事することができない。
- (b) 契約型投資信託および会社型投資信託の運用業務は以下を含むが、これらに限定されない。
- ( ) 投資運用
- ( ) 管理
- (aa) 法律上およびファンド運用上の計算業務
- (bb) 顧客の照会
- (cc) 評価およびプライシング(所得申告を含む。)
- (dd) 規制遵守の監視
- (ee) 受益者名簿の保管
- (ff) 収益の分配
- (gg) 受益証券の発行および買戻し
- (hh) 契約の決済(券面の発送を含む。)

- (ii) 記録の保管
  - ( ) マーケティング
  - (c) 管理会社は、投資信託の運用の他、以下の追加業務を提供できる。
    - ( ) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が得有するものを含む証券ポートフォリオの運用（当該ポートフォリオが投資業務通達の添付書類Bセクションに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合）
    - ( ) 非中核業務として、
      - (aa) 投資業務通達の添付書類Bセクションに挙げられた一または複数の投資証券に関する投資助言
      - (bb) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
  - (d) 管理会社は、上記(c)( )に規定された業務の提供のみを目的としては認可されない。
  - (e) 管理会社は、上記(c)( )の業務の提供を授權されている場合、(c)( )に挙げられた非中核業務のみを提供することができる。
  - (f) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社が、その維持する資本の水準についてアイルランド金融規制当局がその時々課する条件または要件を遵守するよう要求する。かかる条件または要件を課する場合、アイルランド金融規制当局は、1993年3月15日付理事会通達（93 / 6 / E E C）および1993年5月10日付理事会通達（93 / 22 / E E C）を考慮する。
  - (g) アイルランド金融規制当局は、慎重な規則およびアイルランド規則の付属書類8に規定される業務遂行規約を随時作成し発表するものとし、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社はこれらを常に遵守する。
  - (h) アイルランド金融規制当局は、随時、必要と判断する場合には、顧客の資金および投資証券についてアイルランド規則第16条(3)に規定された業務の提供を認可された管理会社に対し、アイルランド規則の付属書類7の規定による要件を課することができる。
  - (i) 上記(c)( )に規定された業務の提供を認可されている管理会社は、顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用する契約型投資信託の受益証券または会社型投資信託の証券に投資してはならない。
- ( ) (C) ( ) 投資業務通達第7条がアイルランド規則に基づき管理会社の規則に適用される。ただし、第7条の「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈され、第7条(2)の「投資サービスの提供」との表現は「業務の提供」と解釈される。
- ( ) アイルランド金融規制当局は、UCITSが第三国での受益証券の販売において遭遇する一般的困難について委員会に通知する。
- ( ) (D) ( ) アイルランド金融規制当局は、授權された管理会社が常にアイルランド規則第15条Aおよび第17条に定められた条件を遵守することを要求する。
- ( ) 管理会社の自己資金はアイルランド規則第17条に定められたレベルを下回ってはならない。
  - ( ) ただし下回った場合には、アイルランド金融規制当局は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。
- ( ) (E) ( ) 管理会社の適格保有は、1993年5月10日付理事会通達（93 / 22 / E E C）第9条で定められた規則に従うものとする。
- ( ) アイルランド規則において、1993年5月10日付理事会通達（93 / 22 / E E C）第9条に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
- ( ) (F) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき授權されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- 特に、アイルランド金融規制当局は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
- (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること、これには、特に、従業員による個人取引に係る



規則または自己資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその源泉、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用する契約型投資信託または会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

- (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。ただし、支店が設立された場合、設立のアレンジは、利益相反をカバーするためにホスト加盟国が定めた業務遂行規約と相反してはならない。
- ( ) (G) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) アイルランド金融規制当局は適切な方法でその旨を承知していること。
- (b) 委任は、管理会社に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行うことまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
- (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
- (d) 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド金融規制当局と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われ不得ること。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- (i) UCITSにより発行される目論見書は、管理会社が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- ( ) (H) アイルランド規則第5部第4章により、他の加盟国に支店を設置し、業務および情報を提供する権利が存在する。
- ( ) (I) アイルランド規則第17条Jは、他の加盟国で認可された管理会社に適用される規定を定めている。
- ( ) (J) アイルランド規則の付属書類6は、管理会社の認可に係る要件および義務を以下のように規定する。
- (1) 認可の申請は、アイルランド金融規制当局が随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載すること、および上記の一般性を侵害することなく、アイルランド金融規制当局が以下に関連して要求する詳細事項または情報を記載すること。
- (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
- (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者で、その株式保有または申請中の管理会社とのその他の商業関係が申請中の管理会社の業務遂行に重大な影響を及ぼす可能性がある自然人または法人を含む。
- (c) 申請中の管理会社の基本定款および通常定款

- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド金融規制当局に対し以下を充足しない限り、アイルランド金融規制当局から認可されないこと。
- (a) 申請中の管理会社が会社法に基づき設立された会社であり、その業務がアイルランド規則の要件に従った方法で実行されることを確保するための手配を行ったこと。
  - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の基本定款及び通常定款には、アイルランド規則に従い、かつアイルランド金融規制当局が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にする妥当な条項が記載されること。
  - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド金融規制当局により指定された最低資本レベルを有すること。
  - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
  - (e) その適格株主各々の適当性
  - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること
  - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド金融規制当局がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド金融規制当局が指定する情報を提供されることを可能とするため手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
  - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド金融規制当局により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
  - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ整然と規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド金融規制当局が必要とみなすその他の事項
- (3) アイルランド金融規制当局は、認可管理会社が維持するべき資本レベルについて、その時々々に条件または要件を課することがあり、またアイルランド規則および1995年投資仲介業法（改正済）に規定された資本要件を考慮する。
- (4) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド金融規制当局から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド金融規制当局を納得させない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド金融規制当局は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ整然とした規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、基本定款または通常定款の変更を指図することができる。
- (6) アイルランド規則に基づきアイルランド金融規制当局により付与される認可は、認可管理会社が提供するべき業務の種類を特定する。
- (7) (a) アイルランド金融規制当局は、非常に多くの者に対し、アイルランド規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド金融規制当局は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、アイルランド規則に基づく申請を正當に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はアイルランド規則に従い実行される。
- (8) アイルランド金融規制当局は、以下の管理会社を認可する前に関係する他の加盟国の管轄当局と協議する。
- (a) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
  - (b) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
  - (c) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社

- (9)(a) 管理会社について、アイルランド金融規制当局は、関係する管理会社の母国とホスト加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、UCITS 通達に規定されているアイルランド規則を適用し、アイルランド規則の関係条項はこれに準じて解釈される。
- (b) アイルランド規則の条項に従い、管理会社は、( ) 管理会社の適正かつ整然とした規制および監督、ならびに( ) 投資家もしくは顧客または両者の保護のいずれかまたは両方を目的にアイルランド金融規制当局により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守する。
- (10) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、アイルランド規則に基づきアイルランド金融規制当局が納得するように監督され得るように、アイルランド金融規制当局により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するよう申請中の管理会社または認可管理会社に要求することができる。
- ( ) 1990年ユニット・トラスト法およびNON-UCITSに関する通達の下で登録された、NON-UCITSの契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
- (b) 常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持しているとアイルランド金融規制当局が判断すること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである管理会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
- 管理会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- (c) 契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。
- (d) 管理会社の取締役は、契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。
- (e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。
- (6) 受託会社
- ( ) 信託証書に定められる受託会社は、信託証書に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。
- 受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。
- (a) 契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却がアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法(いずれか適用あるもの)および信託証書に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格がアイルランド規則(UCITSの契約型投資信託の場合)および信託証書に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をアイルランド規則もしくは1990年ユニット・トラスト法(いずれか適用あるもの)または信託証書に抵触しない限り実行すること。
- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) ファンドの収益がアイルランド規則(UCITSの契約型投資信託の場合)および信託証書に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、( ) 信託証書およびアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ( ) その他については信託証書の条項およびアイルランド規則を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) 組入証券の効率的な運用の目的でNON-UCITSの契約型投資信託によって締結された契

約の要項を遵守すること。

- ( ) UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。
- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること、かつ、
- (b) ( ) 払込資本金がアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない、加盟国で認可された金融機関であること、または、
- ( ) 払込資本金がアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の加盟国に設置された支店であること、または、
- ( ) 加盟国内の会社であり、かつ、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。
- (bb) アイルランド金融規制当局によって、かかる金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。
- (cc) アイルランド規則第19条(2)の(a)、(b)、(c)( )または(c)( )に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド金融規制当局によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。
- (c) 受託会社はアイルランド規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。
- 受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。上記の受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を副保管会社に委託したことによって影響を受けない。
- (d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。
- ( ) 受託会社は、常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
- 受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- 財源（返済金を含む。）の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド金融規制当局の承認を得ること。
- 上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。随時変更される本書は、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「UCITS通知」の一部を構成する。
- ( ) 受託会社の取締役または代理取締役の任命はアイルランド金融規制当局から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド金融規制当局に通知すること。
- ( ) 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。
- ( ) 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。
- ( ) 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書はアイルランド金融規制当局に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

- ( ) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されたNON-UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b) ( ) 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、アイルランドで認可されている金融機関であること。
- ( ) 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、1977年12月12日付第一理事会通達が上記のように適用される金融機関のアイルランドで設立された支店であること。
- ( ) EU加盟国で設立された会社で、
- (aa) 1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (bb) アイルランド金融規制当局によって、1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (cc) 上記( )、( )、( ) (aa)および( ) (bb)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド金融規制当局によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (c) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点でアイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、アイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法でアイルランド金融規制当局に対応しなければならない。
- (d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。
- ( ) 受託会社は、常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- 財源(返済金を含む。)の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド金融規制当局の承認を得ること。
- 上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。随時変更される本書は、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「NUシリーズ通知」の一部を構成する。
- ( ) 受託会社の取締役の任命はアイルランド金融規制当局から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド金融規制当局に通知すること。
- ( ) 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。
- ( ) 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。
- ( ) 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書はアイルランド金融規制当局に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

## (7) 関係法人

## (a) 投資顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

## (b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

## (B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド金融規制当局の認可および監督に服し、アイルランド金融規制当局はこれらに条件を付すことができる。

## (C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、NON-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド金融規制当局の認可および監督に服する。

## (D) 会社型の投資信託

( ) 会社型の投資信託は、これまでアイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはNON-UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

## ( ) 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）NON-UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

(a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。

(b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更はアイルランド金融規制当局に届出て、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。

- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、V C Cはいつでも株式を発行することができること。
- (d) V C Cは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) V C Cの株式は、V C Cの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にV C Cに純発行価格相当額が払込まれない限り、V C Cは株式を発行しないこと。
- (g) V C Cの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること( U C I T Sについては1か月に最低2回とする。)。アイルランド金融規制当局は、U C I T Sに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にV C Cが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、NON - U C I T S型のV C Cに同様に適用される。ただし、アイルランド金融規制当局が(d)の適用除外を認めて、V C Cがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてNON - U C I T SのV C Cが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー / 開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

( ) 固定資本を有する会社型投資信託( F C C )

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、F C Cはあらゆる点でV C Cに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、U C I T SではないV C Cに適用されない。

( ) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)( )および( )記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、U C I T S型およびNON - U C I T S型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

( ) 会社型投資信託

(A)(a)( )アイルランド金融規制当局は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについてその各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

( ) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド金融規制当局に通知しなければならない。

(b) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

(c) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

(a) アイルランド金融規制当局は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。

( ) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合

( ) 会社型投資信託が、アイルランド金融規制当局に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合

- ( ) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第36条 A (1)に基づきアイルランド金融規制当局が定める条件を充足する最低 2 名の者により決定される場合
- (b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド金融規制当局は、かかる関係がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。
- (c) アイルランド金融規制当局はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。
- (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から 6 か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
- (e) 本規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有する。
- (C) 業務の委任
- (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- ( ) アイルランド金融規制当局は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
- ( ) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行為することまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
- ( ) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
- ( ) 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド金融規制当局と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- ( ) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われ不得ること。
- ( ) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- ( ) 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- ( ) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- ( ) 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D)(a) アイルランド金融規制当局は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド金融規制当局は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその源泉、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
- ( ) 関係法人



## (a) 受託会社 / 保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、アイルランド規則第37条により、受託会社 / 保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第40条および第41条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド金融規制当局の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- ( ) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- ( ) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記( )または( )の場合に該当する会社型投資信託は、(aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド金融規制当局に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3.(A)(6)( ) (a)から(g)に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a) 契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b) 受益証券の記載は、株式の記載、(c) 1990年ユニット・トラスト法の記載は、1990年会社法のパート (改正済) またはアイルランド規則 (いずれか適用あるもの) の記載および(d) 信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

## (b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

## 4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

## (A) 設立関係法令

- ( ) アイルランド会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

- ( ) 会社設立の要件
  - 最低2名の株主が存在すること。
- ( ) 定款の記載事項
  - 定款には、以下の事項の記載が必要とされる。
    - (a) 引受株主の身元
    - (b) 会社の形態および名称
    - (c) 会社の目的
    - (d) 引受資本および授權資本（もしあれば）の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
    - (e) 申込時の払込額
    - (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
    - (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
    - (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
    - (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
    - (j) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
    - (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載

(l) 存続期間（適用ある場合）

(m) 会社の設立に際しもしくはは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

( ) アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

( ) アイルランドにおける投資信託の認可

(a) アイルランド規則第9、10および11条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

( ) 次の投資信託はアイルランド金融規制当局から認可を受けることを要する。

(aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

(bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。

( ) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。

(b) アイルランド金融規制当局の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第6条によりUCITSの監督権がアイルランド金融規制当局に付与されている。

(c) アイルランド規則による目論見書等の要件

アイルランド規則第74条および77条は、ファンドに、簡略目論見書、完全目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。

アイルランド規則第74、76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件を以下のように定めている。

( ) UCITSは簡略目論見書、完全目論見書およびかかる目論見書の変更、年次報告書および半期報告書をアイルランド金融規制当局に提出しなければならない。

( ) 簡略目論見書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。

さらに、完全目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書が請求に応じ無料で申込人に提供される。

( ) 年次報告書および半期報告書は、完全・簡略目論見書に特定される場所で、またはアイルランド金融規制当局が承認したその他の手段により一般公衆に入手可能とされなければならない。

( ) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

(d) アイルランド規則によるその他の要件

( ) 公募または売出しの申請

アイルランド規則第10条(1)は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド金融規制当局の認可を受けなければならない旨規定している。

( ) 信託証書または定款の事前承認

アイルランド規則第11条(1)は、UCITSは、アイルランド金融規制当局が信託証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

( ) 管理会社および会社型投資信託による事前遵守

アイルランド金融規制当局は、管理会社または会社型投資信託がアイルランド規則に定められた前提条件を遵守しない場合には、UCITSの認可を行わない。

( ) 受益証券の販売活動

アイルランド金融規制当局は、UCITSが加盟国における受益証券の販売活動を法律により禁止されている場合（ファンド規則または設立証書の条項に従う場合を含む。）にはUCITSの認

可を行わない。

- ( ) 外国において使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて監督官庁に提出された場合、事前承認を要する。

アイルランド金融規制当局の監督に服する投資信託がアイルランドの国外で公募または売出しを行う場合に使用されるすべての目論見書および財務報告書は、アイルランド金融規制当局に提出することを要する。これらの訂正書についても、同様である。

これらの文書には、アイルランドの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。登録申請書および定期報告書もまたアイルランド金融規制当局に提出することを要する。

- ( ) 完全 / 簡略目論見書の記載内容

管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。リスクについては、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。完全目論見書は少なくともアイルランド規則の付属書類 1 に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

簡略目論見書は、アイルランド規則の付属書類 4 に規定された主要情報を要約の形で含み、平均的投資家が容易に理解できるように構成されかつ記載されなければならない。

簡略目論見書は、翻訳に関するものを除き変更を行わずにすべての加盟国で使用されるべき販売ツールとして用いることができる。アイルランド金融規制当局は、そのため、追加として別の書類または追加情報を請求できないことがある。

- ( ) 財務状況の報告および監査

アイルランド規則第85条は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド金融規制当局に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド金融規制当局が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

- ( ) 財務報告書の提出

アイルランド規則第99条は、アイルランド金融規制当局が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド金融規制当局がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

アイルランド規則は、アイルランド金融規制当局がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

- ( ) 罰則規定

アイルランド規則第106条に基づき、UCITSの会社型投資信託、管理会社、受託会社または監査人の役員もしくは従業員が、アイルランド規則の条項に違反した場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270.00ユーロ以下の罰金刑またはその両方に処される。

## 5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託の清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

- (A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

- (B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせ

た場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

## 6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739 B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

（上記に規定する）投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター（「IFSC」）に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者（特定の例外は除く）に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または（個人およびトラストの場合）アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地／住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドの税金債務は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

(B) 法人税

アイルランドは世界で最も有利な法人税の環境にある国の一つである。EUに承認された法人税率は12.5%である。法人税は会社の利益に課税される。法人税上の「利益」は収益（事業または取引利益による労働所得および投資利益による受動所得）とキャピタル・ゲインにより構成される。

## 第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。

### 1．表面

- a．ファンドの名称
- b．ユニットの名称および表象される口数
- c．ファンドの設立の日
- d．存続期間
- e．発行の日
- f．取締役の署名

### 2．裏面

- g．譲渡人の署名欄
- h．譲受人の声明欄（アイルランド人および米国人でないこと）
- i．譲受人の署名欄
- j．譲渡の日

## 第5【その他】

- (1) 目論見書に有価証券届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」「第1 ファンドの状況」および第四部「特別情報」「第2 その他の関係法人の概況」の主要内容等を要約し、「ファンドの概要」として記載することがあります。
- (2) 有価証券届出書本文第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」(1)「投資状況」、(3)「運用実績」および第三部「ファンドの詳細情報」第4「ファンドの経理状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報について表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。また、ファンドの関係する外国為替を併記することがあります。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 受益者に対する独立監査人報告書

2008年5月31日に終了した年度

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者各位

我々は、2008年5月31日に終了した年度の毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド、毎月分配カナダ・ボンド・ファンドおよび毎月分配 米国優先証券ファンド（総称して「サブ・ファンド」という。）の、資産・負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資明細表ならびに関連する注記から構成されるトラストの財務書類について監査を行った。当財務書類は、記載されている会計方針に従って作成されている。

## 管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用あるアイルランドの法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランドの勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計実務）に準拠した財務書類および本年次報告書の作成に関する管理会社の責任は、管理会社の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。当該意見を含む本書は、各サブ・ファンドの受益者全体のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関してもまたは本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を引受けずまた負わないものとする。

我々は、財務書類がアイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、また1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、本年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、監査済財務書類に一致しているか否かを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任は、その他の情報にまで及ぶものではない。

## 監査意見の基準

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針はサブ・ファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに充分な証拠を提供するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々はまた財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

我々の意見では、当財務書類は2008年5月31日現在のサブ・ファンドの財務状況、ならびに同日に終了した年度の実績について、アイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って、真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

ブライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2008年9月29日

[次へ](#)

## Daiwa Bond Fund Series

## Independent Auditors' Report to the Unitholders

For the year ended 31<sup>st</sup> May 2008

To the Unitholders of the Daiwa Bond Fund Series;

We have audited the financial statements of the Trust comprising of the Monthly Dividend Euro Bond Fund, the Monthly Dividend Australian Bond Fund, the Monthly Dividend Canada Bond Fund and the Monthly Dividend US Preferred Securities (collectively the "sub-funds") for the year ended 31st May 2008, which comprise the Statement of Assets and Liabilities, Statement of Operations, Statement of Changes in Net Assets attributable to the Holder of the Redeemable Participating Units, the Schedules of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of the Manager and the auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each sub-fund as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.



#### Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the sub-funds' circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the affairs of the sub-funds at 31st May 2008 and of their results for the year then ended; and have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

Date: 29 / 9 / 2008

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2008年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

## 取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

## 監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。

我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2008年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の利益について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2008年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

ケーピーエムジー

2008年7月30日

勅許会計士

登録監査人

ダブリン1

I F S C

ハーバーマスター・プレイス1

[次へ](#)

Independent auditor's report  
to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2008 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein. This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

#### Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

#### Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

## Opinion

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2008 and of its profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2008 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

*KPMG*

30 July 2008

*Chartered Accountants*

*Registered Auditor*

*1 Harbourmaster Place*

*IFSC*

*Dublin 1*

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 受益者に対する独立監査人報告書

2009年5月31日に終了した年度

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者各位

我々は、2009年5月31日に終了した年度の毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド、毎月分配カナダ・ボンド・ファンドおよび毎月分配 米国優先証券ファンド（総称して「サブ・ファンド」という。）の、サブ・ファンドに関する資産・負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資有価証券明細表ならびに関連する注記から構成されるトラストの財務書類について監査を行った。当財務書類は、記載されている会計方針に従って作成されている。

## 管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用あるアイルランドの法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランドの勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計実務）に準拠した財務書類および本年次報告書の作成に関する管理会社の責任は、管理会社の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。当該意見を含む本書は、各サブ・ファンドの受益者全体のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関してもまたは本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を引受けずまた負わないものとする。

我々は、財務書類がアイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、また1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、本年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、監査済財務書類に一致しているか否かを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任は、その他の情報にまで及ぶものではない。

## 監査意見の基準

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針はサブ・ファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を提供するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々はまた財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

我々の意見では、当財務書類は2009年5月31日現在のサブ・ファンドの財務状況、ならびに同日に終了した年度の実績について、アイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って、真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2009年9月30日

[次へ](#)

## Daiwa Bond Fund Series

Independent Auditors' Report to the Unitholders  
For the year ended 31<sup>st</sup> May 2009

To the Unitholders of the Daiwa Bond Fund Series;

We have audited the financial statements of the Trust comprising of the Monthly Dividend Euro Bond Fund, the Monthly Dividend Australian Bond Fund, the Monthly Dividend Canada Bond Fund and the Monthly Dividend US Preferred Securities (collectively the "sub-funds") for the year ended 31<sup>st</sup> May 2009, which comprise the sub-funds' Statement of Assets and Liabilities, Statement of Operations, Statement of Changes in Net Assets attributable to the Holder of the Redeemable Participating Units, the Schedules of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of the Manager and the auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each sub-fund as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

#### Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the sub-funds' circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the affairs of the Trust at 31<sup>st</sup> May 2009 and of their results for the year then ended; and have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

Date: 30 September 2009

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)



## 独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2009年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

## 取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

## 監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに充分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2009年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の損失について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2009年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

2009年6月24日

ケーピーエムジー  
勅許会計士  
登録監査人  
ダブリン1  
I F S C  
ハーバーマスター・プレイス1

[次へ](#)

## Independent auditor's report

to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2009 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

## Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

## Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2009 and of its loss for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2009 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

KPMG  
Chartered Accountants  
Registered Auditor  
1 Harbourmaster Place  
IFSC  
Dublin 1

24 June 2009

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。